

## 文京区みどりの基本計画（案）について

### 1 概要

平成11年3月に策定した「文京区緑の基本計画」は、目標年次である20年目を迎え、社会情勢の変化や関係法令の改正等があったため、学識経験者、公募区民、事業者等で構成する文京区緑の基本計画改定協議会を設置し、検討を進めてきた。

このたび、パブリックコメント等の意見を踏まえ、文京区みどりの基本計画（案）を作成したので報告する。

### 2 検討状況

令和元年	5月	第一回協議会（区のみどりの現状及び課題について）
	8月	第一回幹事会（原案）
	9月	第二回協議会（原案）
	11月	第二回幹事会（素案）
	11月	第三回協議会（素案）
	12月	議会報告（素案） パブリックコメント
令和2年	1月	第三回幹事会（案） 第四回協議会（案）

### 3 文京区みどりの基本計画（素案）パブリックコメントの結果

裏面のとおり

### 4 文京区みどりの基本計画（案）

別紙のとおり

### 5 今後のスケジュール

令和2年 3月 文京区みどりの基本計画改定

みどりの基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果

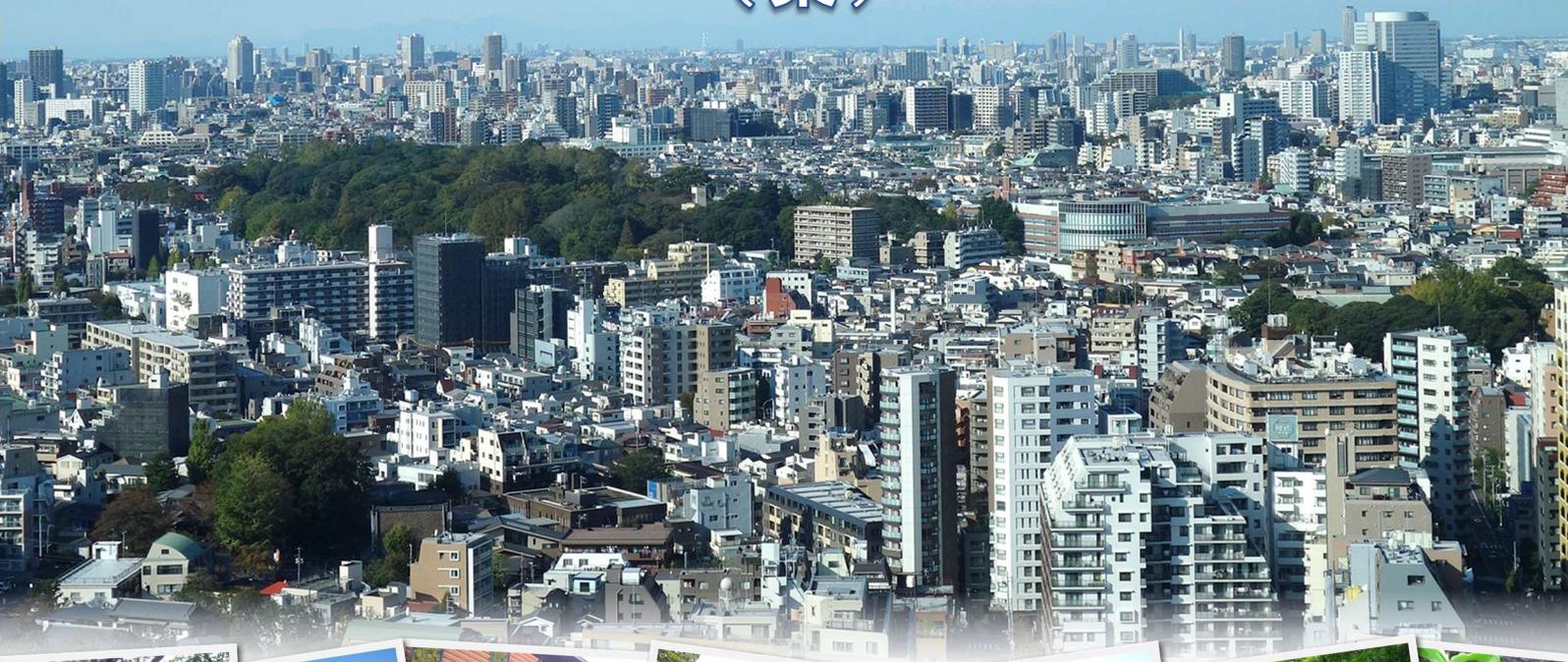
1 パブリックコメントの概要

件名	文京区みどりの基本計画（素案）
意見の募集期間	令和元年12月6日～令和2年1月6日
意見の提出方法	電子メール（67件）
意見を提出した人数 及び件数	8人 67件

2 主なご意見に対する区の考え方

いただいたご意見	区の考え方
13頁の「目に見えるみどり」の「課題」に於いて、「2-1 特に宅地内のみどりを増加させていくことで、目に見えるみどりを生み出していく必要があります」と指摘している以上、目標値の指標として「緑視率」を設定すべきである。	緑視率については、協議会の中でも議論されましたが、「緑視率」は定点箇所の観測で見え方によりみどり量が違うことから、みどりの総量として客観的な数字にならないため目標値として設定するのではなく、文京区緑地実態調査において確認してまいります。
65頁の「(5)緑被地面積の目標値」について「2029年に緑被率を現在の18.4%から19%に上昇させます」としているが、19%を達成してそれで事足りるとするのではなく、「19%以上に上昇させます」とし、高い志と情熱、不退転の決意で臨む姿勢を打ち出す計画とすべきである。	計画の進行管理を適切に行い、計画期間中であってもより効果的・効率的な手段に組み替えてまいります。
13頁の「目に見えるみどり」の「課題」の解決に向けては、文京区の第一種低層住居地域を中心とする閑静な住宅街を対象に、文京区としての「みどりのまちなみづくり指針」を策定し、その指針に沿った「みどりのまちなみづくり」を推進する地区を指定し、区の支援策を含め区民と区が連携して「みどりのまちなみづくり」に取り組む施策を打ち出すべきである。	本計画では、区内全域を「緑化重点地区」に指定し、緑化の推進を図ってまいります。なお、具体的な取組につきましては、「6取組の展開」でお示ししています。
養蜂を通じて自然環境の重要性を知り、季節ごとの花や木々の成長に気が付く人材を増やしてほしい。養蜂は環境教育の役割も兼ね備えており、蜂を介して自然を見ることは自分自身の成長にも繋がります。	本計画においても、生物多様性に配慮した環境の保全・充実・創出は課題となっているため、重点施策7や重点施策8など、計画にお示した様々な施策により「人や生きものの暮らしを支えるみどりのネットワークの形成」を図ってまいります。

# 文京区 みどりの基本計画 (案)



令和2年3月

## 目次

<b>1</b>	<b>計画改定の枠組み</b>	<b>1</b>
(1)	みどりの基本計画とは	1
(2)	計画改定の背景と目的	1
(3)	みどりの基本計画の位置づけ	7
(4)	みどりの基本計画の対象区域	7
(5)	計画期間	8
(6)	対象とするみどり	9
<b>2</b>	<b>みどりの現状分析</b>	<b>10</b>
(1)	文京区の地域特性	10
(2)	みどりの現況と課題	11
(3)	みどりの課題の整理と計画の改定方針	33
<b>3</b>	<b>「文京区緑の基本計画」(平成 11 年策定)の検証と新たな計画のあり方</b>	<b>34</b>
(1)	「文京区緑の基本計画」の概要	34
(2)	「文京区緑の基本計画」の検証と新たな計画のあり方	35
<b>4</b>	<b>本計画の全体像</b>	<b>37</b>
<b>5</b>	<b>めざすみどりの姿</b>	<b>38</b>
(1)	基本理念	38
(2)	10 年後の将来像と 10 年間の取組方針	38
(3)	みどりの配置計画	39
<b>6</b>	<b>取組の展開</b>	<b>45</b>
(1)	取組の一覧	45
(2)	重点施策	47
(3)	各施策の詳細	61
(4)	都市公園の整備及び管理の方針	65
(5)	緑被地面積の目標値	65
<b>7</b>	<b>計画の推進</b>	<b>66</b>
(1)	推進体制	66
(2)	進行管理	67
<b>8</b>	<b>資料編</b>	<b>69</b>
(1)	文京区みどりの基本計画改定の経緯	69
(2)	用語解説	70

# 1 計画改定の枠組み

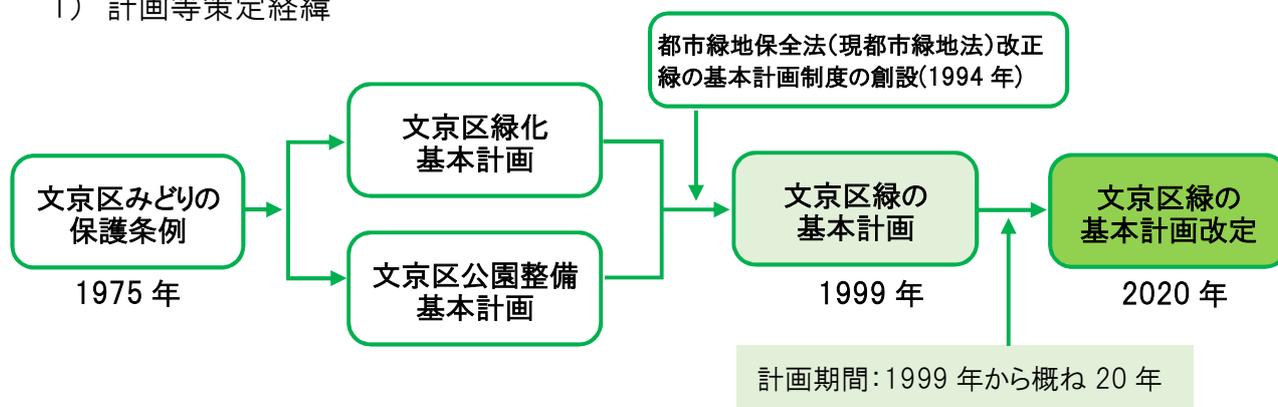
## (1) みどりの基本計画とは

- 都市緑地法第 4 条に基づき、区市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に行うために定める、当該区市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

## (2) 計画改定の背景と目的

- 文京区緑の基本計画の策定から 20 年が経過し、計画期間が満了することを受け、社会情勢や自然環境の変化、法改正、上位計画の改定等に対応し、緑の基本計画の改定を行います。

### 1) 計画等策定経緯



平成 11 年(1999 年)に「文京区緑の基本計画」を策定後、目白台運動公園を平成 21 年(2009 年)に開設する等、区内の公園の面積は増加してきました。さらに、平成 23 年度(2011 年度)に策定した「文京区公園再整備基本計画」に基づき、利用者や近隣住民との意見交換会等を行い、公園の再整備を進め、公園の質の向上に努めてきました。

しかしながら、人口が増加した影響もあり、区民一人当たりの公園面積は、減少してきました。区内で新たに公園用地として取得できる土地は非常に限られており、公園面積の増加も難しい状況です。文京区の人口は、令和 21 年(2039 年)頃まで増加することが予想されており、区民一人当たりの公園面積の増加は困難です。

今後、これまでの様に区が主体となって公園、緑地等を整備していくことによるみどりの創出だけでは、今までのようにみどりの量が増えていかない可能性があります。

このような背景のもと、文京区におけるみどりをより豊かにし、区民がいつまでも住み続けたいと思えるまちとするため、区民、事業者、区が協力・連携しながら、みどりを創出し、育み、活かしていくことを目的として、「文京区緑の基本計画」を改定します。

## 2) みどりを取り巻く社会動向

- 2015年に国連により、SDGs(持続可能な開発目標)が設定されました。
- グリーンインフラの考え方が注目されています。

### ●SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsは、平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標を示します。MDGsは開発途上国のための目標でしたが、SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策等、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含んでいます。また、この達成のために、先進国も途上国も、各国政府や市民、民間セクターが連携して活動していくことが求められています。

目標は全部で17項目にわたりますが、特にみどりの基本計画に関連すると考えられる目標は以下が挙げられます。

- 目標6：すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
- 目標11：都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
- 目標12：持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 目標13：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標15：陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標17：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



### ●グリーンインフラ

グリーンインフラは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で

す。国内では、平成27年(2015年)に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画において、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少、高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

国土交通省では、令和元年(2019年)にグリーンインフラの当面の考え方として、「グリーンインフラとは社会資本整備や土地利用のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組」であるとしています。「従って、自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用は、概ね、グリーンインフラの主旨に合致」するものであると示しています。

現段階で具体的な制度等に基づくものではありませんが、みどりの有する保水、防火、景観の向上といった機能を用い、ストックとして活かしていく視点を持つ必要があります。

### 3) 関連する国の方針の整理

関連する国の方針について、計画改定の際の前提として把握すべき内容としては以下の点が挙げられます。

計画等	
SDGs実施方針	・SDGs(持続可能な開発目標)の推進
都市緑地法改正	・市民緑地認定制度の運用(区による活用促進、事前協議 等) ・緑の基本計画記載事項追加(都市公園の管理方針 等)
都市公園法改正	・官民連携等による公園の活用 等
生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き	・生態系ネットワークに配慮した緑地の配置 等

【都市公園法等】

**都市公園の再生・活性化**

- 都市公園で**保育所等の設置を可能に**(国家戦略特区特例の一般措置化)
- 民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設**
  - 収益施設(カフェ、レストラン等)の設置  
管理者を民間事業者から**公募選定**
  - 設置管理許可期間の**延伸**(10年→20年)、**建蔽率の緩和等**
  - 民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施**

(予算) 広場等の整備に対する**資金貸付け**  
【都市開発資金の貸付けに関する法律】  
(予算) 広場等の整備に対する補助

▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)

- 公園内の**PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸**(10年→30年)
- 公園の活性化に関する**協議会の設置**

【都市緑地法】

**緑地・広場の創出**

- 民間による**市民緑地の整備を促す制度の創設**
  - 市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定  
(税) 固定資産税等の軽減 (予算) 施設整備等に対する補助
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充**
  - 緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加

▶ 市民緑地(イメージ)

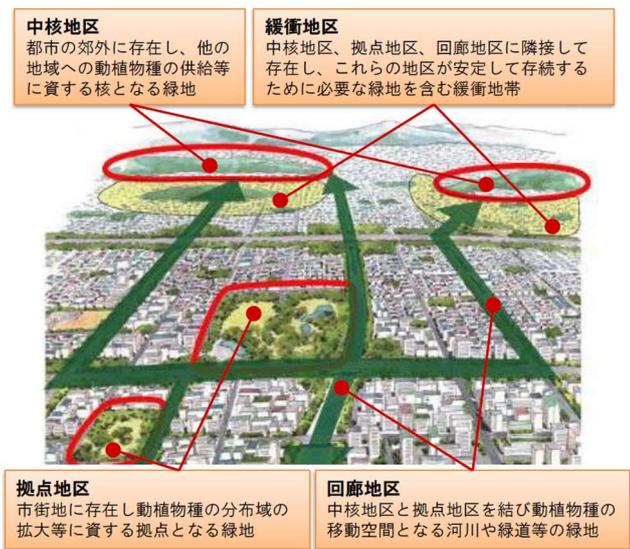
【都市緑地法】

**地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実**

- 市区町村が策定する「**緑の基本計画**」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充
  - 都市公園の管理の方針**

都市公園法改正、都市緑地法改正の概要

図の出典:国土交通省資料を一部修正



エコロジカル・ネットワーク形成のイメージ図

図の出典:生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引きより引用

#### 4) 関連する東京都の方針の整理

関連する東京都の方針について、計画改定の際の前提として把握すべき内容としては以下の点が挙げられます。

計画等	
都市計画公園・緑地の整備方針(H23年)※	・10年間で優先的に整備する公園・緑地の選定 等
緑施策の新展開(H24年)	・協働による街路樹の育成、都市公園の充実によるネットワーク形成 ・魅力ある水辺空間の創出 ・都市開発諸制度による緑化推進、民間による自主的緑化促進 等
緑確保の総合的な方針(改定)(H28年)※	・崖線部のみどりの保全 等
都市づくりのグランドデザイン(H29年)	・緑の保全活用(公共と民有空間の一体的緑創出、個性ある公園づくり、開発機会を捉えた緑化、水と緑のネットワーク化) ・水辺に顔を向けたまちづくり(舟運ネットワーク、水辺環境を意識した開発 等)
東京における土地利用に関する基本方針(H31年)	・都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・創出 ・緑化地域の指定によるみどりの量の底上げ ・市民緑地認定制度の活用による、みどりの量的な底上げと質の向上 ・都市開発諸制度活用方針の適用エリア・育成用途等の見直し ・木造住宅密集地域における空き家・空き地の活用や共同化等に合わせた緑化スペースの創出 等
東京が新たに進めるみどりの取組(R1年)	・東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない ・都市開発諸制度の活用によるみどり創出 ・崖線、丘陵地、河川等のみどりの骨格の保全の推進 ・市民緑地認定制度活用促進 等

※ 都と区市町村が合同で策定したもの



図の出典：都市づくりのグランドデザイン(H29年)より引用

都市づくりのグランドデザインにおける4つの地域区分と2つのゾーン



図の出典：東京が新たに進めるみどりの取組(R1年)より引用

東京が新たに進めるみどりの取組における東京のみどり等の現況とこれからの主な取組

## 5)文京区の上位・関連計画における方針の整理

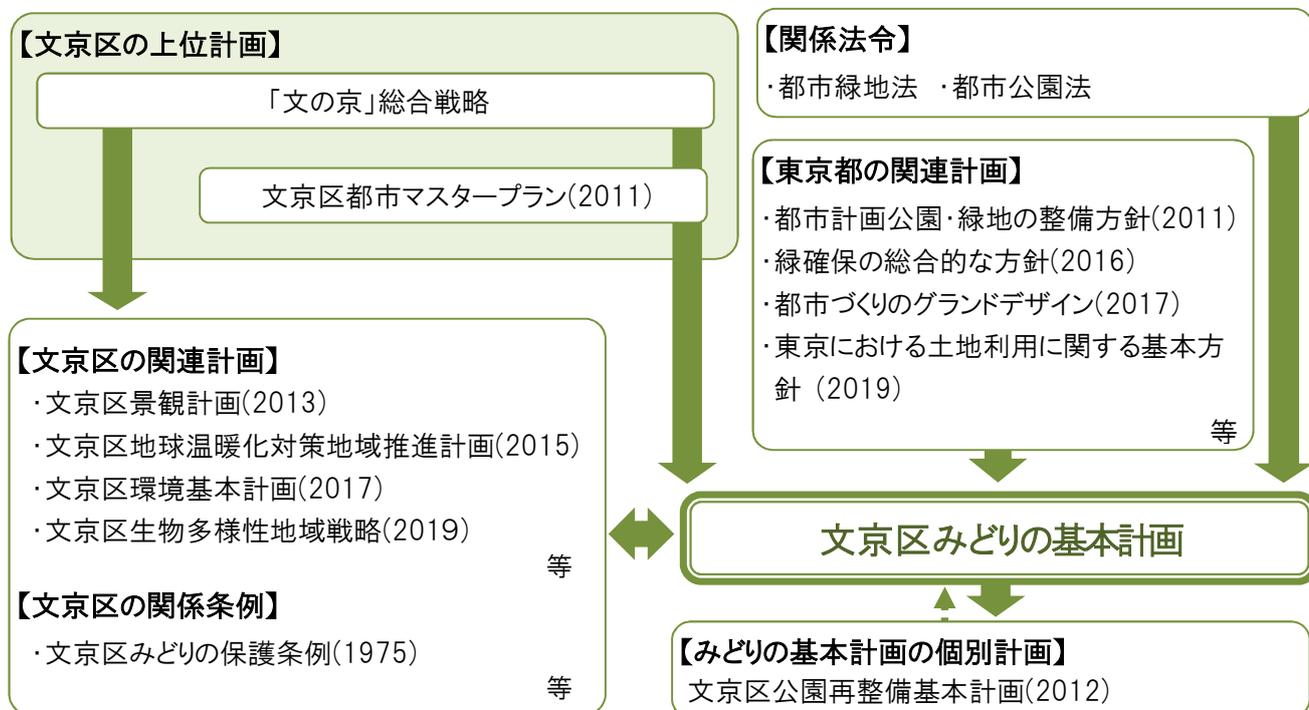
文京区の上位、関連計画における方針について、計画改定の際の前提として把握すべき内容としては以下の点が挙げられます。

計画等	
文京区みどりの保護条例 ・昭和 50 年施行	<p>【概要】・みどりの保護、みどりの育成、知識の普及等、総則から成る「みどり」は樹木・樹林が対象</p> <p>【主な制度等に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね 5 年毎にみどりの実態調査を行い公表する</li> <li>・保護樹木(規定に定められた樹木等を指定、区はこの保護の助言、援助を実施)</li> <li>・緑化基準の設定(規則で定める基準に基づき公共・民間施設の緑化を実施)</li> <li>・みどりの育成協定(規則で定める基準に該当する地域で所有者(管理者)と協定締結、区は管理者へ苗木の供給、あっせん等の措置を行う)</li> <li>・みどりのモデル地区指定(みどりの保護と育成のため、特に必要があると認める地区をみどりのモデル地区として指定、モデル地区に対して区長はみどりの保護と育成に必要な措置の実施及び公共施設の緑化を優先的に努める)</li> </ul>
文京区基本構想 ・H22 年度策定 ・計画期間 10 年程度	<p>【将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」</li> </ul> <p>【関連する施策:観光】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化の香りや四季を感じることができる本区の特性を活かす</li> <li>・「まちあるき」が楽しめる魅力的な観光プランを提供する</li> </ul> <p>【関連する施策:住環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを進める</li> <li>・公園等のオープンスペースや、散歩したくなる緑にあふれる歩行空間の創出・整備を進める</li> </ul> <p>【関連する施策:環境保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な生物が生息できる環境を育むため、身近な生活空間の緑化を進めるとともに、公園等のオープンスペースの適切な管理や緑を保護する制度の活用等により、緑地を適切に保全する</li> <li>・ヒートアイランド緩和のため環境に配慮した建築物や緑化の促進、保水性や遮熱性を備えた資材の利用促進 等</li> </ul>
文京区都市マスタープラン ・H22 年度改定 ・目標年次 2030 年(概ね 20 年間)	<p>【まちづくりの目標】協働で次世代に引き継ぐ 安全で快適な魅力あふれるまちづくり</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまった緑の空間を相互に結び、回遊性を高め、様々な生物が生息できる環境を形成するため、人と生物が行き交う水と緑のネットワークを配置する</li> </ul> <p>【緑と水のネットワーク軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な公園・庭園、寺社、教育施設、風致地区等のまとまった緑の空間と、低層住宅市街地及び神田川を結ぶ軸としての緑と水のネットワーク軸を、主として街路樹が連続する主要幹線道路や生活幹線道路に配置するとともに、これを補完する軸として主な生活道路とその沿道住宅にも配置する</li> </ul> <p>【関連する主な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑視率を高めるため、区民等と区が協働して身近な緑の保全とともに育成を進め、それらの緑を大規模な緑地や神田川の水辺とつないで、緑と水のネットワーク軸を形成する</li> <li>・バリアフリー、ユニバーサルデザイン、防災施設の設置等、安心、安全で誰にでも親しまれる公園づくり</li> <li>・神田川や池泉や湧水等の親水空間、水辺空間の整備</li> <li>・景観協議や助成制度を活用しながら生垣、壁面、坂道の擁壁等の緑視率の増加を誘導する</li> <li>・建築物の断熱性を高め省エネルギー化等につながる屋上緑化を進める 等</li> </ul>
文京区公園再整備基本計画 ・H23 年度策定 ・計画期間 H31 年度	<p>【基本理念】「文の京」の成り立ちを尊重し、自然、歴史、文化を大切にしつつ、人の輪が広がる公園をつくります</p> <p>【方策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートアイランドによる影響の緩和(緑化や特に台地上の公園等の雨水浸透への配慮)</li> <li>・多様な生物の生息環境づくり(立地上特に重要な公園は、水施設の新設や小規模なビオトープづくりを実施)</li> <li>・災害時の公園の役割についての配慮(防火水槽、井戸、防火樹、雨水浸透・貯留施設、自然エネルギーを利用した照明等の整備)</li> <li>・安心、安全な公園づくり(ユニバーサルデザイン対応、利用者マナー向上)</li> <li>・地形や歴史を生かした公園整備(展望確保等高低差の活用、歴史の活用)</li> <li>・四季が感じられる植栽整備、区民参画による花壇づくり、木陰づくり</li> <li>・多世代が楽しめる遊び場づくりやスポーツや運動利用の整備・利用促進</li> <li>・区民の交流の場としての活用促進や区民参画の公園づくり 等</li> </ul>

計画等	
<p>文京区 景観計画</p> <p>・H25 年度 策定</p>	<p>【景観づくりの目標】 協働で取り組む「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観づくり</p> <p>【関連する基本方針や記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・坂道・崖線等の地形を考慮したみどりを含む良好な景観の形成</li> <li>・神田川沿いのみどりを含む良好な景観の形成(大規模な緑のまとまりや神田川とのつながりを強化)</li> <li>・大名庭園等の緑のまとまりを継承し、落ち着いた潤いある景観の形成</li> <li>・目に見える緑(緑視率)の増加を図る</li> <li>・地域のシンボルとなる樹木を尊重する</li> <li>・憩いの場である公園の緑を大切に、潤いのある景観を形成する</li> <li>・人々が交流できる空間を創出する(オープンスペースや憩いの場)</li> <li>・住宅地で敷地を利用した樹木、草花、鉢植え等のしつらえを活かした景観づくりを支援する 等</li> </ul>
<p>文京区環境 基本計画</p> <p>・H28 年度 策定</p> <p>・目標年次 2026 年度 (10 年間)</p>	<p>【関連する主な施策】</p> <p>○地域の魅力を活かした良好な景観まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり豊かな景観づくり</li> <li>・景観重要建造物・樹木の指定等による景観資源の保全 等</li> </ul> <p>○緑の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模緑地機能の維持</li> <li>・地域特性に応じた特徴ある公園づくり</li> <li>・神社・仏閣や巨木、公園等の歴史・文化・自然環境を結ぶ緑の散歩道の一体化</li> <li>・みどりの保護条例に基づく自然環境の確保 等</li> </ul> <p>○水辺の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川・崖線や公園内の水辺等の保全</li> <li>・自然とふれあう場としての湧水の活用を検討</li> <li>・公園等における水に親しめる場の整備 等</li> </ul>
<p>文京区 地球温暖化 対策地域 推進計画</p> <p>・H26 年度 策定</p> <p>・計画期間 2019 年度</p>	<p>【アクションプランの基本指針】 未来へつなぐ低炭素のまちぶんきょう(文の京)</p> <p>【関連する区のアクションプラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「文京区みどりの保護条例」に基づく緑化指導</li> <li>・保護樹木・樹木の制度による樹木の維持管理支援</li> <li>・生垣造成補助、屋上緑化補助</li> <li>・街路樹・植栽帯の保全</li> <li>・透水性・遮熱性舗装、保水性舗装の実施</li> </ul>
<p>文京区生物多 様性地域戦略</p> <p>・H30 年度 策定</p> <p>・計画期間 2028 年度 (10 年間)</p>	<p>【生物多様性都市ビジョン】 生きもの、ひと、くらしがつながり豊かな文化を育むまち</p> <p>【主な施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・公共施設等における身近な生物多様性の創出</li> <li>・区民・事業者における身近な生物多様性の創出</li> <li>・歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等の継承</li> <li>・エコロジカル・ネットワークの形成</li> <li>・外来種・愛玩動物等への適切な対応の推進</li> <li>・持続可能な都市開発における生物多様性の再生の促進</li> </ul> <p>【関連する主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に配慮した公園づくり及びその活用の推進</li> <li>・生物多様性に配慮した公共施設の緑の充実</li> <li>・街路樹・植栽帯の保全・充実</li> <li>・住宅におけるビオトープの創出の促進(事例紹介等普及啓発、生垣緑化助成等)</li> <li>・事業所におけるビオトープの創出の促進</li> <li>・保護樹林・樹木の保全</li> <li>・大規模緑地や湧水等の維持</li> <li>・歴史・文化に培われた緑の継承</li> <li>・生きものが生息・移動する空間のネットワーク化</li> <li>・緑の散歩道の一体化(歴史、文化、自然、個性あるまちの風情にふれながら楽しく快適に歩ける道)</li> <li>・外来種等の侵入・拡散防止および駆除 等</li> </ul>

### (3) みどりの基本計画の位置づけ

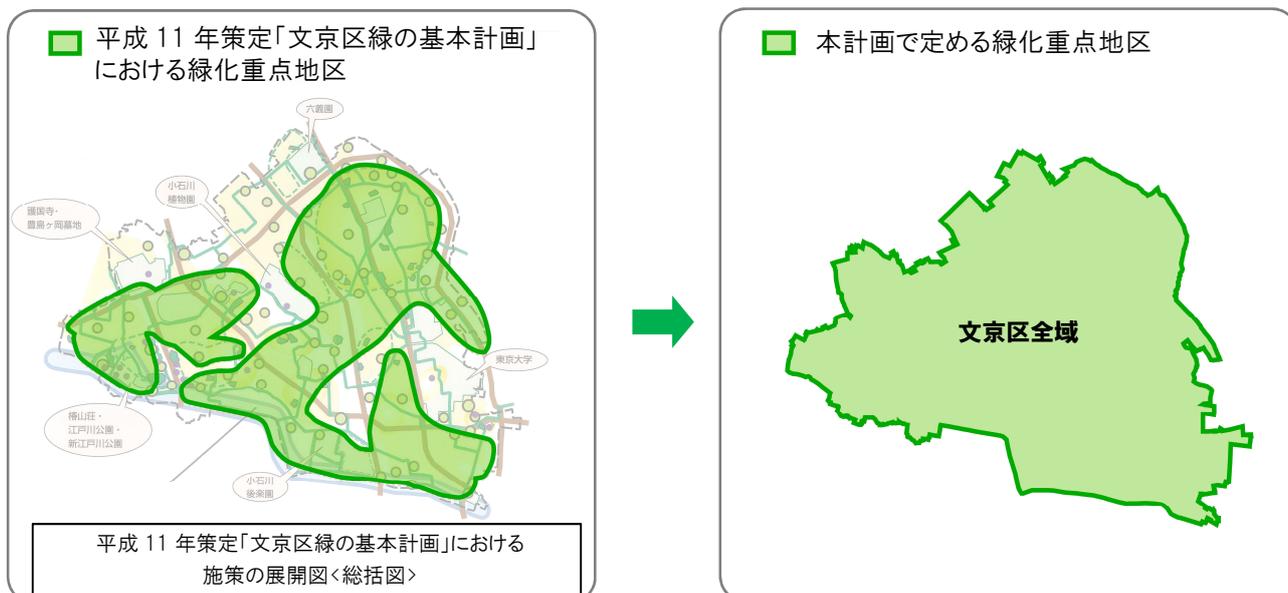
- 都市緑地法、都市公園法等の関連法令、都市づくりのグランドデザイン等の都の関連計画を考慮します。
- 「文の京」総合戦略、文京区都市マスタープラン、文京区環境基本計画等の区の上位・関連計画の枠組みの中に、みどりの基本計画は位置づけられます。



みどりの基本計画の位置づけ

### (4) みどりの基本計画の対象区域

- 文京区全域を対象とします。
- 文京区全域を緑化重点地区とします(p47 参照)。

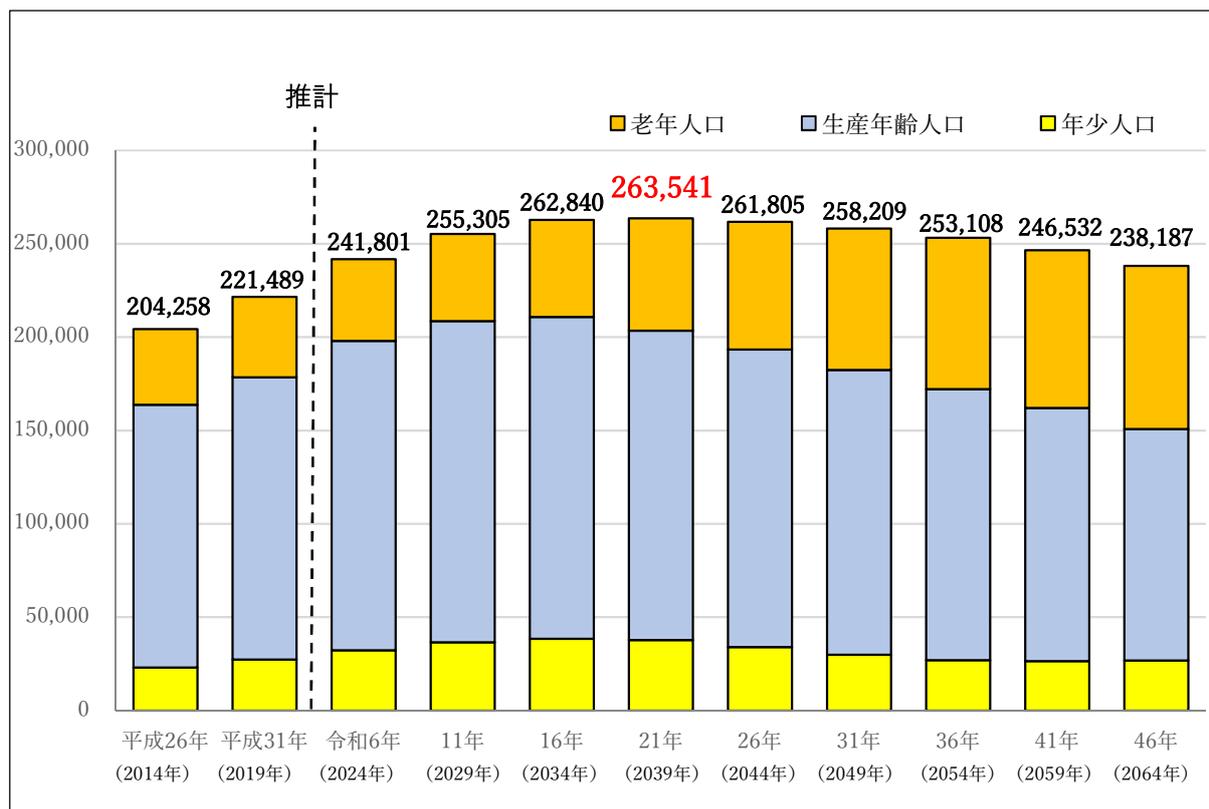


改定前の「文京区緑の基本計画」と本計画における緑化重点地区の比較

## (5) 計画期間

- 令和 2 年度(2020)から令和 11 年度(2029)までの 10 年間とします。
- 平成 31 年(2019)1 月 1 日現在の文京区人口は 221,489 人です。
- 令和 11 年(2029)の将来推計人口は 255,305 人とされています。

文京区人口(人)	
平成 31 年 1 月 1 日現在	<b>221,489</b>



文京区の将来推計人口

グラフの出典:「文の京」総合戦略より引用

## (6) 対象とするみどり

○ 公園や民有地におけるオープンスペース、街路樹や植樹帯等の植物、河川や湧水等の水循環やその中の生きものの営みを含む、広い範囲のみどりを対象とします。



住宅地のみどり



公開空地のみどり



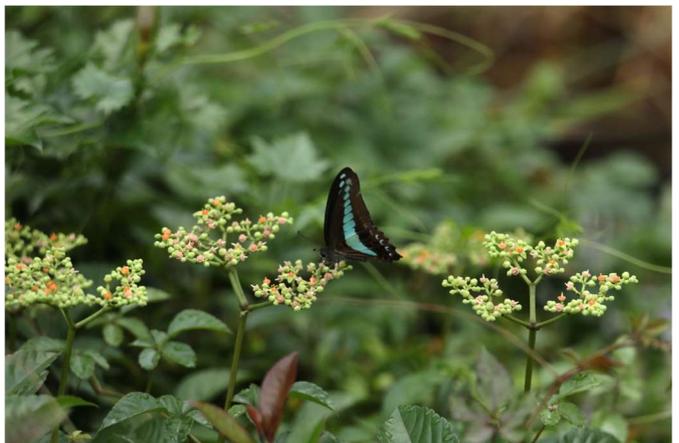
公園のみどり



街路樹や植樹帯のみどり



河川・湧水のみどり



生きものを育むみどり

写真の出典：文京区生物地域多様性戦略(H31)

## 2 みどりの現状分析

### (1) 文京区の地域特性

#### 1) 地形・歴史・文化

文京区は武蔵野台地の東端に位置し、南北方向にいくつもの開析谷が刻み込まれ、台地と崖線と谷が入り組んだ起伏に富んだ地形となっており、高低差は 20m前後にもなります。

江戸時代は、谷に沿って複数の河川が見られ、大名屋敷の多くは台地から崖線部に置かれました。また、神社・仏閣は千駄木・本駒込一帯や小石川周辺等に多く集まり、その周囲には町屋が形成されました。南北に刻み込まれた谷に沿って複数の街道が通り、その街道沿いにも町屋の集積がみられました。

明治になると、台地の大きな敷地は大学や公共公益施設等の大規模施設用地に転換されたり、住宅地を開発するための用地として活用される等、文京区の特徴あるまちが形成されていきました。また、多くの学者や文化人、芸術家が暮らすようになり、山の手として発展し、現在みられるような教育や文化施設の集積地として、また、多くの屋敷町としての形成につながりました。

大正 12 年に関東大震災が発生し、湯島等の神田川にそった一帯が焼失しました。その後、大塚公園や復興計画に基づいた元町公園が新設され、個人邸宅であった現在の六義園や須藤公園等も、この頃東京市(当時)に寄付されました。

昭和になると、区内のほぼ全域に路面電車が開通したことによって市街化が急速に進み、区内の緑やオープンスペースは減少したと考えられます。かつて存在していた複数の河川は神田川を除いてすべて暗渠化され、その上部空間は道路や路面電車の線路として利用されるようになりました。太平洋戦争では、数回の爆撃を受けて区内の大半が焼け野原となりました。しかし、千駄木の一部から根津、弥生、西片、本郷にかけての一帯や、目白台等は戦災を免れており、特に根津、千駄木では、今でも古いまちの風情にふれることができます。これらの歴史的・文化的背景をもつ文京区には、森鷗外や夏目漱石、樋口一葉、石川啄木等数多くの文人たちが暮らしていました。文京区を舞台に優れた作品が生まれ、文人ゆかりの史跡等が残されています。

#### 2) 今日の文京区のまちの姿

文京区の面積は 11.29km<sup>2</sup> であり、23 区中 20 番目の広さとなっています。文京区の総人口は、平成 10 年の 16 万 5864 人から平成 31 年 1 月 1 日現在、22 万 1489 人となり、特に 0～15 歳、30～45 歳の子育て世代が増加しています。

区のほぼ全域が駅とバス停から 400m以内にあり、平成 19 年にコミュニティバスも運行開始する等、公共交通サービスが発達しており、複数の大規模な大学病院を含め、医療機関が区内各地に立地しています。

閑静な住宅地が多く、大規模な緑地や庭園、寺社等のオープンスペースが存在し、水辺空間としての神田川が流れる等、豊かな歴史・文化的資源が存在しています。

大学が区内各所に立地しており、優れた研究や技術情報、人材を生み出す環境となっています。また、大学の立地は、学生アルバイト等の労働力の確保を容易にし、地域社会を応援する貴重な人材の提供を可能としています。

印刷関連、金融関連、情報通信関連、学校関連等の業務に従事する人が東京都の平均に比べて多いことが特徴です。大学が多いこととあわせて、産学連携の機会にも恵まれています。

多くの歴史・文化的資源が、豊かな緑や歴史を伝える路地等のまち並みと組み合わせられて、まち歩きを楽しむ多くの来訪者をひきつけています。また、「文京花の五大まつり」をはじめ、区内に多く立地する寺社仏閣における例祭等、季節に合わせて四季折々の花や紅葉等を楽しめる様々な行事が行われています。

一方、後楽園駅周辺にはスポーツやレクリエーションを楽しめる施設があり、全国的に知名度が高く、多くの人を訪れています。文京シビックセンターや大学等では、イベントやセミナー等が多く開催され、知的な興味を満足させてくれる場や機会が多くあります。

## (2) みどりの現況と課題

### 1) みどりの量

#### 現況

- 公園緑地の面積は小さいながら緑被率・緑被地面積がともに高く、本区の緑被地として重要な役割を果たしています(図 1-1)。同様に学校用地、社寺用地もこれに準じる役割を果たしています。
- 緑被率は、16.0%(平成 7 年)から 18.4%(平成 30 年)と増加しています。また、緑被率に占める樹木緑被の割合が 23 区で最も高くなっています(図 1-2)。
- 低層建築群、高層建築群の緑被率は区平均を下回りますが、本区でこれらの敷地面積の占める割合が大きいため、緑被地の面積の総和も大きくなっています(図 1-3)。

#### 課題

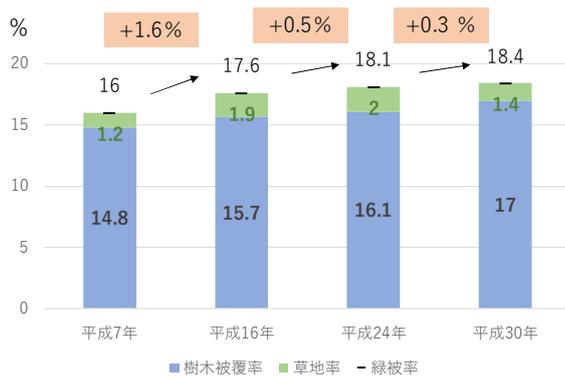
- 1-1** 低層建築群および高層建築群の緑被率の増減が、本区全体のみどり量に大きな影響を与えるものとなっています。主たる都市構造区分である民有地の緑被率を上げていくことで、緑被地面積の増加と区全体の緑被率の上昇を図ることができます。



**図 1-1**  
文京区における緑被(樹林)の分布

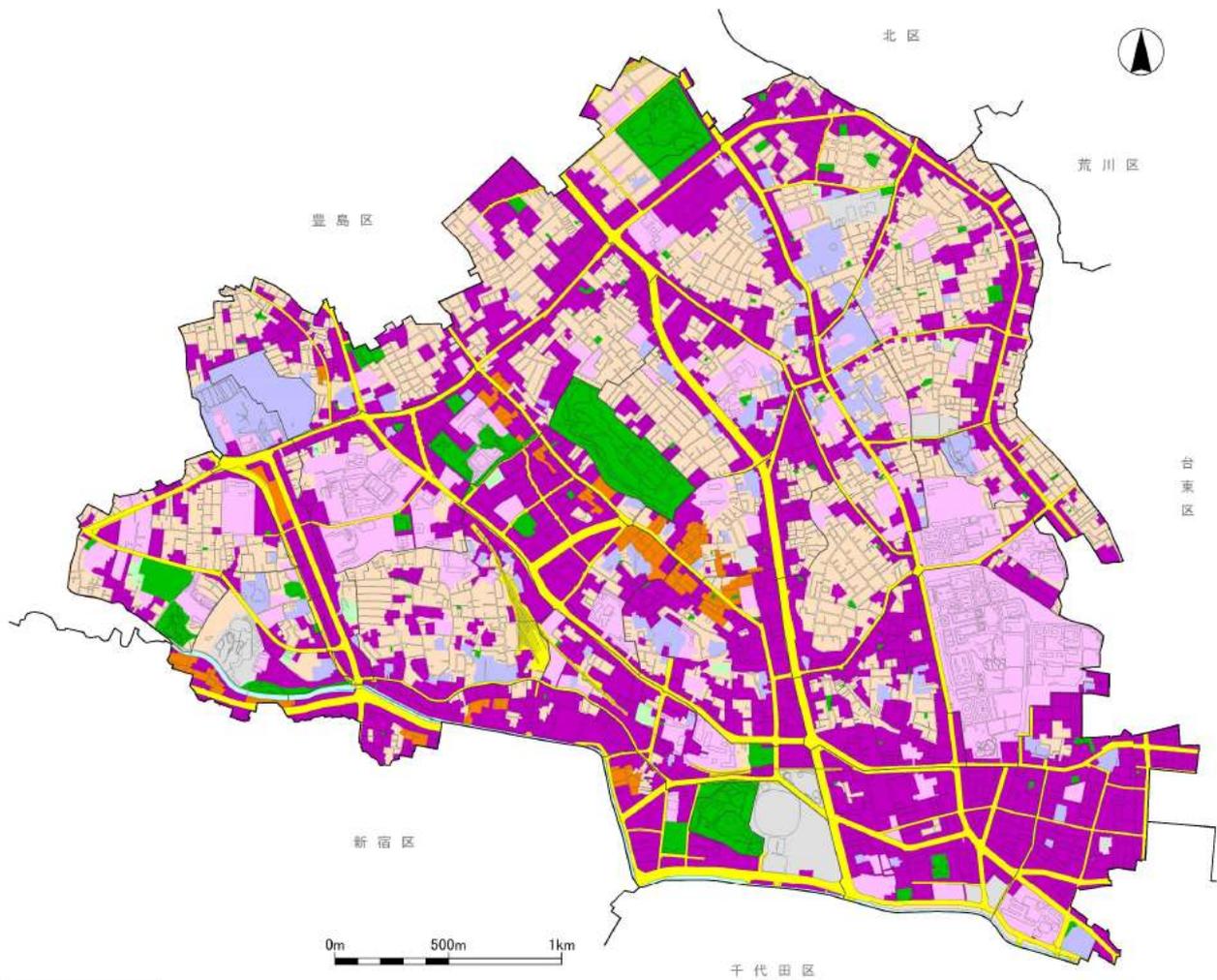
大規模なまとまった緑被が区内に点在しています。小規模な緑被は、区全体にわたって分布しています。

図の出典:第 8 次文京区緑地実態調査報告書(H31)より引用



**図 1-2**  
文京区における緑被率の推移

平成 7 年(現行計画策定時)の 16.0%から 18.4%(平成 30 年)と増加しています。しかし、伸び率は低下しています。



都市構造区分	公有地		私有地	
	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)
低層建築群	3.2	25.8	304.6	12.8
高層建築群	16.6	17.9	365.5	8.1
工場用地	0.0	10.1	17.5	4.8
個人庭園	0.0	0.0	3.6	68.4
学校用地	113.1	28.8	36.8	22.5
その他	3.5	24.3	23.1	24.8

都市構造区分	面積(ha)	緑被率(%)
社寺用地	58.0	42.7
公園緑地	57.1	78.9
交通用地	119.6	12.3
河川	6.7	16.2

図の出典：第8次文京区緑地実態調査報告書(H31)より引用

図 1-3 文京区の都市構造区分ごとの公有地、私有地の面積および緑被率

文京区の都市構造は面積的にみるとその多くの割合が低層建築群と高層建築群で構成されており、いずれも、その大半が私有地となっています。低層建築群における私有地の緑被率は13%、高層建築群における私有地の緑被率は8%と、他の区分と比較するとやや低くなっています。このことは、これらの私有地の緑被率が上昇すると、文京区全体の緑被率の上昇に大きく貢献することを意味しています。

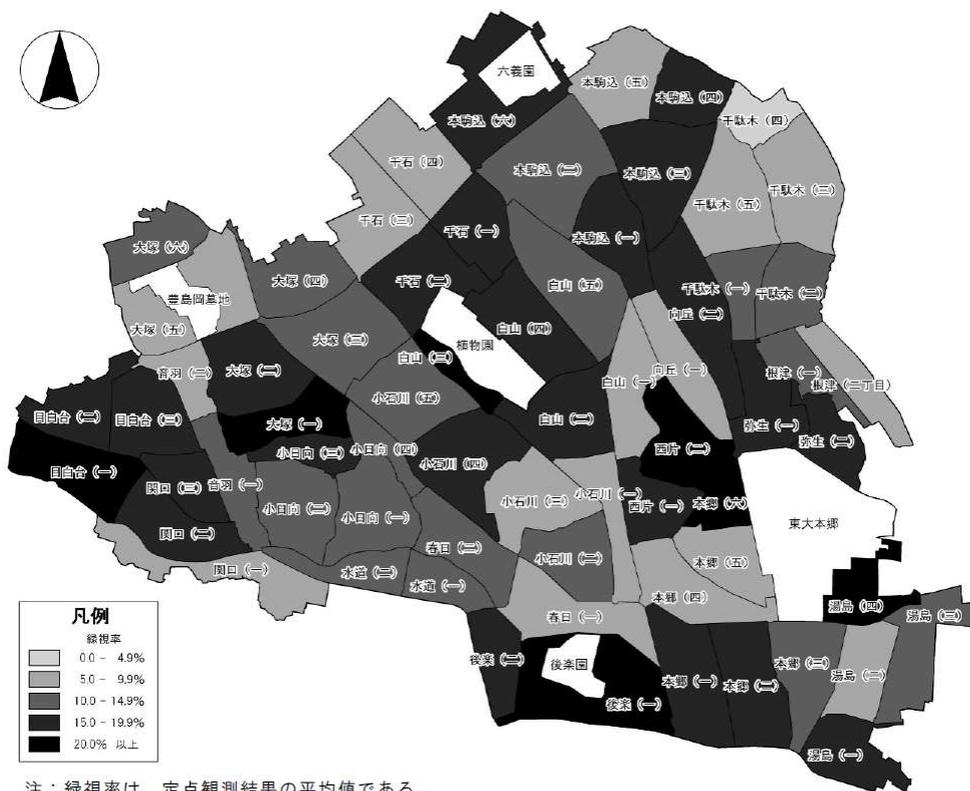
## 2) 目に見えるみどり

### 現況

- 緑視率は減少傾向にあり、小規模住宅密集地で緑視率が低くなっています(図 2-1、図 2-2)。
- 接道緑化延長、接道緑化率が増加しており、目に見えるみどりの創出に貢献しています(図 2-3、写真 2-1、写真 2-2、写真 2-3)

### 課題

**2-1** 特に宅地内のみどりを増加させていくことで、目に見えるみどりを生み出していく必要があります。

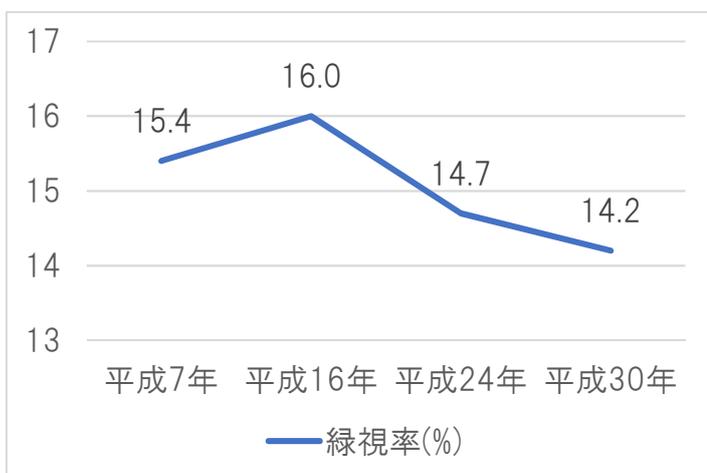


注：緑視率は、定点観測結果の平均値である。  
特別区域には、調査地点を設定していない。

図の出典：第8次文京区緑地実態調査報告書(H31)より引用

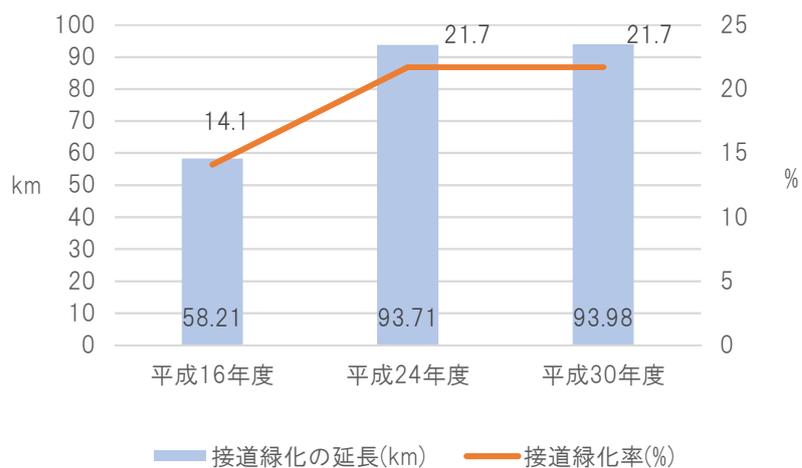
**図 2-1**  
文京区における緑視率の分布

小規模住宅密集地で緑視率が低くなっています。



**図 2-2**  
文京区における緑視率の推移

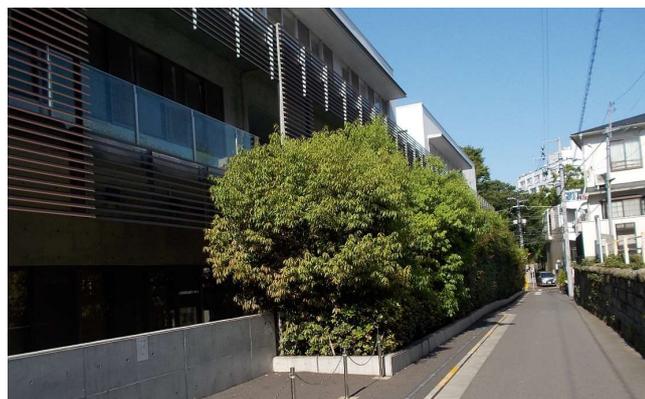
緑視率は減少傾向にあります。



**図 2-3**

**文京区における接道緑化**

接道緑化の延長、接道緑化率が増加しています。



**写真 2-1 (上)**  
接道緑化の例  
(住宅の生垣)

**写真 2-2 (中)**  
接道緑化の例  
(事業所の敷地の緑化)

**写真 2-3 (下)**  
接道緑化の例  
(公共施設の敷地の緑化)

接道緑地とは、敷地のうち、道路に面している部分に施された緑化です。目に見えるみどりの増加に貢献しています。

### 3) 身近なまちのみどり

#### 現況

- 文京区的一般区域(大規模公園や大学等のある地区を除く)においては、300 m<sup>2</sup>以上の樹林は約 23.9ha が公有地に、約 18.6ha が民有地に分布しています(図 3-1)。樹木(胸高直径 50cm 以上)は 2,530 本が公有地に、2,133 本が民有地に分布しています(図 3-2)。
- 緑化計画に基づく民間施設の緑化は、毎年 100 件ほど行われています(図 3-3)。
- 緑化計画に基づく公共施設の緑化は、民間施設の緑化基準以上の緑化を行っています(図 3-3)。
- 総合設計制度に基づく公開空地は、これまでに 20 箇所生み出されています(写真 3-1)。
- 屋上緑化面積は増加しています(図 3-4)。壁面緑化は近年減少しています(図 3-5)。
- 根津・千駄木地域は木造建築物と軒先のみどりが一体となった独特のまち並みを形成しています。

#### 課題

- 3-1 公共施設の緑化については、民有地の参考となるよう質を維持・向上させていく必要があります。
- 3-2 民間施設の緑化については、限られた面積で効果を確保できるよう、緑化を誘導する方法について検討する必要があります。
- 3-3 個人宅のみどりの創出誘導について、より効果的な緑化の取組を検討していく必要があります。

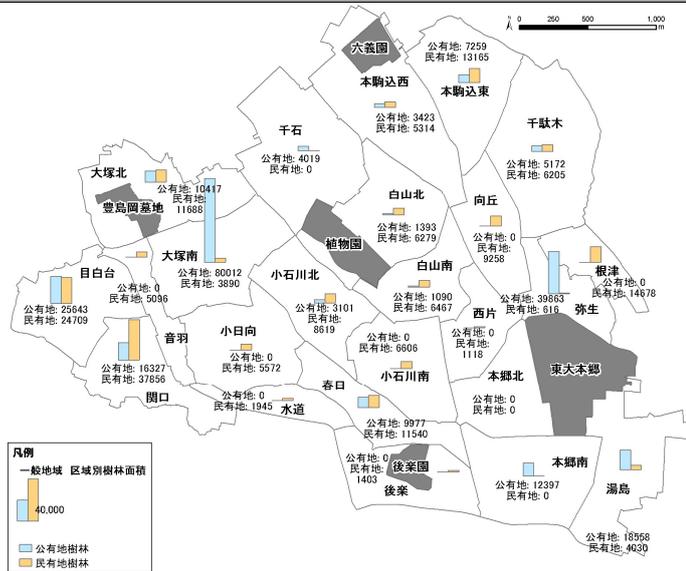


図 3-1  
樹林(300 m<sup>2</sup>以上)の  
公有地、民有地別の分  
布

300 m<sup>2</sup>以上の樹林は約 23.9ha が公有地に、約 18.6ha が民有地に分布しています。

なお、図中の灰色で示された、大規模公園や大学等のある地区は除いています。

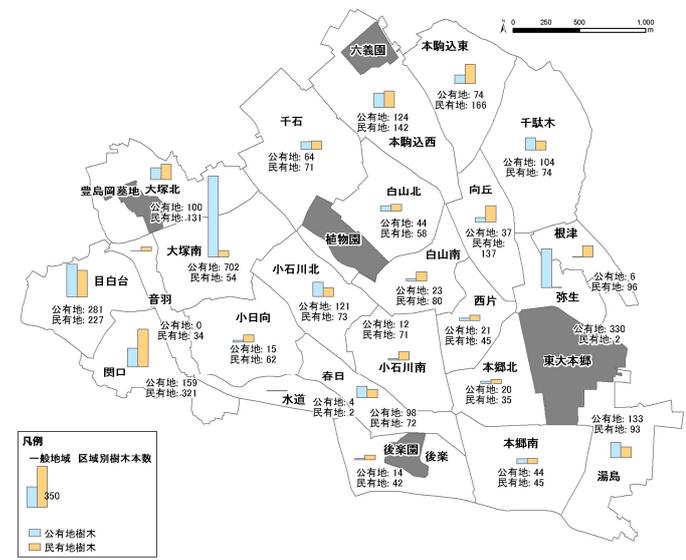
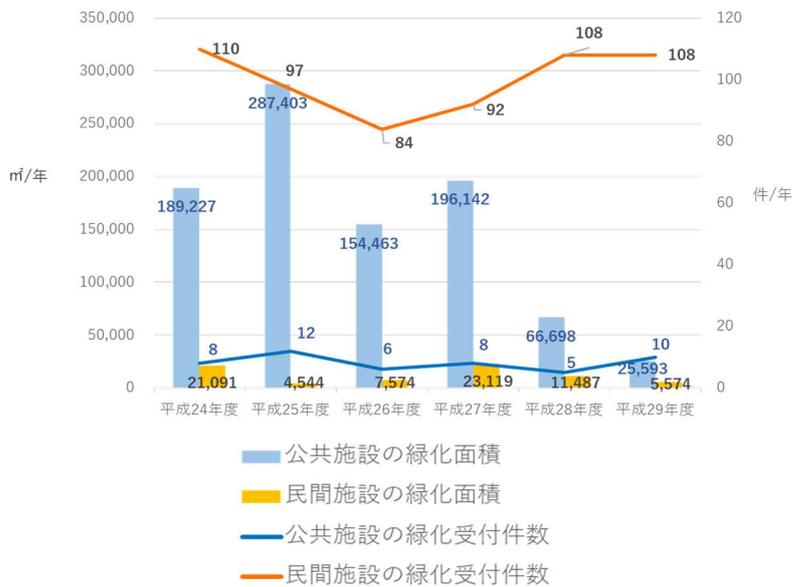


図 3-2  
樹木(胸高直径 50cm  
以上)の公有地、民有  
地別の分布

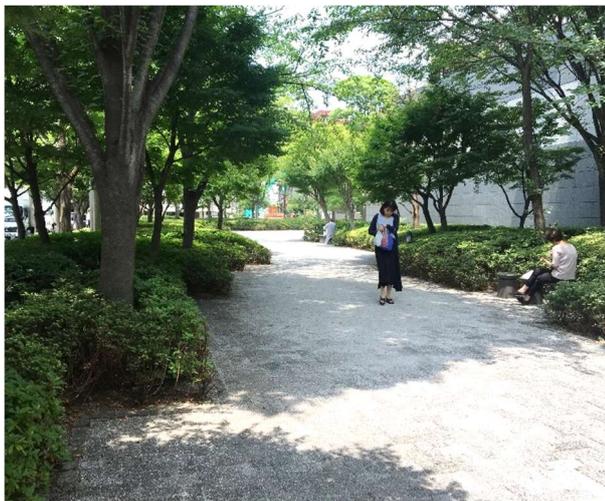
樹木(胸高直径 50cm 以上)は 2,530 本が公有地に、2,133 本が民有地に分布しています。

なお、図中の灰色で示された、大規模公園や大学等のある地区は除いています。



**図 3-3**  
緑化計画に基づく緑化  
受付件数と緑化面積の  
推移

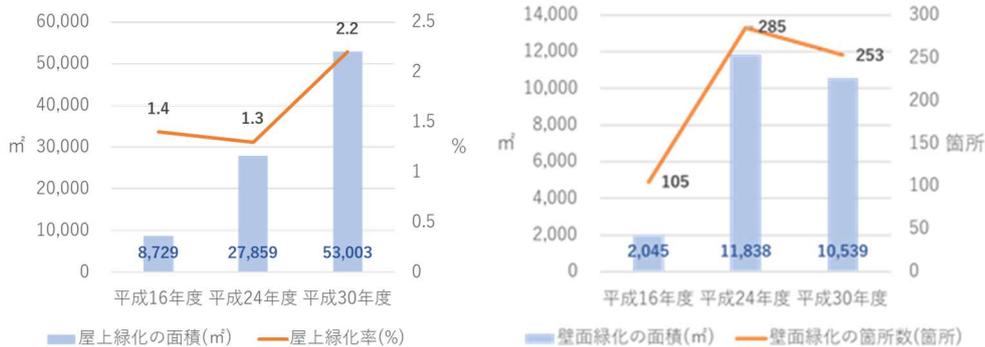
緑化計画に基づく民間施設の緑化は、毎年100件ほど行われています。緑化計画に基づく公共施設の緑化は、民間施設の緑化基準以上の緑化を行っています。



**写真 3-1**  
公開空地

事業者が敷地内に創出した公開空地は、区民にとって快適なオープンスペースとなっています。

総合設計制度に基づく公開空地は、これまでに20箇所生み出されています。



**図 3-4 (左)**  
屋上緑化面積と屋上緑  
化率の推移

**図 3-5 (右)**  
壁面緑化面積と壁面緑  
化件数の推移

屋上緑化面積は増加しています。壁面緑化面積は近年減少しています。

#### 4) 公園のみどり

##### 現況

- 区内全域に公園が分布していますが誘致圏を充足していないエリアが存在します(図 4-1)。
- 公園面積は増加していますが、近年では面積の増加傾向は小さくなっています(図 4-2)。
- 災害時に避難場所となる機能を持った公園、四季折々の花や紅葉を楽しめる公園、各種遊具を充実させ、子どもたちが安心して遊べる公園等、公園に求められるニーズが多様化しています(図 4-3)。
- 公園の再整備が、周辺住民や利用者のニーズを反映して実施されており、再整備後の公園においては子どもや高齢者等の利用者が増加しています(図 4-4、写真 4-1、写真 4-2、写真 4-3)。

##### 課題

- 4-1 今後は量的な拡大が困難な中で、公園の整備のあり方について検討する必要があります。
- 4-2 子育て世代が増加し公園に求められるニーズが多様化する中、公園の再整備・有効活用を着実に実施していく必要があります。

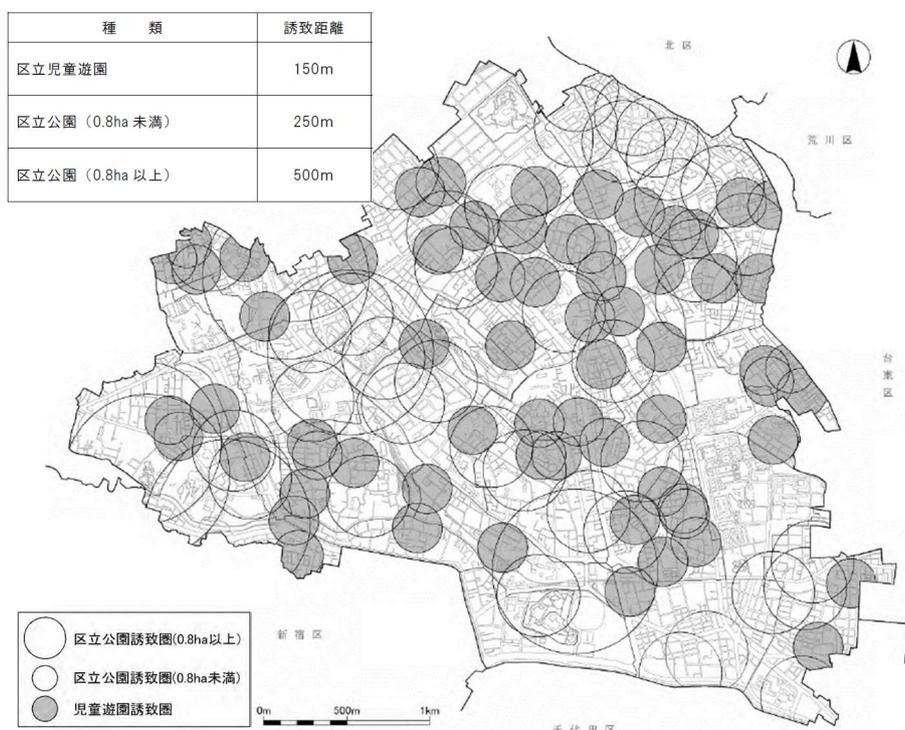


図 4-1  
公園の分布

区内全域に公園が分布していますが、誘致圏を充足していないエリアが存在します。

図の出典：第 8 次文京区緑地実態調査報告書(H31)より引用



図 4-2  
公園箇所数、公園面積の増加

平成 11 年から平成 22 年にかけて、約 3.37ha の公園面積が増加しています。これは、平成 21 年に新たに開設された目白台運動公園によるところが大きいものです。

近年、公園面積に大きな増加は見られません。

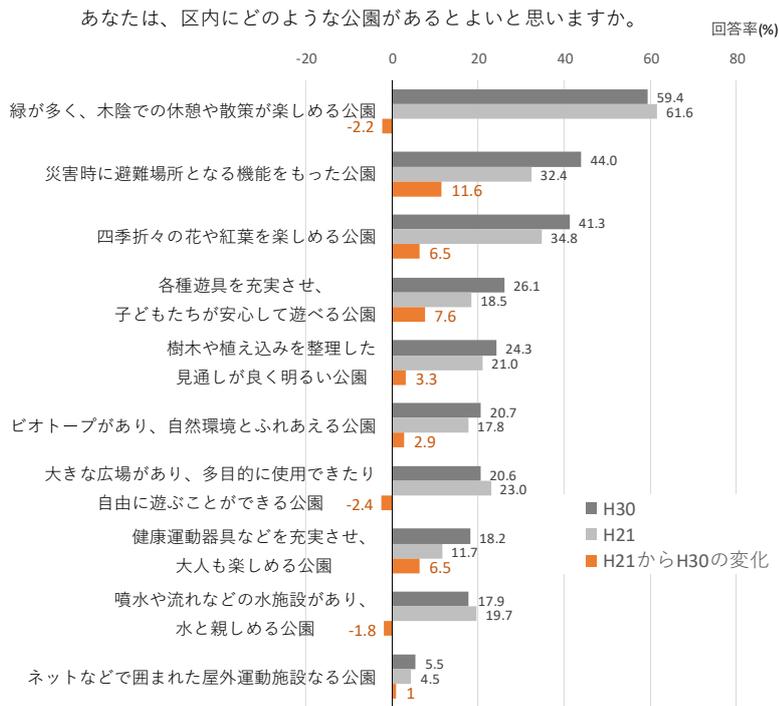


図 4-3  
公園に求められるニーズの多様化

災害時に避難場所となる機能を持った公園、四季折々の花や紅葉を楽しめる公園、各種遊具を充実させ、子どもたちが安心して遊べる公園を求める回答が増加しています。

(第 21 回文京区政に関する世論調査(H21)、第 24 回文京区政に関する世論調査(H30)より作成。)



図 4-4  
再整備された公園

平成 25 年度から 30 年度までの整備数は、再整備 13 園、その他 3 園となっています。これまでに、全園数の 14%、全公園面積の 30%の整備が完了しています。



再整備工事



写真 4-1 (左)  
写真 4-2 (中)  
写真 4-3 (右)  
公園再整備の整備前後の様子(六義公園)

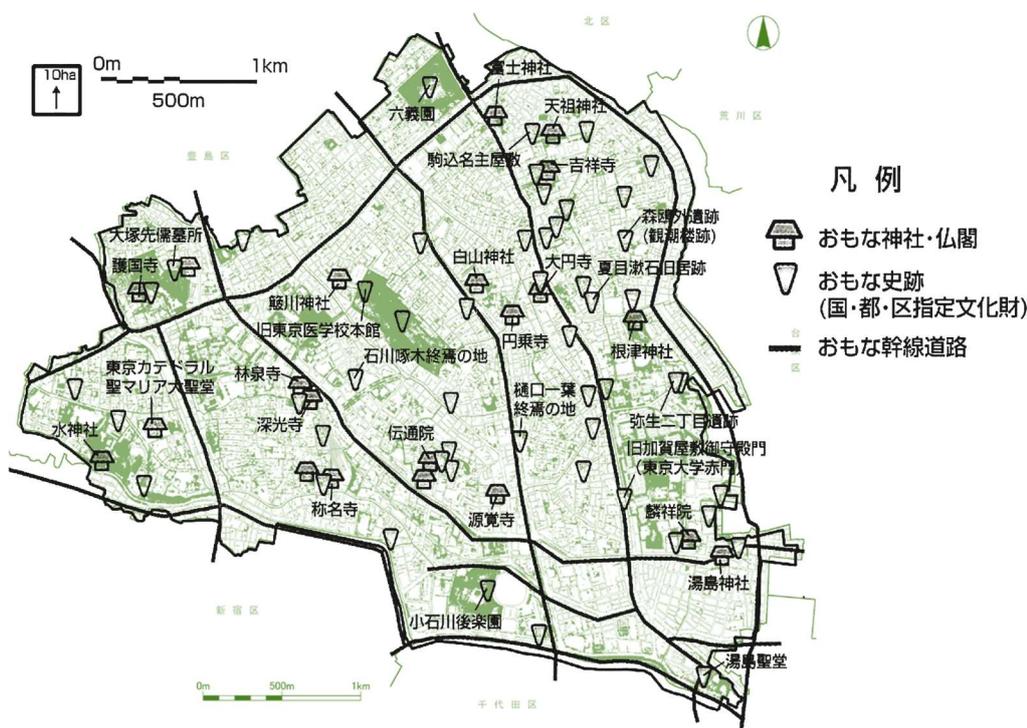
## 5) 歴史あるみどり

### 現況

- 江戸時代の大名屋敷跡が大学や庭園、公園等の大規模な緑地やオープンスペースとして人々の暮らしにうるおいを与えています(図 5-1、写真 5-1、写真 5-2)。
- 歴史的資産としてのみどりを活用した文京花の五大まつりが行われています(写真 5-3)。
- 歴史ある大きな樹木が分布しています。これらのうち、681 本が保護樹木とされています。保護樹木の太径木(胸高直径 90 cm以上)の健康度が悪化しています(図 5-2、写真 5-4)。

### 課題

**5-1** 老朽化した樹木は倒木等のリスクもあるため、みどりの保全、維持管理、更新をバランスよく行う必要があります。



**図 5-1**  
文京区の歴史的な資源とみどりの分布

江戸時代の大  
大名屋敷跡が大学  
や庭園、公園等  
の大規模な緑地  
やオープンスペ  
ースとして分布し  
ています。

図の典拠：第 8 次文京区緑地実態調査報告書(H31)、文京区緑の基本計画(H11)より作成



**写真 5-1 (左)**  
小石川後楽園  
**写真 5-2 (右)**  
肥後細川庭園



写真 5-3

文京花の五大まつり

(左上)文京さくらまつり(毎年3月下旬～4月上旬頃)

会場:播磨坂さくら並木

(左下)文京つつじまつり(毎年4月～5月頃)

会場:根津神社

(中上)文京あじさいまつり(毎年6月頃)

会場:白山神社

(中下)文京菊まつり(毎年11月頃)

会場:湯島天満宮

(右)文京梅まつり(毎年2月頃)

会場:湯島天満宮

写真の出典:文京区観光協会HP「文京花の五大まつり」より作成

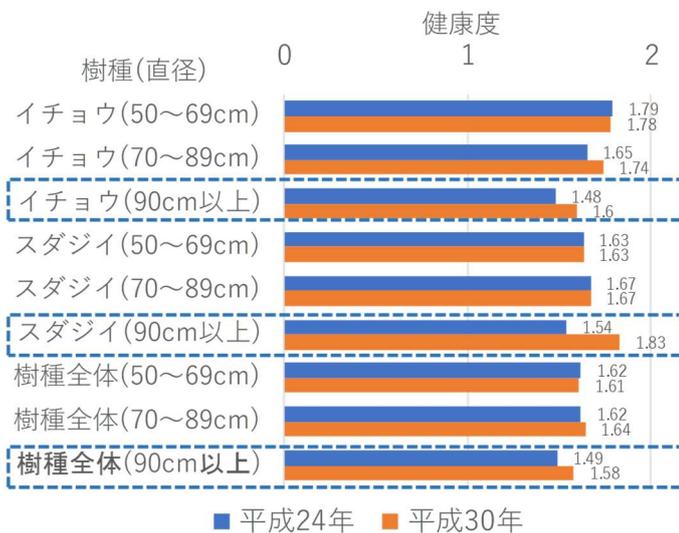


図 5-2

文京区内の保護樹木の健康度の悪化状況

保護樹木の太径木(90 cm以上)の健康度が悪化しています。

健康度は、科学技術庁資源調査会による樹木の活力度の判定基準に準じて算出したものです。樹勢、樹形、枝葉密度、葉色から判断するもので、健康度が悪いほど点数が大きな値となります。



写真 5-4

平成 30 年台風 24 号による倒木の様子

## 6) 地形に特徴づけられるみどり

### 現況

- 崖線や坂道によって特徴ある景観が形成されるとともに、湧水、水辺が分布し、地形豊かな公園として活用されています(図 6-1、写真 6-1、写真 6-2、図 6-2)。
- 神田川沿いに樹林が分布しています(図 6-1)。
- 地表面温度が高温になりやすくなっていますが、特に水面を有する樹林地周辺の地表面温度は低く保たれています(図 6-3)。

### 課題

- 6-1 崖線のみどりについて、樹林、湧水、水辺を一体的に維持管理していく必要があります。
- 6-2 暑熱環境の緩和に寄与するみどりを創出していく必要があります。



図の出典: 東京都緑確保の総合的な方針、第8次文京区緑地実態調査報告書(H31)、基盤地図情報から作成

図 6-1 文京区の地形と樹林、水面の分布

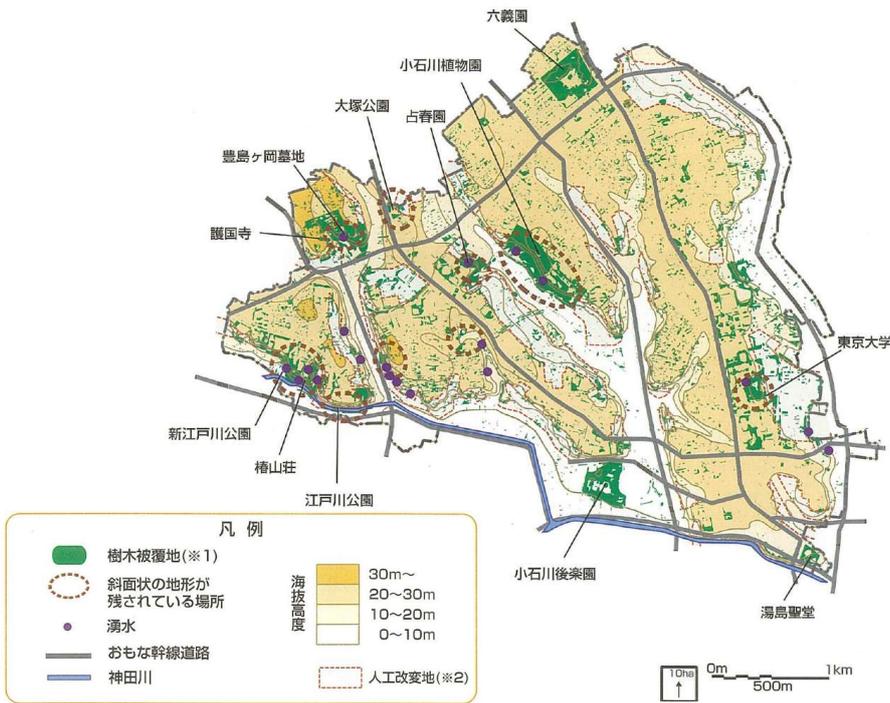
東京都の緑確保の総合的な方針によると、文京区には、落合崖線、神田川崖線、小石川植物園南の崖線、南北崖線 3 が走っています。落合崖線は区外に西方に続いています。南北崖線 3 は、南方に新宿区、千代田区へと続く南北崖線 4、北方に台東区から荒川区へと続く南北崖線 2 とともに、東京 23 区を南北に縦断する南北崖線を形成しています。

台地や崖線にそって、現在も多くの緑が分布しています。そこでは、江戸時代の大名屋敷がすがたを変え、現在では東京大学や六義園等文京区を代表するまとまった緑地やオープンスペースとなっています。また、西片、白山、小日向、関口等には良好な住宅地、本駒込付近には神社仏閣の集積がみられ、軒先や境内等の身近な緑が多く分布しています。



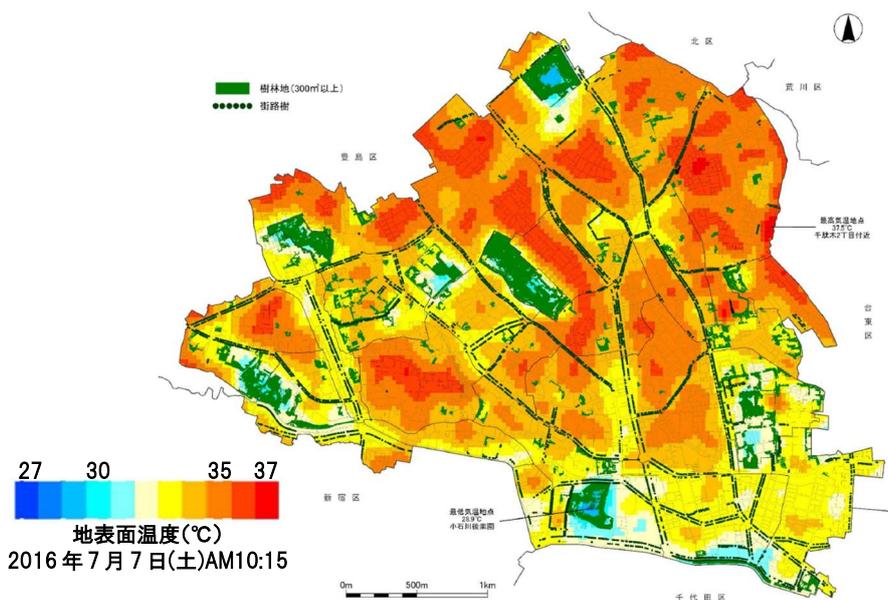
写真 6-1  
写真 6-2  
崖線の緑と崖線  
と湧水を利用した  
庭園

斜面上に崖線の地形が残されている場所では、湧水がみられる等土壌も含めて自然豊かな空間となっています。



図の出典：文京区緑の基本計画(H11)より引用

図 6-2  
文京区内の湧水



図の出典：第8次文京区緑地実態調査報告書(H31)より引用

図 6-3  
地表面温度分布  
図(昼間)

夏季の日中に高温となる地表面が広がっていますが、緑被地の周辺はやや温度が低く抑えられていることがわかります。

## 7) みどりのネットワーク

### 現況

- 主な道路では多様な樹種の街路樹が整備され、みどりのネットワークを形成しています(図 7-1)。
- 街路樹は、7,000 本前後で推移しています(図 7-2)。
- 区内外のみどりのネットワークが分断しているエリアが存在します(図 7-3、図 7-4)。

### 課題

- 7-1 街路樹についてネットワーク形成の観点もふまえた管理方法を検討する必要があります。
- 7-2 区内のみならず、区外のみどりを考慮したエコロジカル・ネットワーク形成への貢献について検討する必要があります。

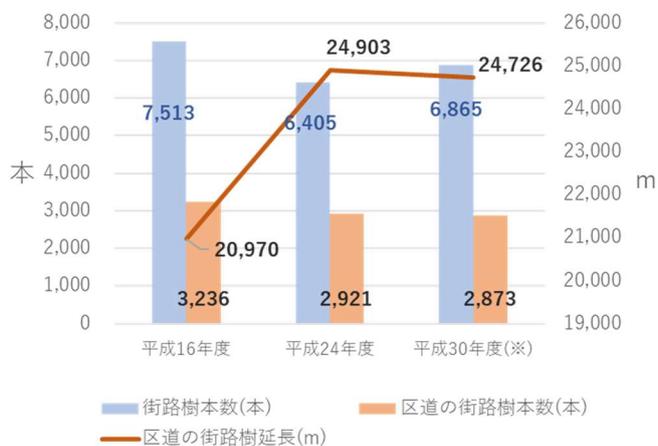
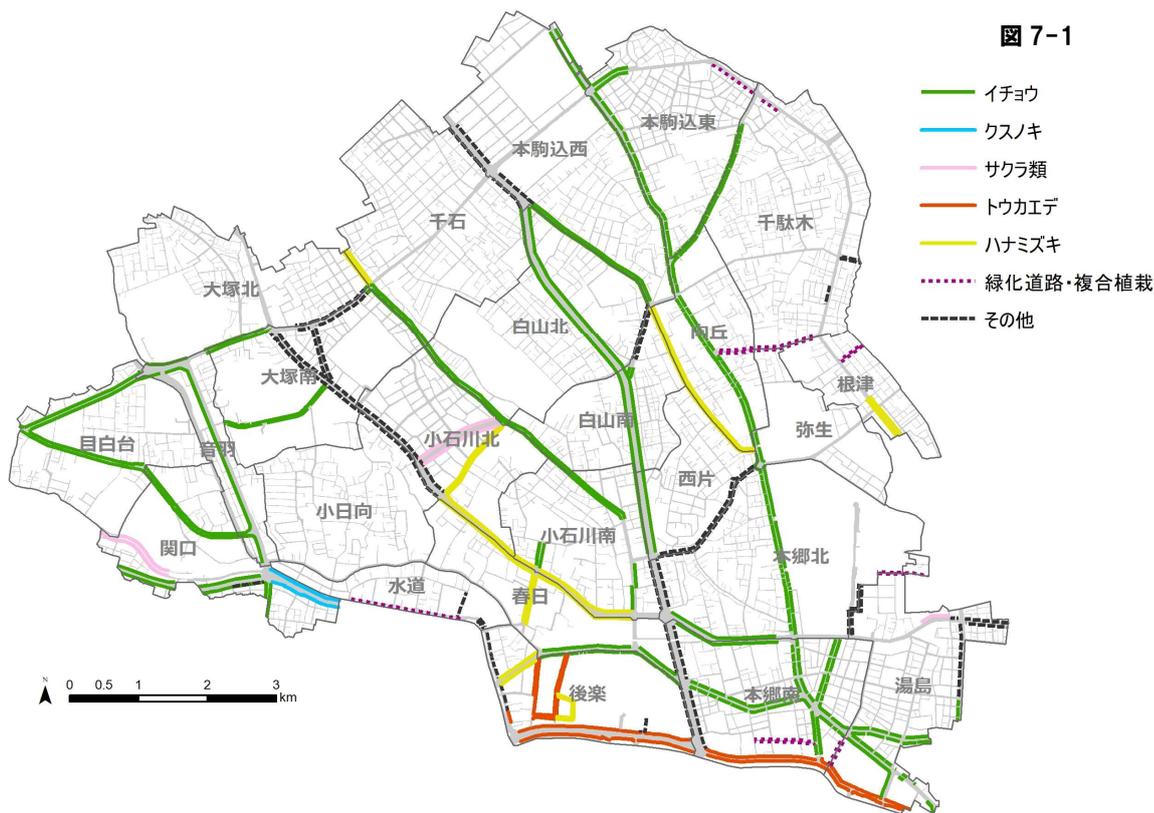
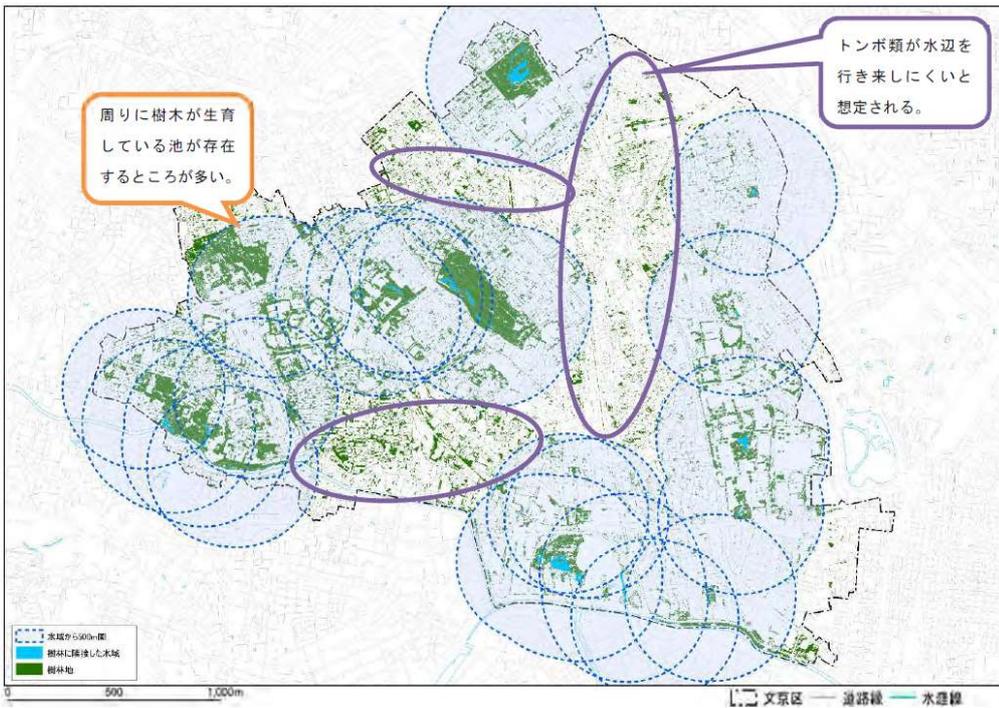


図 7-2  
街路樹本数の推移

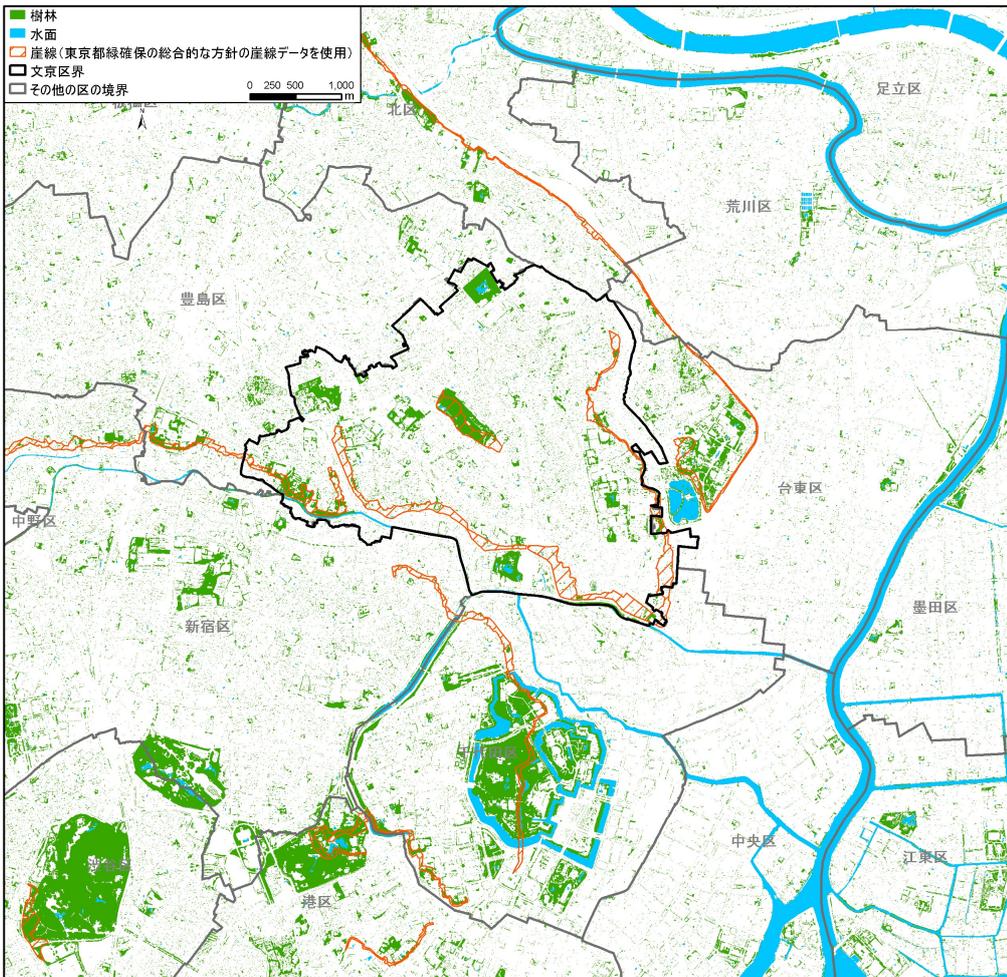
区道の街路樹は、7,000 本前後で推移しています。



図の出典:文京区生物多様性地域戦略 (H31)より引用

**図 7-3**  
トンボ類の移動範囲からみたエコロジカル・ネットワーク分析図

トンボ類を指標生物にとると、周りに樹木が生育している水辺が近接していない地区では、トンボ類が水辺を行き来しにくいことが想定されます。



図の出典:東京都緑確保の総合的な方針、基盤地図情報から作成

**図 7-4**  
文京区と周辺区の樹林、水面、崖線の連続性

文京区の周辺には、上野恩賜公園、皇居、靖国神社、赤坂離宮、新宿御苑、明治神宮、旧古河氏庭園等、大規模なみどりが分布しています。

これらの大規模なみどりの間に介在する形で、不忍池、神田川や日本橋川、外濠や内濠等の水辺が分布し、南北および東西に延びる崖線が連続しています。

**【参考】都市開発諸制度を活用した緑地の保全**

緑地の保全・創出を図る制度には様々なものがありますが、都市開発において、容積率のボーナスを与えることにより、既存の緑地の保全や緑化空間の創出を促す仕組みがあります。

東京都では、都市開発諸制度\*を使った開発について、緑化率の基準値を設定し、容積率を増減できる仕組みを設けています。

\*:再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区、総合設計の4制度

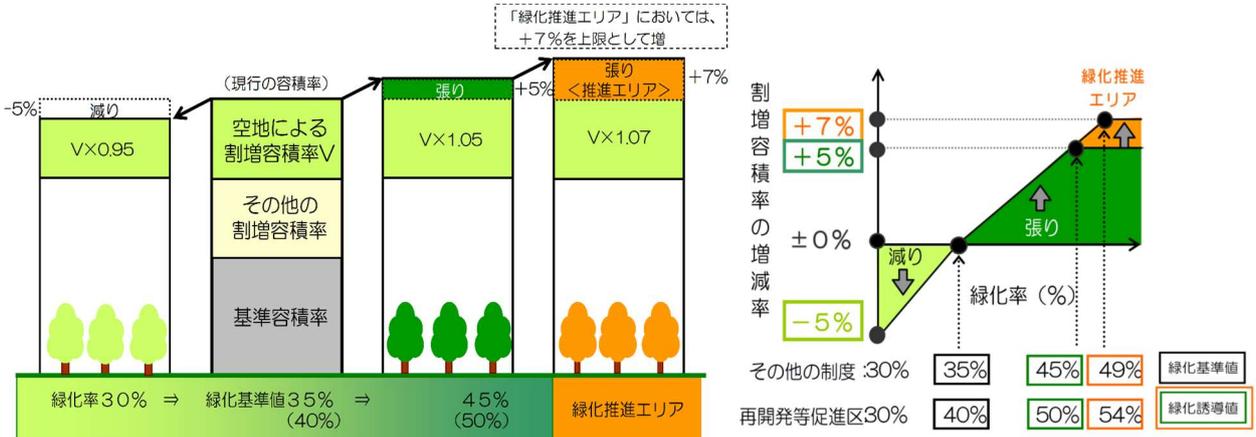
**【新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針 東京都(H31年3月改定)】**

都市開発諸制度の適用にあたっては、「緑化基準値」及び「緑化誘導値」を基に、有効空地等によって設定される割増容積率(以下「空地等による割増容積率」という。)の増減を行います。

緑化率が、「緑化基準値」を超える計画は、緑化の増進への取組が高いと評価し、空地等による割増容積率を増加させることができます。ただし、地域や用途に応じて別途設定されている割増容積率の上限を超えることはできません。

緑化率が、「緑化基準値」に満たない計画は、緑化の増進への取組が低いと評価し、空地等による割増容積率を減少させることができます。

緑化率に応じた割増容積率の増減は、空地等による割増容積率に「増減率」を乗じて算定します。



緑化に応じた割増容積率の設定(増減)のイメージ

緑化率に応じた割増容積率の増減率の限度

**■崖線を保全して開発をしている事例**

三田三・四丁目地区 (再開発等促進区を定める地区計画)

既存の斜面緑地を活用して大規模な緑地を整備。



図の出典:三田三・四丁目地区再開発等促進区を定める地区計画 都市計画(素案)の概要より引用

## 【参考】民有地におけるみどり創出・維持管理のインセンティブ

民有地におけるみどりの創出・維持管理を促進するために、事業者や区民にインセンティブを与えることのできる主な制度としては次のものが挙げられます。

制度	要件	インセンティブ
① 総合設計制度	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域 1000 m <sup>2</sup> 以上 上記以外 500 m <sup>2</sup> 以上	公開空地を確保する等により、容積率及び高さに関する形態規制の一部を緩和
② 再開発等促進区を定める地区計画	再開発等促進区 1.0ha 以上	公園や緑地の整備により、未利用の容積率を他の敷地で利用可能
③ 高度利用地区	おおむね 0.5ha 以上 一定条件下で市街地再開発事業を行う場合 おおむね 0.2ha 以上	市街地の整備改善と併せて、容積率緩和
④ 屋上緑化助成	建築物において新規に屋上、ベランダ及び壁面の緑化を行うその所有者、または管理者	以下のうち低い額を助成 費用の 2 分の 1 緑化面積 1 平方メートルあたり 2 万円
⑤ 生垣助成	新たに生垣をつくれる方、及び既存のブロック塀を撤去し、生垣をつくれる方	生垣・・・1m あたり 18,000 円 ブロック塀撤去・・・1m あたり 15,000 円
⑥ 条例に基づく緑化指導	敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以上または連坦する敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以上の土地で建築計画を行う場合	なし。ただし、接道緑化や既存樹木の活用を行うことで、実際の緑化面積や緑化本数よりも割増して算入することが可能
⑦ 市民緑地認定制度	面積 300 m <sup>2</sup> 以上の緑地、管理期間 5 年以上、緑化率 20%以上	固定資産税・都市計画税を減免 (3 年間原則 1/3 軽減。1/2～1/6 を条例で規定)
⑧ 認証制度	認証制度による	社会的評価 ESG 投資対象としての評価基準となる可能性あり

## 【参考】緑地認証制度

事業者が敷地内に創出したみどりの価値を評価する様々な認証制度が存在しています。認証制度が積極的に活用されることで、質の高いみどりが都市に確保されていきます。

また、ESG投資(従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資)が広がってきており、事業者は認証取得により、環境、社会、ガバナンスへの取組姿勢をアピールしていくことが重要になっています。

緑地認証制度の主なものとして、SEGES(公益財団法人都市緑化機構)、江戸のみどり登録緑地(東京都環境局自然環境部計画課)、ABINC(一般財団法人いきもの共生事業推進協議会)、JHEP(公益財団法人日本生態系協会)、DBJ Green Building(日本不動産研究所、日本政策投資銀行)等が存在します。

### SEGES とは (シージェス・社会環境貢献緑地評価システム)



民間事業者が所有、管理する緑地の価値、その取り組みが市民や環境、社会にとっていかに素晴らしいものなのかを客観的に評価する「緑の認定」制度です。「そだてる緑」を含め、次の3つのシリーズがあります。

「そだてる緑」  
既存緑地版

事業者が所有する緑地(300 m<sup>2</sup>以上)の優良な保全、創出活動を認定

「たのしむ緑」  
都市のオアシス

快適で安全な都市緑地を提供する取り組みを認定

「つくる緑」  
都市開発版

開発、建築に伴う優良な緑地環境計画(3,000 m<sup>2</sup>以上)を認定

2005年より運用している既存緑地版のSEGESは、良好な維持管理を評価・認定する、持続可能な「そだてる緑」を、2008年からは都市開発の際に緑を保全・創出する優良な計画を評価する都市開発版SEGES「つくる緑」を、2013年からは、都市環境において人々にとって安らぎと憩いの貴重な環境となっている緑地の重要性の普及啓発を目的に、「都市のオアシス」認定を始め、参加企業のみどりの連携を広げることで相乗効果を得ています。



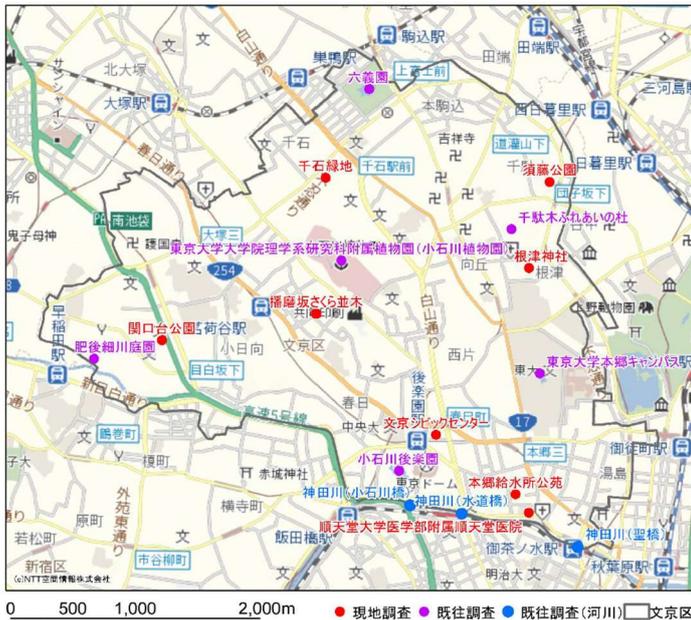
## 8) 生きものの生息場所としてのみどり

### 現況

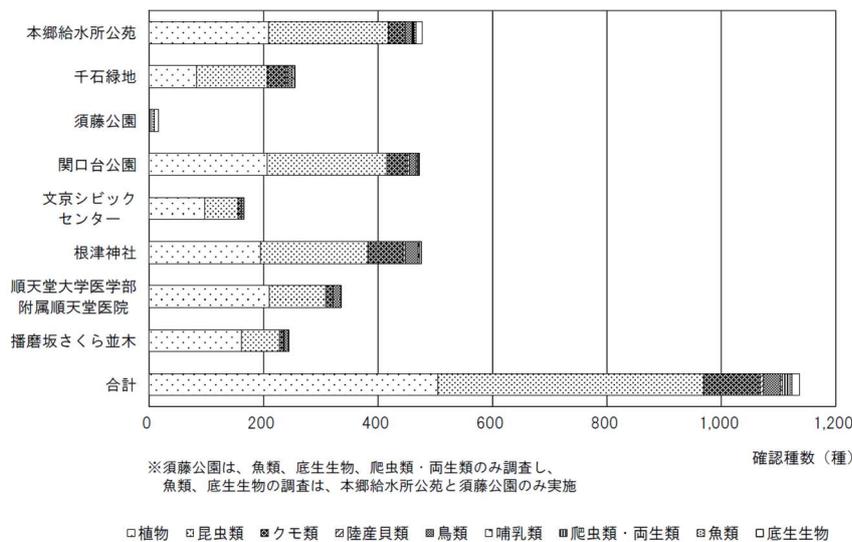
- 樹林地を含む根津神社や関口台公園、水辺を含む本郷給水所公苑で、多くの動植物が確認されています(図 8-1、図 8-2)。
- 民有地においても、例えば順天堂大学医学部附属順天堂医院では、屋上緑化等の様々な植栽、神田川への近さも関連し、面積は小さいものの多様な種が確認されています(図 8-1、図 8-2)。
- 区内のビオトープ(動植物の生息場所)別の構成比率では、「住宅のみどり」が最も多く「教育施設のみどり」がそれに続いています(図 8-3)。

### 課題

**8-1** 樹林地、湧水、水辺等、生物多様性に配慮した環境を保全・充実・創出していく必要があります。



図の出典: 文京区生物多様性地域戦略 (H31)より引用



図の出典: 文京区生物多様性地域戦略 (H31)より引用

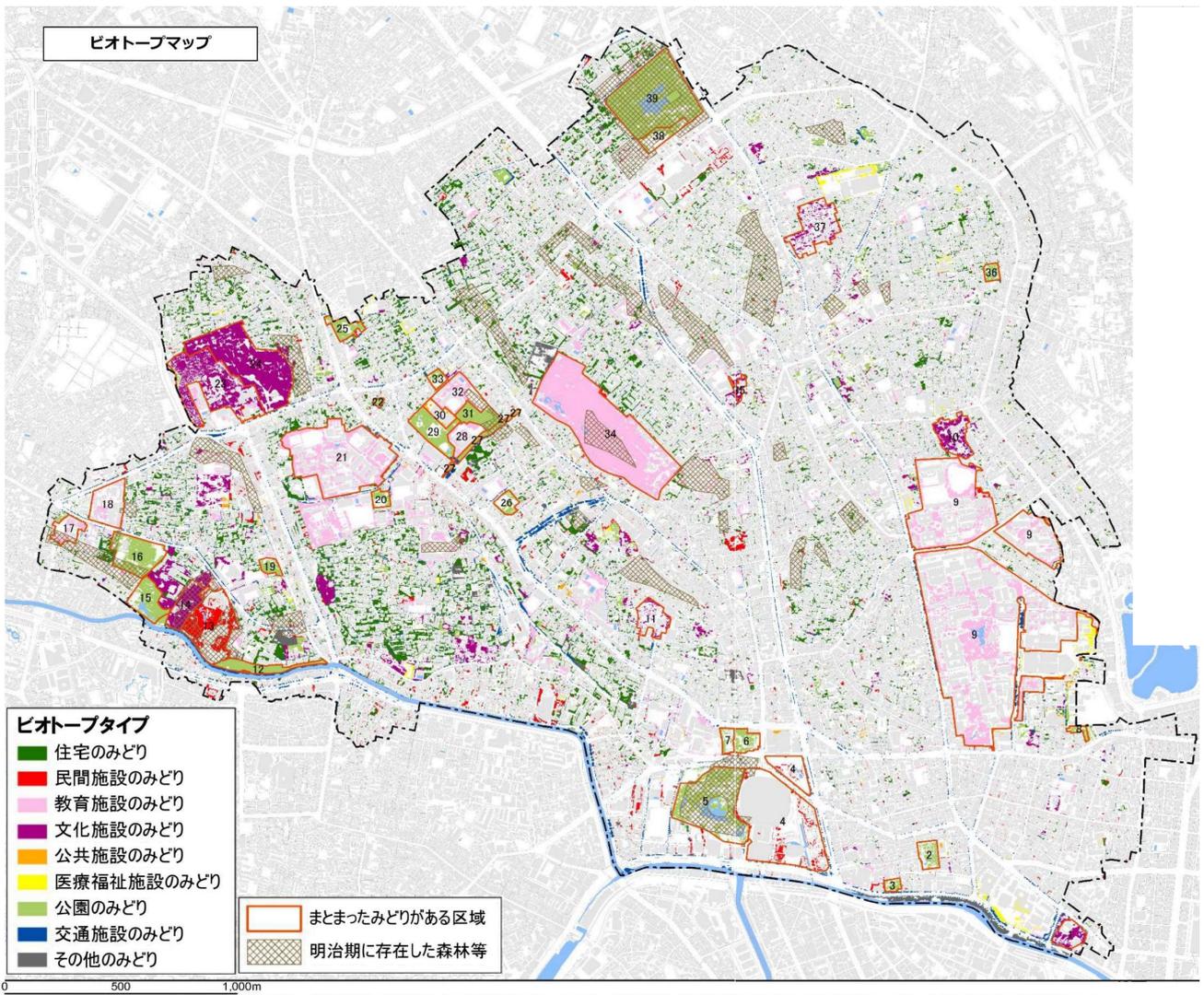
図 8-1

図 8-2

### 区内 8 地点における動植物の確認種数

樹林地を含む根津神社や関口台公園、水辺を含む本郷給水所公苑で、多くの動植物が確認されています。

民有地においても、例えば順天堂大学医学部附属順天堂医院は、屋上緑化等の様々な植栽、神田川への近さも関連し、面積は小さいものの多様な種が確認されています。



※地図の出典:「基盤地図情報」(国土地理院、平成 29 年度)、「数値地図(国土基本情報)」(国土地理院、平成 30 年度)、「関東平野迅速測図」(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 地図画像配信サービス WMS)、「文京区白地図」(文京区、平成 28 年度)  
 図の出典:文京区生物多様性地域戦略 (H31)より引用

### 図 8-3 文京区におけるビオトープマップ

区内のビオトープタイプ別の構成比率を見てみると、「住宅のみどり」が 25.9%と最も多いのが文京区の特徴です。特に関口、目白台、白山、本駒込、小日向等1軒あたりの敷地が広い住宅で「住宅のみどり」が多い傾向が見られます。

次いで多いのが「教育施設のみどり」で区内のみどりの 24.1%を占めます。東京大学やお茶の水女子大学及びそれらに附属する施設等で緑が多く見られます。

また、区内には六義園や小石川後樂園といった大きな都立公園や多数の社寺があるため、「公園のみどり」や「文化施設のみどり」が多いのも文京区の特徴です。

## 9) みどりと区民、事業者の関わり

### 現況

- 公園・緑化・景観施策に対する区民の満足度が高くなっています(図 9-1)。
- 「庭園、神社、仏閣のみどり」、「公園のみどり」についての区民の満足度が高い一方、「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」、「事業所のビル・マンションなどのみどり」、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」についての満足度は低い傾向となっています(図 9-2)。
- 自宅のみどりを増やす区の施策については、認知度が低くなっています(図 9-3)。今後利用してみたい施策については、「苗木の無料配布」が多く、次いで「屋上緑化助成・壁面緑化助成」、「特にない」、「手づくりビオトープの推進」となっています(図 9-4)。
- 公園管理について区民が関わることができる制度については、認知度が低くなっています(図 9-5)。今後利用してみたい制度については、「特にない」が 53.3%と最も多いですが、利用してみたい制度としては、「公園ガーデナー制度」が 22.1%と最も多くなっています(図 9-6)。
- 公園等連絡員、区民管理等の制度を活用し、公園の見守りや清掃等の活動が区民の手によって行われていますが、参加メンバーが固定化されています(図 9-7)。
- 区内の事業者がみどりに関するさまざまな取組を行っています(図 9-8)。

### 課題

- 9-1 「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」、「事業所のビル・マンションなどのみどり」、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」等、都市施設に付帯したみどりに対する満足度が低いため、これらのみどりの魅力を向上させる方法を検討する必要があります。
- 9-2 活動の新たな参加者を増やす方法を検討する必要があります。
- 9-3 区民や事業者に対し区の施策について、より効果的な情報発信をしていく必要があります。

区分	H18	H21	H24	H27	H30	区分	H18	H21	H24	H27	H30
公園・緑化・景観施策	22.6	26.8	22.5	32.1	31.2	地域内外の人との交流推進施策	1.5	1.5	1.8	2.4	2.4
学校教育施策	18.7	19.5	18.3	23.6	26.6	観光・国際施策	—	2.3	—	2.1	2.1
清掃・リサイクル施策	12.7	18.1	17.4	26.3	23.6	心身障害者施策	1.3	0.6	1.6	2.4	2.0
レクリエーション・スポーツ・芸術振興施策	11.6	11.5	8.9	15.4	14.8	地域情報化施策	0.7	0.8	0.8	1.8	1.8
環境施策	6.2	6.9	8.8	11.3	13.6	低所得者施策	0.6	0.6	1.0	1.6	1.6
子育て支援施策	3.7	5.8	6	10.8	11.8	男女平等参画施策	0.8	0.3	0.3	0.5	1.2
高齢者施策	5.9	4.3	8.1	8.6	10.6	NPO/ボランティア振興施策	1.0	0.7	0.6	1.2	0.9
伝統文化保存施策	11.1	9.5	9.4	10.9	10.4	ひとり親施策	0.5	0.4	0.4	0.8	0.6
保健衛生施策	4.9	5.1	6.8	9.0	10.1	中小企業・商業振興施策	1.1	1.0	0.2	0.8	0.6
生涯学習施策	11.0	7.3	5.8	10.1	9.9	青少年施策	0.6	0.2	0.5	0.6	0.4
都市整備施策	4.3	4.5	5.3	5.1	7.8	消費者保護施策	0.3	0.4	0.5	0.6	0.4
防災施策	2.7	2.5	4.0	6.2	5.3	その他	1.6	2.3	2.7	1.0	2.1
住宅・定住施策	1.5	2.0	3.1	3.4	3.8	特にない	37.7	32.8	35.6	19.6	19.3
コミュニティ振興施策	0.9	0.6	1.1	1.7	2.5	無回答	—	—	—	1.9	2.1

グラフの出典：第 20 回～第 24 回文京区政に関する世論調査から作成

図 9-1 文京区の施策に対する区民の満足度

公園・緑化・景観施策に対する区民の満足度が高くなっています。

文京区のみどりに関するアンケート

(1)対面式調査

■配布方法：目白台運動公園、肥後細川庭園(令和元年7月15日)、神明都電車庫跡公園、富士前公園、本郷給水所公苑(令和元年7月21日)での調査員による対面式調査  
調査員を目白台運動公園に2名、それ以外の公園に1名ずつ配置して実施しました。

(2)窓口配布式調査

■配布方法：目白台運動公園・肥後細川庭園の窓口設置  
窓口アンケート用紙及び回収箱を設置し調査を実施しました。  
■調査日：令和元年6月20日～7月15日(アンケート回収箱設置期間)

(3)回答数

計226件(うち、文京区民122件、区民以外104件)  
本資料では、文京区民122件についての集計結果を記載しています。

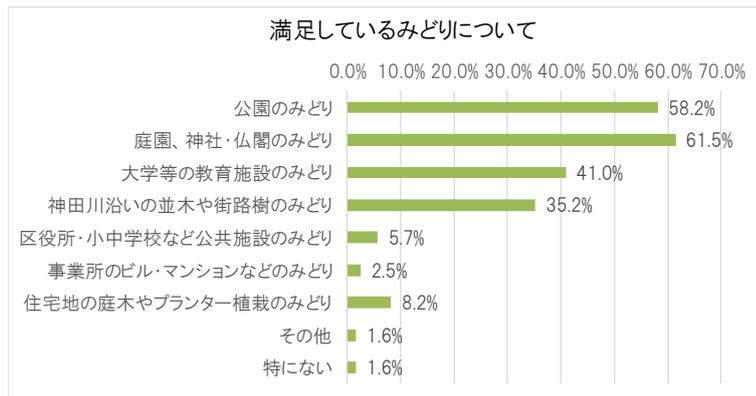


図9-2

満足しているみどり

区内における満足しているみどりについて、「庭園、神社、仏閣のみどり」が61.5%、「公園のみどり」が58.2%と多い結果となりました。「大学等の教育施設のみどり」(41.0%)、「神田川沿いの並木や街路樹のみどり」(35.2%)としたのは回答者の約4割でした。「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」(8.2%)、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」(5.7%)、「事業所のビル・マンションなどのみどり」(2.5%)としたのは回答者の1割未満でした。

自宅のみどりを増やす施策について

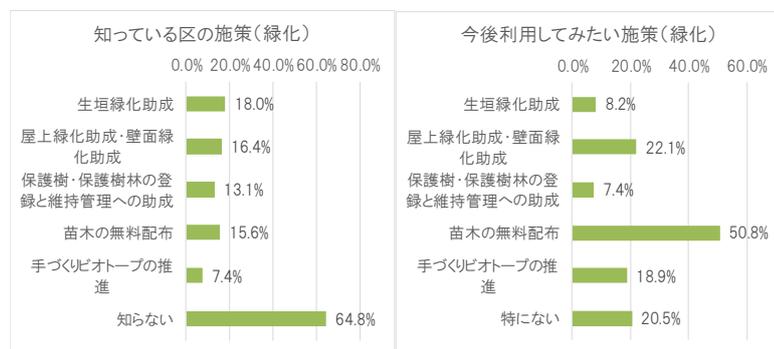


図9-3(左)

図9-4(右)

自宅のみどりを増やす施策のうち知っている施策および今後利用してみたい施策

自宅のみどりを増やす区の施策の認知度については、「知らない」が回答者の64.8%と最も多くなっています。知っている回答したのは、いずれの施策についても回答者の20%未満であり、施策の認知度が低いことが明らかになりました。今後利用してみたい施策については、「苗木の無料配布」が50.8%と最も多く、「屋上緑化助成・壁面緑化助成」が22.1%、「特にない」が20.5%、「手づくりビオトープの推進」が18.9%と比較的多い結果となりました。

公園管理に区民が関わることができる制度について

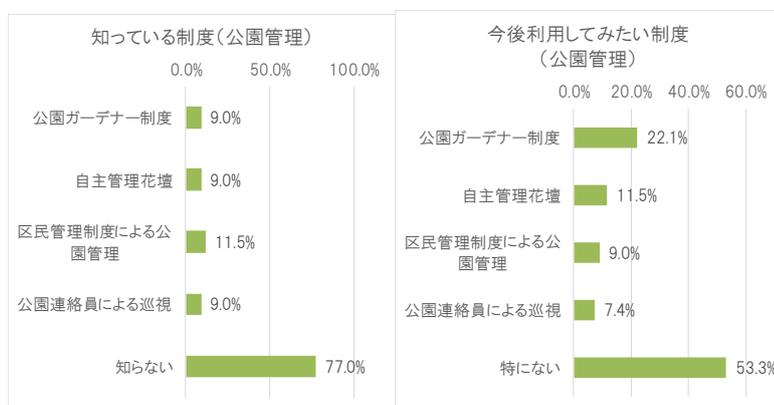
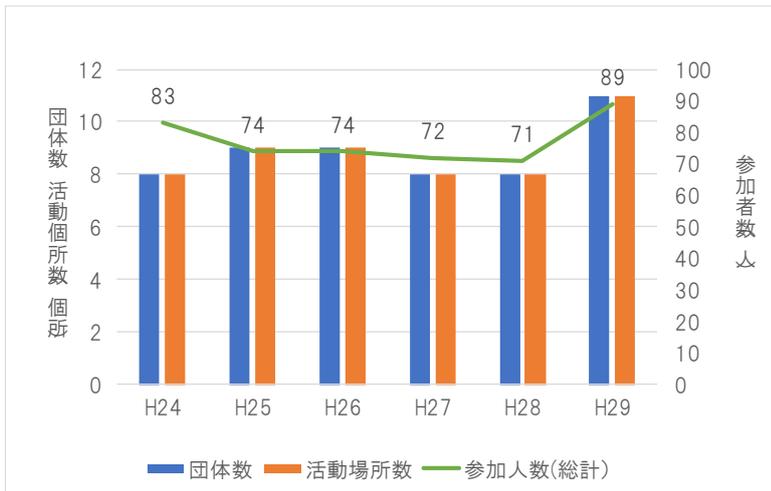


図9-5(左)

図9-6(右)

公園管理に区民が関わることができる制度のうち知っている制度および今後利用してみたい制度

公園管理に区民が関わることができる制度の認知度については、「知らない」が回答者の77.0%と最も多く、知っている制度については、「区民管理制度による公園管理」が11.5%、他の制度は10%未満と、制度の認知度が低いことが明らかになりました。今後利用してみたい制度については、「特にない」が53.3%と最も多く、続いて「公園ガーデナー制度」が22.1%と比較的多い結果となりました。

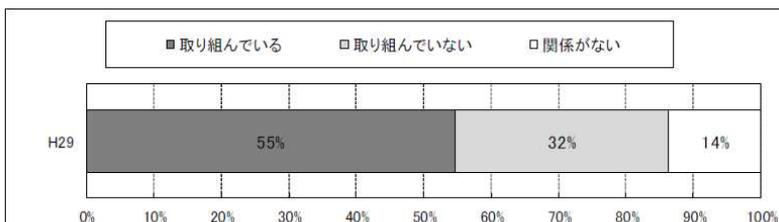


**図 9-7**  
**公園管理に関わる区民活動の現状**

公園等連絡員、区民管理等の制度を活用し、公園の見守りや清掃等の活動が区民の手によって行われています。数年間にわたり参加人数の変動が小さいことからわかるとおり、参加メンバーがある程度固定化されている現状があります。

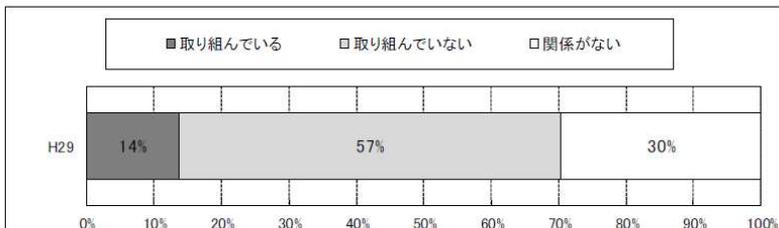
生物多様性に関する取組についてのアンケート(H29年度実施、文京区生物多様性地域戦略より作成)

対象 (事業者)	・大規模事業者(業務部門)29 事業所 (都条例による指定地球温暖化対策事務所) ・中小規模事業者(業務部門)500 事業所 (商用データベースをもとに層別抽出)
回収率	31.8%(161/506) 大規模事業者75.9%(22/29) 中小規模事業者 29.1%(139/477※) ※宛先不明で返却された分は母数から除外
実施期間	平成29(2017)年5月26日発送 6月14日投函締切



<大規模事業者>

※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。



<中小規模事業者>

※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。

**図 9-8**  
**事業者による生物多様性の保全につながる取組について**

平成 29 年の実施したアンケート結果では、大規模事業者では、生物多様性に関する取組に「取り組んでいる」との回答が 5 割以上を占めています。中小規模事業者では、「取り組んでいる」が 2 割未満となっています。

**【参考】みどりははじめとする文京区に関する情報発信**

区報ぶんきょうやホームページによる情報発信のほか、Twitter、Facebook、Youtube 等の媒体を活用して、みどりを知るきっかけづくりを行っています。



■文京区公式フェイスブック



■文京区公式 Youtube チャンネル



■文京区公式ツイッター



■区報ぶんきょう

**【参考】公園の維持管理をサポートするグループの持続的な発展を支援するための仕組み (大阪府豊中市)**

大阪府豊中市における「豊中緑化リーダー会」は、豊中市が平成 16 年度から行っている「緑化リーダー養成講座」を 3 年間受講・修了した人たちが組織された団体です。花やみどりあふれる美しいまちづくりを進めるために、地域での緑化活動の先導役として、地域や学校等の緑化活動への参加、公園等の花壇や樹木の管理、「緑化リーダー養成講座」の支援を行っています。



出典：第 2 次豊中市みどりの基本計画

### (3) みどりの課題の整理と計画の改定方針

「(2) みどりの現状分析」において見えた課題(p11～p32)をまとめると、次のように5つのみどりの課題が整理されました。それぞれのみどりの課題に対応する形で、計画の改定方針として6つの方針を設定しました。

#### みどりの 課題 1

**まちなかで目に見えるみどりを、区内に広がる民有地で増やしていく必要があります。**

- | 課題  | 内容  |
|-----|---|
| 1-1 | 低層建築群および高層建築群の緑被率の増減が、本区全体のみどり量に大きな影響を与えるものとなっています。主たる都市構造区分である民有地の緑被率を上げていくことで、緑被地面積の増加と区全体の緑被率の上昇を図ることができます。          |
| 2-1 | 特に宅地内のみどりを増加させていくことで、目に見えるみどりを生み出していく必要があります。   |
| 3-2 | 民間施設の緑化については、限られた面積で効果を確保できるよう、緑化を誘導する方法について検討する必要があります。  |
| 3-3 | 個人宅のみどりの創出誘導について、より効果的な緑化の取組を検討していく必要があります。   |
| 9-1 | 「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」、「事業所のビル・マンションなどのみどり」、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」等、都市施設に付帯したみどりに対する満足度が低いため、これらのみどりの魅力を向上させる方法を検討する必要があります。 |

#### 計画の改定方針

**目に見えるみどりの充実を図ります。**

**民有地のみどりの活用を促進します。**

#### みどりの 課題 2

**子育て世代の増加をふまえ、公園をより魅力的なものへ更新していく必要があります。**

- | 課題  | 内容  |
|-----|---|
| 4-1 | 今後は量的な拡大が困難な中で、公園の整備のあり方について検討する必要があります。                  |
| 4-2 | 子育て世代が増加し公園に求められるニーズが多様化する中、公園の再整備・有効活用を着実に実施していく必要があります。 |

#### 計画の改定方針

**利用しやすい公園づくりをさらに進めていきます。**

#### みどりの 課題 3

**歴史あるみどりの状況をふまえ、樹木の老朽化にしっかりと向き合っていく必要があります。**

- | 課題  | 内容   |
|-----|--|
| 5-1 | 老朽化した樹木は倒木等のリスクもあるため、みどりの保全、維持管理、更新をバランスよく行う必要があります。 |

#### 計画の改定方針

**樹木の老朽化への適切な対応を行います。**

#### みどりの 課題 4

**人や生きものの暮らしを支えるみどりそれぞれが、適切にネットワークされていく必要があります。**

- | 課題  | 内容   |
|-----|--|
| 3-1 | 公共施設の緑化については、民有地の参考となるよう質を維持・向上させていく必要があります。           |
| 6-1 | 崖線のみどりについて、樹林、湧水、水辺を一体的に維持管理していく必要があります。               |
| 6-2 | 暑熱環境の緩和に寄与するみどりを創出していく必要があります。                         |
| 7-1 | 街路樹についてネットワーク形成の観点もふまえた管理方法を検討する必要があります。               |
| 7-2 | 区内のみならず、区外のみどりを考慮したエコロジカル・ネットワーク形成への貢献について検討する必要があります。 |
| 8-1 | 樹林地、湧水、水辺等、生物多様性に配慮した環境を保全・充実・創出していく必要があります。           |

#### 計画の改定方針

**みどりのネットワークの形成を図ります。**

#### みどりの 課題 5

**区民、事業者、区がさらに積極的に関わり、互いのみどりを高め合っていく必要があります。**

- | 課題  | 内容  |
|-----|---|
| 9-2 | 活動の新たな参加者を増やす方法を検討する必要があります。              |
| 9-3 | 区民や事業者に対し区の施策について、より効果的な情報発信をしていく必要があります。 |

#### 計画の改定方針

**さまざまな場面での区民参画のさらなる促進を目指します。**

### 3 「文京区緑の基本計画」(平成 11 年策定)の検証と 新たな計画のあり方

#### (1) 「文京区緑の基本計画」の概要

区民、事業者、区が協働して実現をめざす計画として、以下の内容が策定されました。

#### 基本理念

人々が手を携え、自然の母体である緑を愛し、守り、育みます。  
そして、豊かな歴史・文化とともに未来のこどもたちに伝えます。

#### 緑の将来像

1) 歴史や文化に培われた緑が継承されています。

2) 緑や生き物が循環する自然が身近なところであり、これを大切にしています。

3) 身近な公園や生活の場に地域の個性が活かされ、暮らしに深く根づいた緑や区民の思いにそった緑があります。

4) まちの様々な緑が相互につながって、緑のネットワークになっています。

5) 区民と事業者、区が手を携えて、手づくりで緑をつくっています。

#### 将来像の実現のための方針

1) 歴史や文化に培われた緑を尊重し、将来にわたって守っていきます。

2) 人間が自然の循環システムの一員であることを再認識し、緑や生き物が棲息・循環できるスペースを身近な場所につくります。

3) 区民の声やまちの個性を活かして、身近な場所に特徴ある公園をつくっていきます。

4) まちの特性にあわせた緑や、暮らしに深く根づいた緑を広げていきます。

5) 大きな緑や身近な緑をつなぐネットワークをつくっていきます。

6) 区民・事業者・区と一緒に文京の緑を考え、地域の緑を育み、楽しむことのできる場やしぐみをつくっていきます。

#### 緑地の保全及び緑化の目標

	現況 (H11当時)	目標値 (概ね20年後)	
緑の量	① 緑被率 文京区全体の面積に対する 緑で覆われた土地の面積の割合	16.0%	17.0%
	② 一人当たり公園面積 整備された公園の総面積を 文京区の総人口で割った数値	3.2m <sup>2</sup> /人	5.0m <sup>2</sup> /人
	③ 身近な公園の面積率 文京区の総面積に対する 住区基幹公園の総面積の割合	1.8%	3.0%

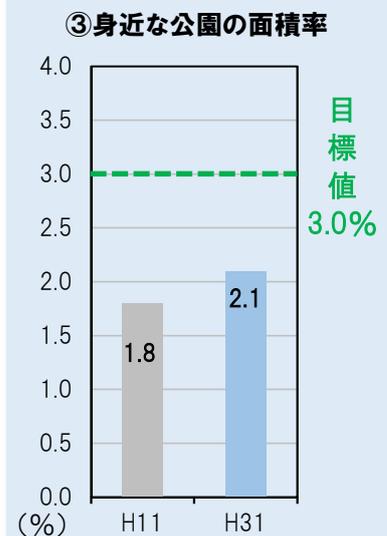
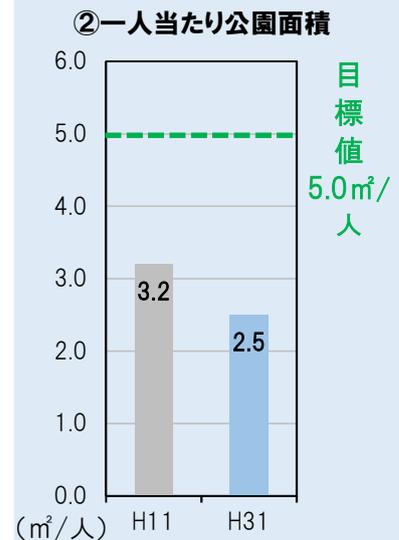
#### 緑の質

- ① 配 置: 身近なところに緑がある
- ② 歴 史 性・文 化 性: 区民が緑の歴史的・文化的価値を誇りに感じている
- ③ 自 然 性: 生き物が身近なところに顔を見せる
- ④ 個 性: 地域での暮らし方や、区民のニーズにそって緑がデザインされている
- ⑤ 公 開 性: 区民が緑に気軽にふれられる

(2) 「文京区緑の基本計画」の検証と新たな計画のあり方

将来像の実現のための方針	現行計画で示された施策 (●令和元年度までに実施済・実施中 ○未実施)
1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護樹林・樹木の指定</li> <li>●風致地区の指定</li> <li>●保護樹林・樹木制度の充実</li> <li>○緑地保全地区の指定の検討</li> <li>●市民緑地制度の活用</li> <li>●歴史・文化にまつわる緑の保全に向けての啓発</li> </ul>
2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然散策(観察)会の開催</li> <li>●動植物の生態調査の実施</li> <li>●自然循環の保全・復元のための啓発</li> <li>○河川の自然度の向上</li> <li>●水辺の保全</li> <li>●身近な場所に生き物を呼べる緑化の推進・誘導</li> <li>●生き物の棲息・繁殖の場としての大規模緑地の機能の維持</li> <li>●樹林・湧水の自然とふれあう場としての活用</li> <li>●区民と自然がより近くふれあえる機会づくり</li> <li>●自然学習・自然観察等の拠点施設の設置</li> <li>●緑のリサイクルの推進</li> </ul>
3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園の新規整備</li> <li>●児童遊園の拡充</li> <li>●公園の質的向上・連携・拡充</li> <li>●児童遊園の再編・拡充</li> <li>●地域特性に応じた特徴ある公園づくり</li> <li>●広範囲の人々が憩える公園づくり</li> <li>●公園整備に関する区民のニーズの把握とそれに対応した公園づくりの推進</li> </ul>
4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりと連携したオープンスペースの創出</li> <li>●公共施設の緑化</li> <li>●接道部・角地の緑化の推進</li> <li>○みどりのモデル地区の指定</li> <li>●景観条例に基づく緑化の誘導</li> <li>●地区計画・緑地協定制度の活用</li> <li>●公共施設の緑化の強化</li> <li>●国・公有地等の緑化の誘導</li> <li>●緑化基準の見直し</li> <li>●地域特性に応じたガイドラインの作成</li> </ul>
5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポケットパーク・グリーンスポットの整備</li> <li>●街路樹・植樹帯の整備</li> <li>●公園等と歩道との一体化</li> <li>○生物が棲息・移動する空間のネットワーク化</li> <li>○河川の親水空間としての充実</li> <li>○積極的に緑地の保全・緑化を図る地区における計画の検討</li> <li>●公園等と緑の散歩道との一体化</li> <li>●緑の散歩道の充実と周知</li> <li>●街路樹等の特徴的な植栽の推進</li> </ul>
6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑に親しむ機会づくり</li> <li>●緑に関する知識の普及</li> <li>●区民意向の把握による公園整備</li> <li>●緑の保全団体の育成</li> <li>●国・都に対する協力の要請</li> <li>●まちの緑の資源のPR</li> <li>●緑のまちづくりの啓発</li> <li>●生徒による学校緑化の促進</li> <li>●個人の参画の推進</li> <li>●区民による緑のバックアップ体制づくり</li> <li>●区民による手づくりの公園整備の推進</li> <li>●公園ボランティアによる維持・管理・行事運営の支援</li> <li>●事業者の地域緑化活動への参加誘導</li> <li>●大学・研究機関との連携</li> </ul>

緑地の保全及び緑化の目標(緑の量)の達成状況



平成11年(2009年)に策定した「文京区緑の基本計画」で目標に掲げた緑被率については、目標を達成することができました。これは、区による公園等の整備だけでなく、住宅や事業所等で区民、事業者がみどりを作り出し、育んできた結果と言えます。

さらに、区内で実施されている公園の再整備においては、整備前に比べ子ども達を含む多くの区民の利用が見られるようになる等、老朽化した公園が区民参画のもとに魅力的な空間へと生まれ変わっています。

また、区のみどりに関するアンケート調査結果からは、自宅のみどりを増やすために今後、利用してみたい施策として「苗木の無料配布」、「屋上緑化助成・壁面緑化助成」、「手づくりピオトープの推進」等が多く挙げられており、区民が自らみどりを創出していく意識を持っています。

一方、事業者の取組では、総合設計制度に基づく公開空地が20箇所設置されており、区内における貴重なオープンスペースになっています。また、都市計画法に基づく特許事業として事業者による都市計画公園の整備が行われ、公共的空間として公開されています。加えて、事業者は、民間ならではの創意工夫によって、新たな魅力あるみどりの創出やイベント等を行っています。

以上のことから、区民、事業者、区が協力してみどりを生み出し、育み、活かしてきたことにより、多様で豊かなみどりを形成していることが分かります。

このような動きをサポートするために、近年、国によって新たな制度も生み出されてきました。事業者等が敷地内に誰もがアクセスできる質の高いオープンスペースを維持していく場合は、その土地に係る税金を減免する市民緑地認定制度が創設されました。また、民間事業者が公園のマネジメントに加わって、収益を挙げつつ公園をより魅力的なものへとしていく事ができる制度としてPark-PFI制度が創設されています。

今後、文京区においては、区民、事業者が主体となって、様々な取組を展開していく事により、文京区のみどりが量だけでなく、質も向上していく可能性があると言えます。それにより、地域の特性に合わせたみどりの整備が可能になり、その地域の憩いの場になるだけでなく、企業の社会的責任を果たすことができます。その実現のため、区は今までの施策を継続的に取り組んでいくだけでなく、区民、事業者をサポートしていく必要があります。

「文京区緑の基本計画」では、区民、事業者、区が協働して実現を目指す計画とされていましたが、それぞれの主体が具体的にどのように取り組んでいくのかについては記載されていませんでした。このことから、新たな計画は、区民、事業者、区が柔軟に様々な役割を担うことで課題を解決し、社会のみどりを取り巻く動向に的確に対応しながら、みどり豊かな未来を築いていくための道筋をしっかりと示すものとします。

#### 新たな計画のあり方

区民、事業者、区が柔軟に様々な役割を担うことで諸課題を解決し、豊かな未来を築いていくための道筋を示すものとします。

- ① 区民は区サポートを受け、自らの手でみどりを生み出し、育てていきます。
- ② 事業者は区サポートを受け、進んでみどりを生み出し、育てていきます。
- ③ 区は、継続的に取り組んでいくべきみどり施策を明確にし、注力していきます。

# 4 本計画の全体像

計画改定の背景、みどりの現状分析から整理されたみどりの課題と計画の改定方針、平成11年度策定文京区緑の基本計画の検証とこれをふまえた新たな計画のあり方に基づき、本計画は以下の構成の下、計画内容を示していきます。

## 計画改定の背景

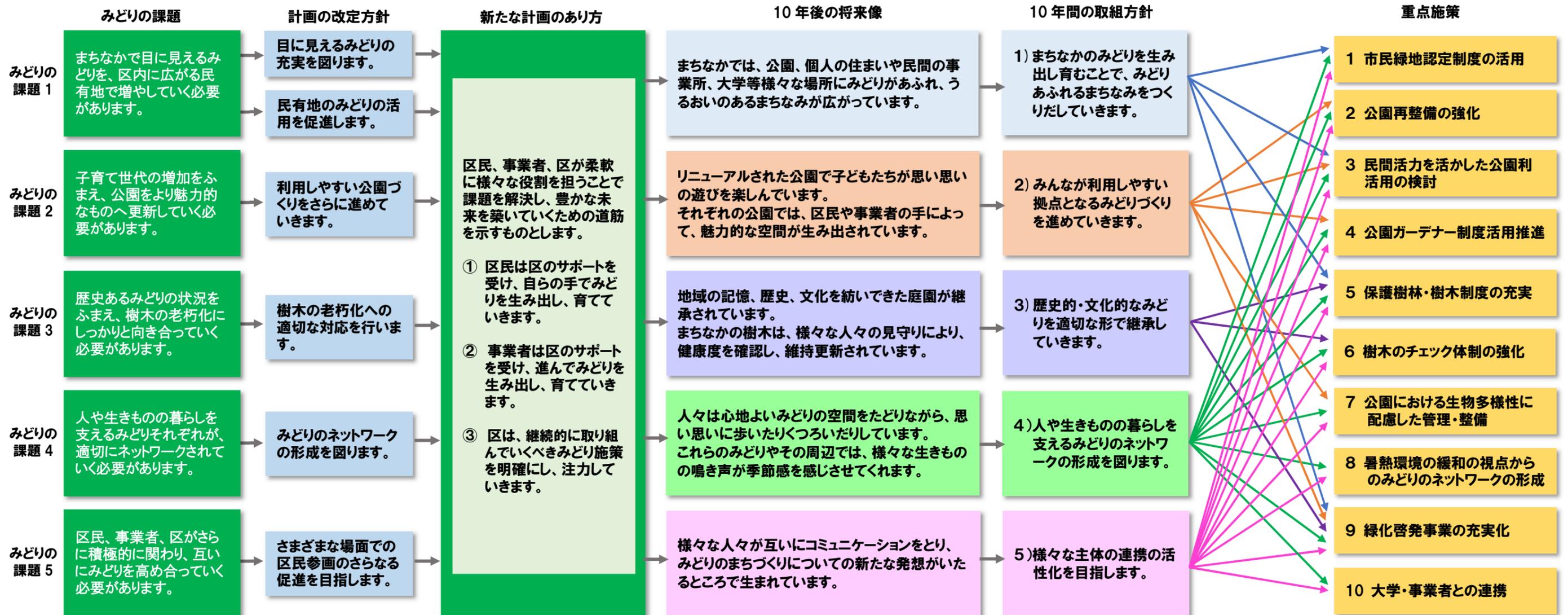
<b>国の方針</b> ○ SDGs 実施指針(H28) 【SDGs(持続可能な開発目標)の推進】 ○ 都市公園法改正(H29) 【官民連携による都市公園の活用】 ○ 都市緑地法改正(H29) 【市民緑地認定制度の運用】	<b>都の方針</b> ○ 都市づくりのグランドデザイン(H29)【中枢広域拠点域等の設定等】 ○ 東京における土地利用に関する基本方針(H31) 【都市開発諸制度の活用によるみどり創出、崖線・丘陵地・河川などのみどりの骨格の保全の推進等】 ○ 東京が新たにすすめるみどりの取組(R1) 【市民緑地認定制度活用促進等】	<b>文京区の関連計画に位置づけられてきた方針</b> ○ 文京区都市マスタープラン(H23) 【みどりのネットワーク軸の形成、目に見えるみどりの増加の誘導】 ○ 文京区環境基本計画(H29)【緑のネットワーク化、水辺の保全】 ○ 文京区生物多様性地域戦略(H31) 【生物多様性の都市の発展・再生】 等
---	--	---

## 平成11年策定文京区緑の基本計画

## 計画の基本理念

人々が手を携え、自然の母体である緑を愛し、守り、育みます。そして、豊かな歴史・文化とともに未来の子どもたちに伝えます。

将来に向けて、どのようにみどりを守り、育んでいくのかについての根幹となる考え方(計画の基本理念)は堅持していきます。



## 5 めざすみどりの姿

### (1) 基本理念

人々が手を携え、自然の母体である緑を愛し、守り、育みます。  
そして、豊かな歴史・文化とともに未来のこどもたちに伝えます。

### (2) 10年後の将来像と10年間の取組方針

まちなかでは、公園、個人の住まいや民間の事業所、大学等様々な場所にみどりがあふれ、うるおいのあるまちなみが広がっています。

➡ **取組方針1** まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。

リニューアルされた公園で子どもたちが思い思いの遊びを楽しんでいます。  
それぞれの公園では、区民や事業者の手によって、魅力的な空間が生み出されています。

➡ **取組方針2** みんなが利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めていきます。

地域の記憶、歴史、文化を紡いできた庭園が継承されています。  
まちなかの樹木は、様々な人々の見守りにより、健康度を確認し、維持更新されています。

➡ **取組方針3** 歴史的・文化的なみどりを適切な形で継承していきます。

人々は心地よいみどりの空間をたどりながら、思い思いに歩いたりくつろいだりしています。  
これらのみどりやその周辺では、様々な生きものの鳴き声が季節感を感じさせてくれます。

➡ **取組方針4** 人や生きものの暮らしを支えるみどりのネットワークの形成を図ります。

様々な人々が互いにコミュニケーションをとり、みどりのまちづくりについての新たな発想がいたるところで生まれています。

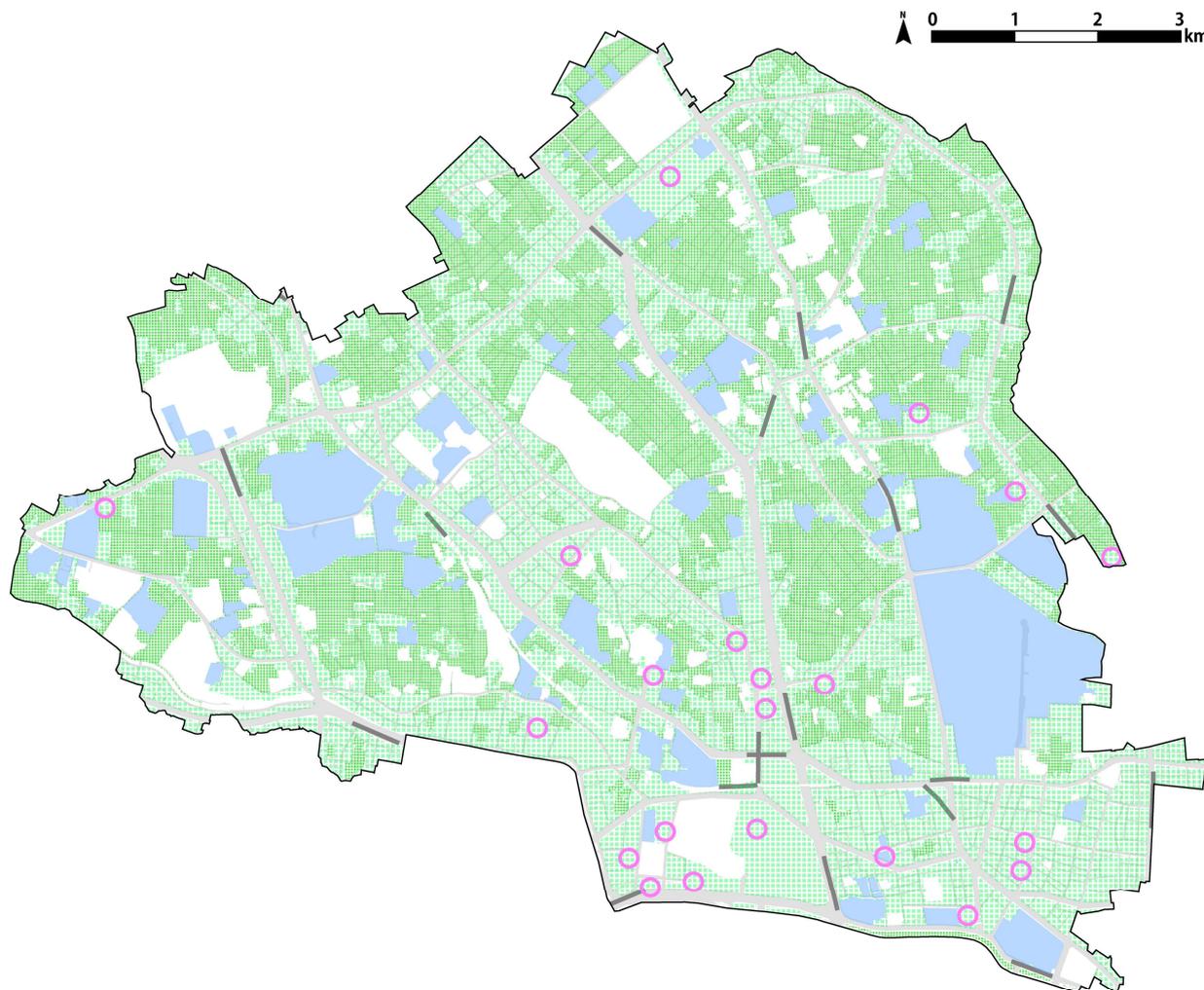
➡ **取組方針5** 様々な主体の連携の活性化を図ります。

### (3) みどりの配置計画

取組方針1～4に対応するみどりの配置計画及びそれらをまとめたみどりの配置計画図を示します。

**取組方針1 まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。**

—まちの特性に合わせたみどりや、暮らしに深く根付いたみどりを広げ、目に見えるみどりを増やしていきます—



 住宅地のみどりを生み出し育てています。



 ビル街のみどりを生み出し育てています。



 区民が利用できるオープンスペースのみどりを魅力的なものにしていきます。



 教育施設におけるみどりを大切にしています。



**取組方針2 みんなが利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めていきます。**

—区民の声やまちの声を活かして身近な場所に特徴ある公園をつくり、利用を促進していきます—



■ 貴重なストックである公園をより魅力的な空間にしています。



● 公園やオープンスペースに隣接する公共施設を活用し、公園と一体となった魅力的な空間を生み出していきます。



**取組方針3 歴史的・文化的なみどりを適切な形で継承していきます。**

—歴史や文化に培われたみどりを尊重し、将来にわたって守っていきます—



■ 歴史的な公園を継承していきます。



● 歴史ある大きな樹木を大切に継承していきます。



■ 社寺のみどりを大切にしていきます。

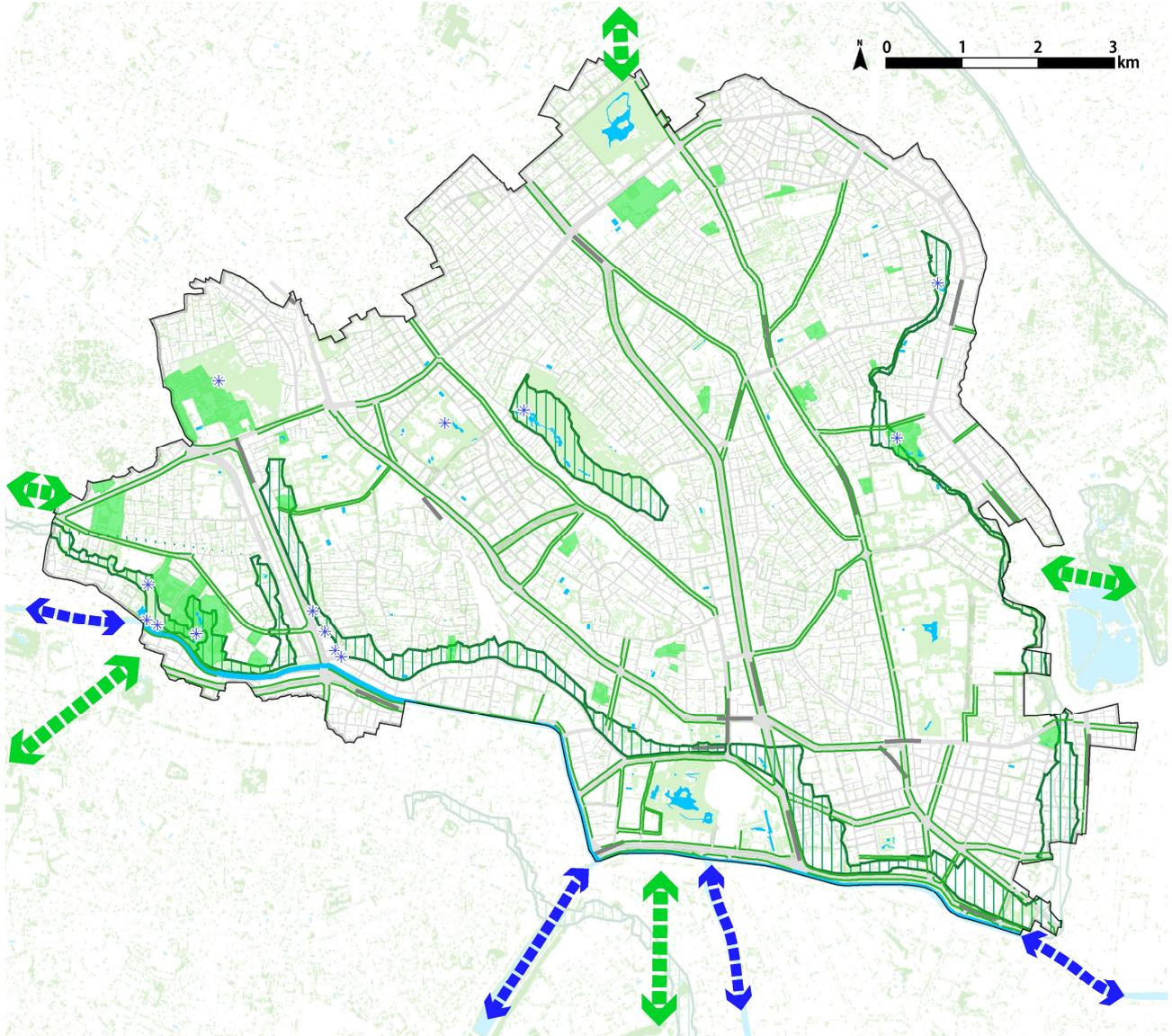


● 大きな樹木を大切に継承していきます。



**取組方針4 人や生きものの暮らしを支えるみどりのネットワークの形成を図ります。**

—大きなみどりや身近なみどりをつなぐネットワークをつくっていきます。人間が自然の循環システムの一員であることを再認識し、みどりや生き物が生息・循環できるスペースを身近な場所につくります—



— 街路樹を大切に維持していきます。暑熱環境を緩和していきます。



□ 崖線の樹林地を確保していきます。



■ まとまりある樹林地を維持していきます。



\* 湧水を保全していきます。



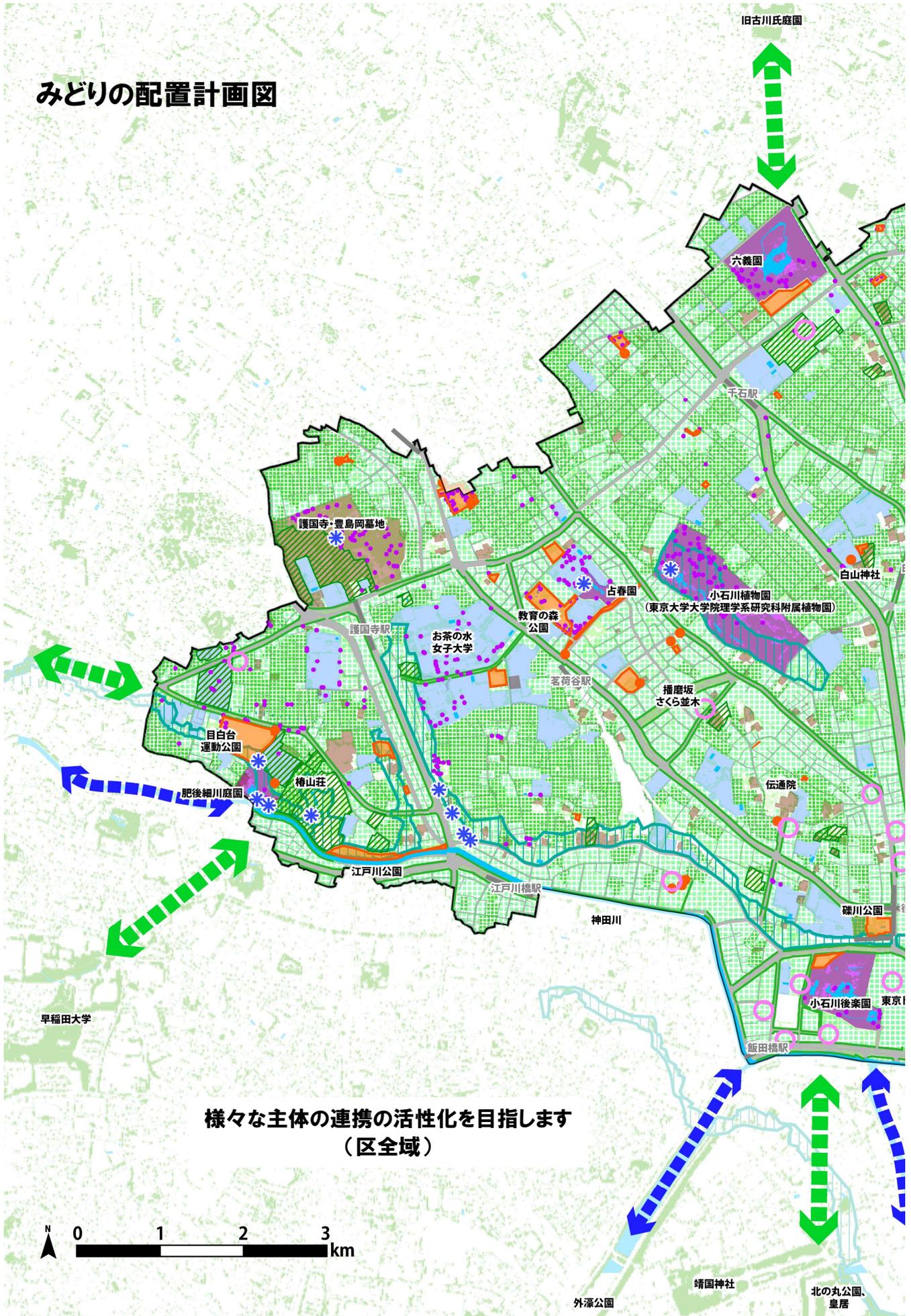
↑ みどりのネットワークの充実に貢献します。



↓ 水のネットワークの充実に貢献します。



# みどりの配置計画図



様々な主体の連携の活性化を目指します  
(区全域)

**まちなかのみどりを生み出し育むことで、  
みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。**

 住宅地にみどりを生み出し育んでいきます。

 ビル街にみどりを生み出し育んでいきます。

 区民が利用できるオープンスペースのみどりを魅力的なものにしていきます。

 教育施設におけるみどりを大切にしていきます。

**みんなが利用しやすい拠点となる  
みどりづくりを進めていきます。**

 貴重なストックである公園をより魅力的な空間にしていきます。

 公園やオープンスペースに隣接する施設を活用し、公園と一体となった魅力的な空間を生み出していきます。

**歴史的・文化的なみどりを適切な形で  
継承していきます。**

 歴史的な公園を継承していきます。

 社寺のみどりを大切にしていきます。

 歴史ある大きな樹木を大切に継承していきます。

**人や生きものの暮らしを支えるみどりの  
ネットワークの形成を図ります。**

 街路樹を大切に維持していきます。  
暑熱環境を緩和していきます。

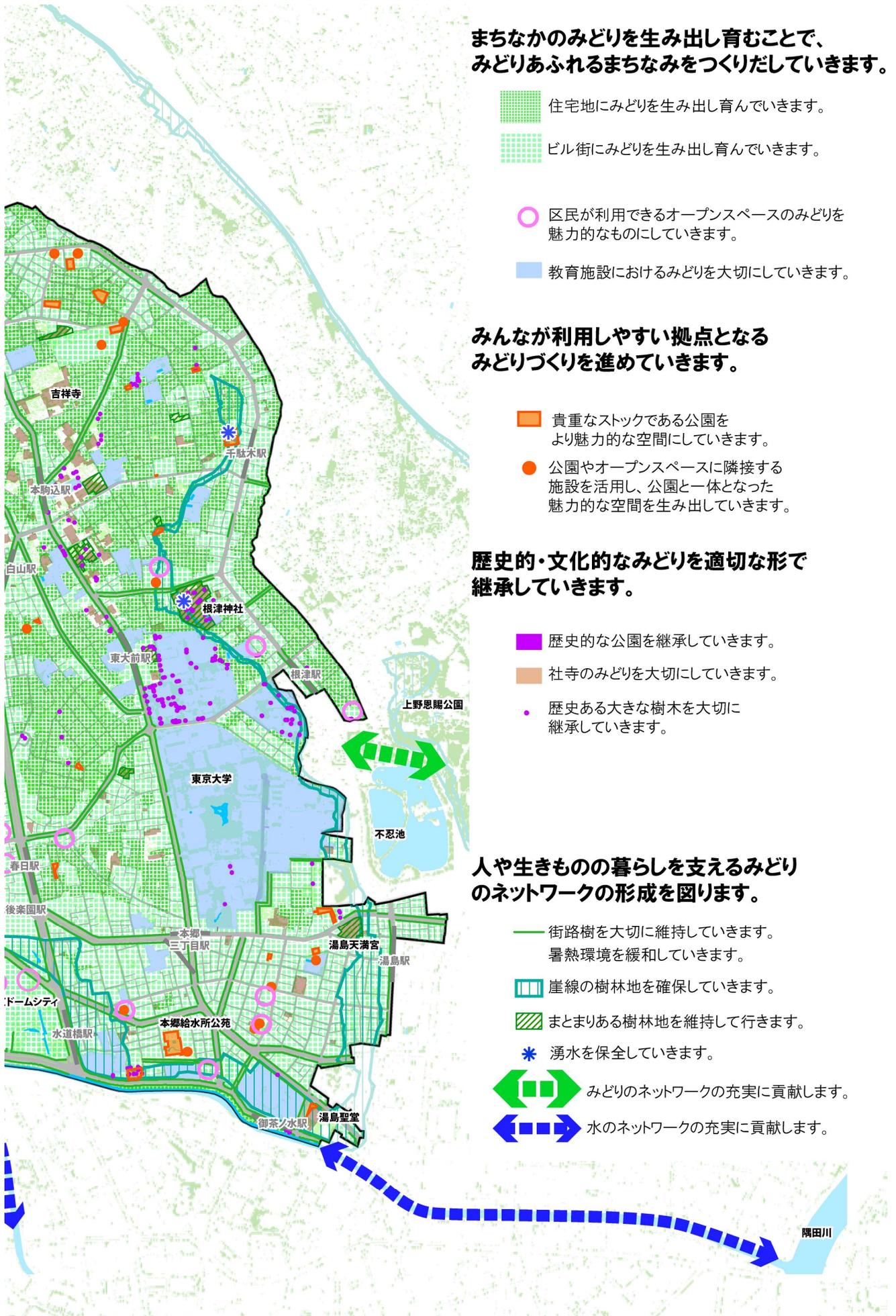
 崖線の樹林地を確保していきます。

 まとまりある樹林地を維持して行きます。

 湧水を保全していきます。

 みどりのネットワークの充実に貢献します。

 水のネットワークの充実に貢献します。



# 6 取組の展開

## (1) 取組の一覧

10年間の取組方針	取組名	主体	取組の内容	具体的施策	施策番号	
1 まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。	住まいや事業所でのみどりの創出と育成	区民	住まいや事業所でみどりを育てていきます。	庭木の植栽 生垣の設置 等		
		事業者	区民や事業者による住まいや事業所で緑を育む取組をサポートしていきます。	屋上緑化助成制度の運用 生垣助成制度の運用 苗木配布事業の実施	1-1 1-2 1-3	
		区	区民や事業者が住まいや事業所で緑を育むために、また、区が公共施設で緑を育てていくために、三者にとって共通する道しるべとなる緑化のルールを運用していきます。	建築に伴う緑化の基準、指針の運用 地区計画制度の活用検討 文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」及び景観法に基づく「行為の届出」	1-4 1-5 1-6	
		事業者	事業所に、区民が利用できるオープンスペースを生み出し、良好な状態で維持していきます。	公開空地の設置 市民緑地認定制度を活用したオープンスペースの快適性の向上と維持 等		
		区	事業者による、区民が利用できるオープンスペースの創出と維持をサポートする取組を行います。	都市開発諸制度の運用 <b>市民緑地認定制度の運用【重点施策1】(新規)</b>	1-7 1-8	
		区民	学校敷地内のみどりを創出・育成します。	生徒による学校内の花壇の設置と手入れ 生徒による学校内の植栽の推進 等		
	学校におけるみどりの創出と育成	区	学校敷地内のみどりの育成をサポートします。	生徒による学校緑化の促進	1-9	
		事業者	キャンパスにおいて積極的にみどりを創出し、育成します。	キャンパスにおける植栽の推進 キャンパスの地域への開放 等		
	2 みんなが利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めていきます。	公園の再整備	区民	主体的に魅力あふれる公園づくりに参画していきます。	公園再整備における意見交換会への積極的な参加 等	
			区	公園づくりの際に区民の意見を集約する場を提供し、意見をふまえて公園の具体的な設計および工事を実施していきます。	<b>公園の再整備の強化【重点施策2】(拡充)</b>	2-1
公園と周辺施設との一体的な魅力の創出		区	公園に隣接、近接する施設を整備・更新し、公園と一体となった魅力を創出していきます。	公園と一体となった公園周辺施設の整備・更新(拡充)	2-2	
		事業者	事業で培ったノウハウを活かして、公園における魅力あふれる空間を演出し、サービスを提供していきます。	公園隣接地において公園利用者を考慮したサービスの提供 公園管理への参画を通じた魅力的な公園空間の形成 等		
民間ノウハウを導入した公園の魅力向上		区	事業者による公園における魅力あふれる空間演出、サービス提供をサポートする取組を行います。	指定管理者制度の運用 <b>民間活力を活かした新たな制度活用の検討【重点施策3】(新規)</b>	2-3 2-4	
		区民	自らの手で公園を心地よい空間として維持していきます。	公園ガーデナー制度等を活用した公園の維持管理への積極的な参加 等		
公園空間の日常的な維持管理		区	区民が自らの手で公園を気持ちのよい空間として維持していけるようサポートします。	<b>公園ガーデナー制度活用推進【重点施策4】(拡充)</b> 自主管理花壇制度の運用 区民管理制度の運用 公園等連絡員制度の運用 公園の維持管理をサポートするグループの持続的な発展を支援するための仕組みの検討等(新規) 区民管理等の意見交換会の開催	2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10	
		区	公園の樹木の剪定や維持管理を行うとともに、倒木等の緊急時の対応を行います。	公園の維持管理 公園の清掃 倒木等への緊急対応	2-11 2-12 2-13	
		区	新たな場所にオープンスペースを設置することができるか適宜検討してきます。	ポケットパーク・グリーンスポットの整備	2-14	
				公園の新規整備の検討	2-15	

10年間の取組方針	取組名	主体	取組の内容	具体的施策	施策番号
3 歴史的・文化的なみどりを適切な形で継承していきます。	樹木の見守り	区民	歴史ある樹木をしっかりと見守っていきます。	保護樹木・樹林制度を積極的に活用した樹木の維持と健康管理 まちなかの樹木の見守り 等	
		区	区民が歴史ある樹木を見守っていただけるようサポートしていきます。	<b>保護樹林・樹木制度の充実【重点施策 5】(拡充)</b> <b>樹木のチェック体制の強化【重点施策 6】(拡充)</b>	3-1 3-2
		区	公園と道路の樹木の診断を定期的におこない、必要に応じて樹木に対する処置を実施します。	街路樹と区立公園の樹木診断	3-3
	歴史ある公園や庭園の継承	区	歴史ある公園や庭園等をしっかりと継承していきます。	都市公園の区域の維持 歴史的庭園の維持管理 都立公園の維持管理	3-4 3-5 3-6
	樹林地のみどりのまとまりの保全	区	樹林地のみどりを開発から保全する手立てを用います。	風致地区の維持 他の緑地保全制度の活用検討	3-7 3-8
	4 人や生きもの暮らしを支えるみどりのネットワークの形成を図ります。	生きもの暮らしの見守り	区民	区内の生きもの暮らしを見守っていきます。	文の京生きもの写真館の活用等
事業者			区民や事業者が生きもの暮らしを見守り情報共有の場を提供します。	文の京生きもの写真館の運用(新規) 専門的な動植物調査の実施検討	4-1 4-2
区					
住まいや事業所での生きもの暮らしを支えるみどりの創出		区民	住まいや事業所に生きもの暮らしを支えるみどりを生み出します。	住まいや事業所における手づくりビオトープの取組やみどりの質の多様化 等	
		事業者	区民や事業者が住まいや事業所に生きもの暮らしを支えるみどりを生み出す取組をサポートします。	手づくりビオトープの取組事例や、取組方法の紹介 緑地認証制度の周知(新規)	4-3 4-4
拠点における生きもの暮らしを支えるみどりの創出		区	ネットワークの拠点となる公園等で、生きもの暮らしを支える緑を生み出します。	<b>公園における生物多様性に配慮した管理・整備【重点施策 7】(拡充)</b> 樹林・湧水の自然とふれあう場としての整備 湧水の保全のための雨水浸透施設誘導	4-5 4-6 4-7
		区			
		区			
みどり資源の再利用		区	みどりのリサイクルを推進します。	公園工事におけるみどりのリサイクルの実施	4-8
まちなかのネットワークの拠点の緑化		区	ネットワークの拠点となる公共施設の緑化を推進していきます。	公共施設の緑化	4-9
ネットワークを構成するみどりの維持		区	ネットワークを構成するみどりを適切に維持し、質を豊かにしていきます。	街路樹・植樹帯の整備 街路樹等の特徴的な植栽の推進 崖線等の法面におけるみどりの確保 神田川の法面や護岸の維持管理、神田川の清掃	4-10 4-11 4-12 4-13
	区				
	区				
	区				
新たなネットワークの構築	区	みどりをつないでネットワーク化していきます。	<b>暑熱環境の緩和の視点からのみどりのネットワークの形成【重点施策 8】(新規)</b>	4-14	
5 さまざまな主体の連携の活性化を目指します。	文京区のみどりについての学び	区民	文京区のみどりについて学びその価値を再認識していきます。	みどりに関するイベントの積極的な参加、開催 等	
		事業者			
	区	区民や事業者が文京区のみどりについて学び、その価値を再認識していくことをサポートしていきます。	<b>緑化啓発事業の充実化【重点施策 9】(拡充)</b> 文京 eco カレッジ親子環境教室の開催 文京 eco カレッジ環境ライブ講座の開催 植物講演会の開催 みどりに関する情報発信	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5	
	区				
	区民意見の把握	区	区民や事業者のみどりに対する意見を定期的に把握します。	世論調査におけるアンケート項目の検討(新規)	5-6
	大学との連携	区	区内の大学等の研究機関との連携を通じて、みどりについての知見を広く区民が共有したり、区民が研究機関のみどりに触れ合ったりすることのできる機会の創出を目指します。	<b>大学・事業者との連携【重点施策 10】(拡充)</b>	5-7
	国や都との連携	区	国や都と連携していきます。	国・都に対する協力の要請	5-8

## (2) 重点施策

### 重点施策 1 市民緑地認定制度の活用

- 市民緑地認定制度を積極的に活用していきます。
- 市民緑地認定制度の認定の要件となる緑化重点地区を区全域に設定します。

総合設計制度に基づく  
公開空地 20 か所

300 m<sup>2</sup>以上の面積の民有地の  
緑地が年間 5～10 箇所創出



#### 市民緑地認定制度の活用

これまで

なし



これから

積極的に認定市民緑地を活用し、  
区民が心地よく利用することのできるオープンスペースを確保・維持していきます。

市民緑地認定制度を活用できるのは、「緑化重点地区」



#### 緑化重点地区を区全域に設定

これまで

明確に定められていませんでした



これから

民有地の緑地が新たに創出される場合と、空地が発生する場合に対応するため、緑化重点地区を区内全域に設定します。

**【10年後の目標】 市民緑地認定制度活用件数 5 件**

目標とするスケジュール	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
市民緑地認定制度の創設		
市民緑地認定制度についての周知啓発		
市民緑地認定制度の運用開始		
市民緑地認定制度の運用		

## 市民緑地認定制度とは

民間主体が自ら緑地を設置管理する制度として、2017年に創設されました。民間主体が都市内の空き地等を公園的な空間として整備・管理する取組を公的に認定するものです。面積が300㎡以上、管理期間5年以上、緑化率20%以上等が認定の条件とされています。認定を受けた土地に係る固定資産税・都市計画税が3年間原則1/2軽減されます(時限措置)。



■市民緑地認定制度を活用した事例 コクーンシティ



■市民緑地認定制度を活用した事例 ノリタケの森

出典: 名古屋市 H.P <http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000104117.html> (2019年8月29日閲覧)

## 緑化重点地区とは

都市緑地法第4条第2項第7号の規定に基づき定められた重点的に緑化の推進に配慮し、緑化推進施策を行う地区のことです。

緑化重点地区では、市民緑地認定制度の活用が可能になり、これまでの官主導による緑地確保だけでなく、官民連携によるみどりの保全、創出が見込まれます。

都心部に位置する文京区においては、区内のいずれの地区においてもさらなる緑化によって緑豊かなまちを形成していくことが求められることから、緑化重点地区を区内全域に定めます。

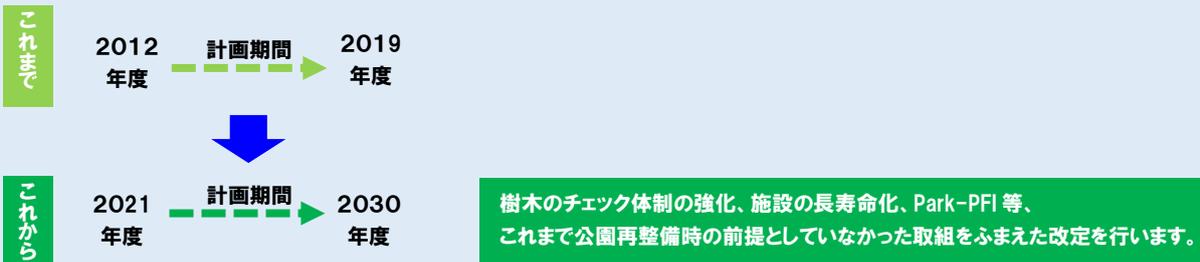
## 重点施策 2 公園再整備の強化

- 公園再整備事業を加速させます。これまでは毎年、設計 2 園、工事 2 園ずつ実施してきましたが、これからは原則として、**設計 4 園、工事 4 園**ずつ実施することを目指します。
- 文京区公園再整備基本計画を**改定**します。

### 公園再整備事業の加速

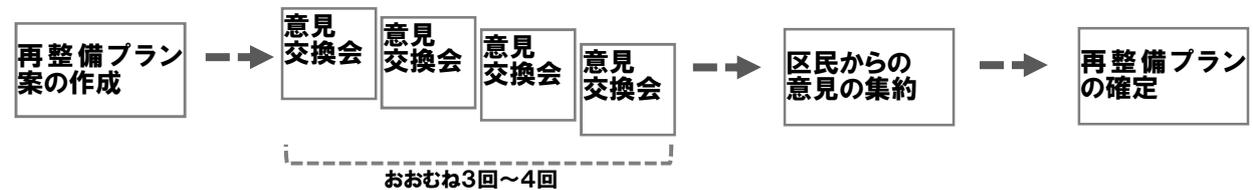


### 公園再整備基本計画の改定



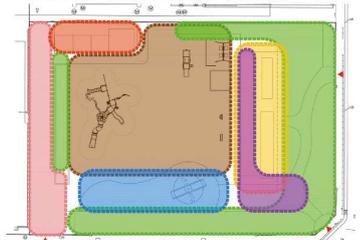
【10年後の目標値】再整備された都市公園の箇所数の割合 28%→70%、児童遊園の割合 9%→30%

### 公園再整備における区民意見の反映について



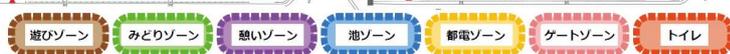
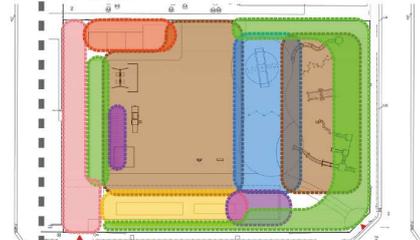
A案

池ゾーンと都電ゾーンの位置を入れ替え、動的レクリエーションと静的レクリエーションの領域区分を明確化した案



B案

遊びゾーンと池ゾーンと緑ゾーンをつなげ、大きな遊び空間を創出した案



■再整備プラン案の例(神明都電車庫跡公園再整備)



■意見交換会の様子(同左)

目標とするスケジュール	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
公園再整備事業のスピードアップ		
文京区公園再整備基本計画の改定		
文京区公園再整備基本計画に基づく事業実施		

### 公園再整備整備前後の比較(六義公園)

#### 整備前



#### 再整備後



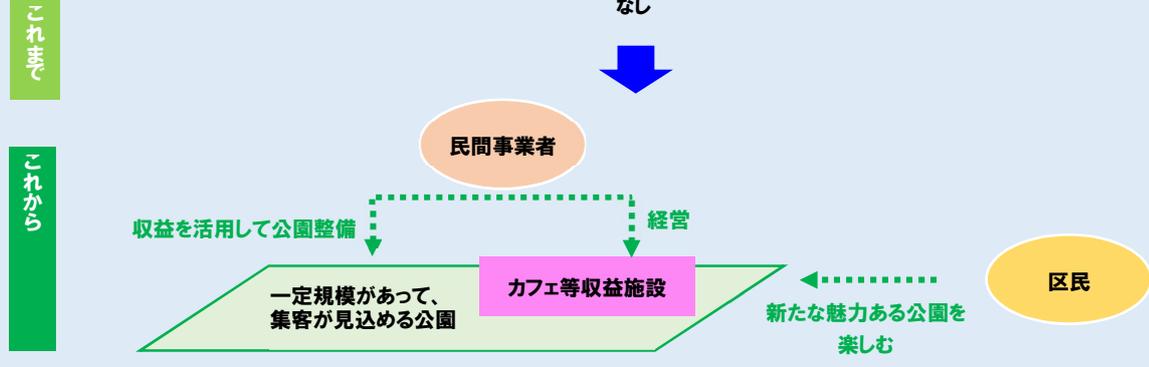
### 文京区公園再整備基本計画とは

文京区における今後の公園再整備及び維持管理運営の在り方を示すことを目的するものです。平成24年度から平成31年度までの8年間を計画期間としています。

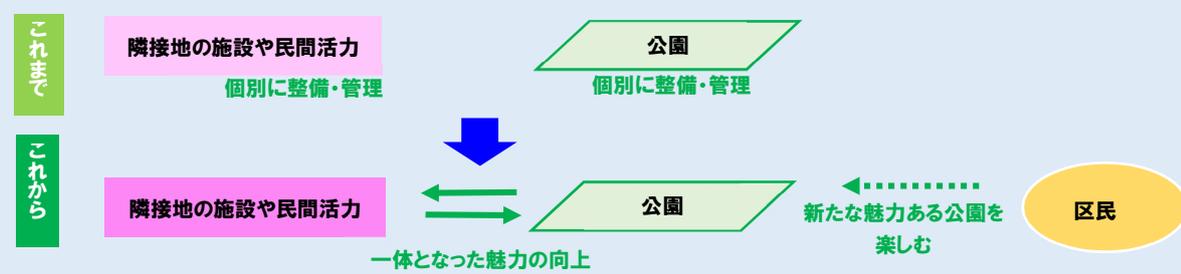
### 重点施策 3 民間活力を活かした公園利活用の検討

- Park-PFI 制度の活用を検討します。
- 公園隣接地における施設や民間活力を活かし、公園の魅力の向上を行います。

#### Park-PFI 制度の活用



#### 公園隣接地における施設や民間活力を活かした公園の魅力の向上



**【10年後の目標】 区内の公園 2 園にて民間活力を活かした公園の利活用を実施**

目標とするスケジュール	前期 (2020 年度-2024 年度)	後期 (2025 年度-2029 年度)
候補地を選定	▶	
民間活力を活かした公園の利活用の実施		▶

#### Park-PFI 制度とは

都市公園に民間の優良な投資を誘導することで都市公園の質を向上させ、公園利用者の利便を向上させるとともに、公園管理者の財政負担を軽減することを可能とする制度です。2017 年に創設されました。

具体的には、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、これらの施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。



■ Park-PFI 制度による事業計画の事例(新宿中央公園芝生広場)

新宿区 HP [https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/midori01\\_002210.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/midori01_002210.html)(2019 年 8 月 30 日閲覧)

## 重点施策 4 公園ガーデナー制度活用推進

- 公園ガーデナー制度の活用を促進します。

### 公園ガーデナー制度活用推進

これまで

区 HP での周知



これから

区 HP での周知  
学校への周知

公園再整備事業とリンクさせ、近隣  
学校にガーデナー活動を呼びかけ

制度紹介資料作成

【10年後の目標】 公園ガーデナー制度を活用している小学校を 2 校から 6 校に増加

### 公園ガーデナー制度とは

公園の花壇づくりに意欲を持つ区民の方々を募り、季節毎に花壇デザインづくりと花の植栽を行うとともに、年間を通じて花壇の手入れを行っていただいています。

2019 年度は、礪川公園の花壇において区民の方々に当制度を活用していただき、さらに、湯島小学校と関口台小学校の生徒のみなさんにも、当制度を活用していただいています。

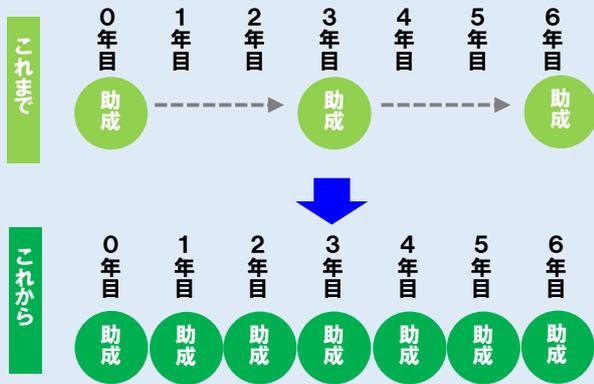


■ 小学生のみなさんによる花壇づくり(公園ガーデナー制度)

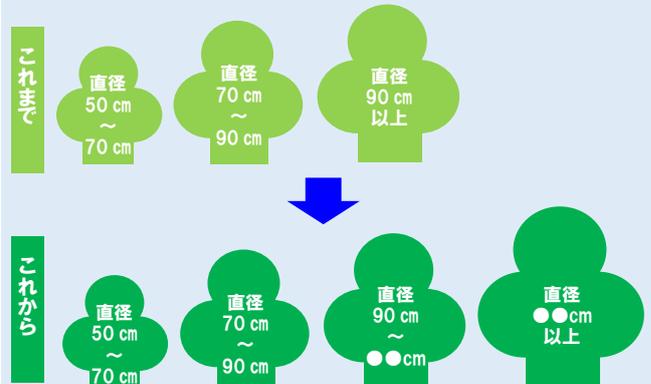
## 重点施策 5 保護樹林・樹木制度の充実

- これまで3年に1回であった助成を、**毎年**行います。
- **特に大きな大径木のランクを創設し、助成額をアップ**させます。
- **樹木医の紹介制度**を検討します。
- これまでは剪定に対して助成を行っていましたが、**樹木診断に対しても助成**を行うことを検討します。

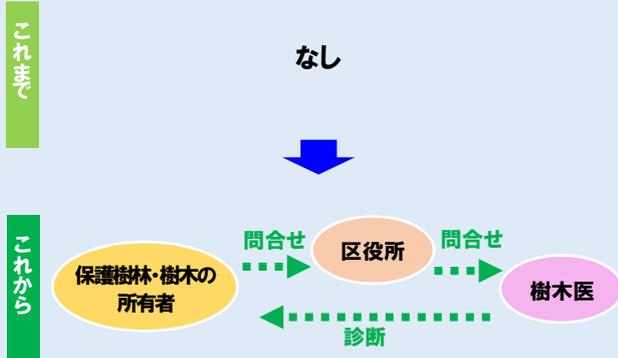
### 助成の頻度



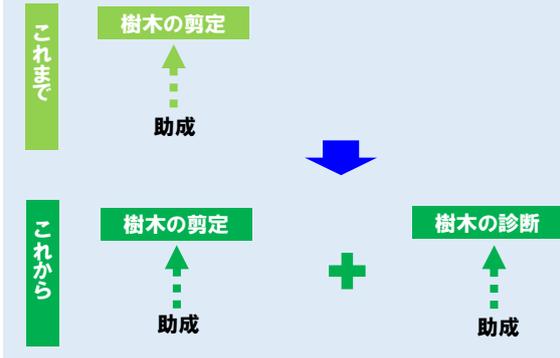
### 特に大きな大径木のランクを創設



### 樹木医紹介制度(検討)



### 樹木診断に対する助成(検討)



目標とするスケジュール	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
助成の頻度を毎年とする	■	
特に大きな大径木の助成額アップ	■	
樹木医紹介制度開始	■	
樹木診断に対する助成の開始	■	
各種制度の運用		■

## 保護樹林・保護樹木制度とは

区内に残された大樹は将来にわたって保存すべき貴重な財産です。こうした樹木を保護樹木として登録していただける方を募集しています。登録した樹木の維持管理を応援します。

また、一定面積の樹林についても保護樹林として登録していただける方を募集しています。

### 助成の内容

#### 保護樹木

樹木の剪定等、維持管理に要した経費の2分の1に相当する額を補助します。ただし、樹木の大きさによって限度額があります。

直径 50 センチメートル以上 70 センチメートル未満：限度額 6 万円

直径 70 センチメートル以上 90 センチメートル未満：限度額 9 万円

直径 90 センチメートル以上：限度額 15 万円

#### 保護樹林

樹林の維持管理に要した経費の2分の1に相当する額を補助します。ただし、樹林の面積によって限度額が異なります。

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満：限度額 10 万円

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満：限度額 20 万円

5,000 平方メートル以上：限度額 30 万円

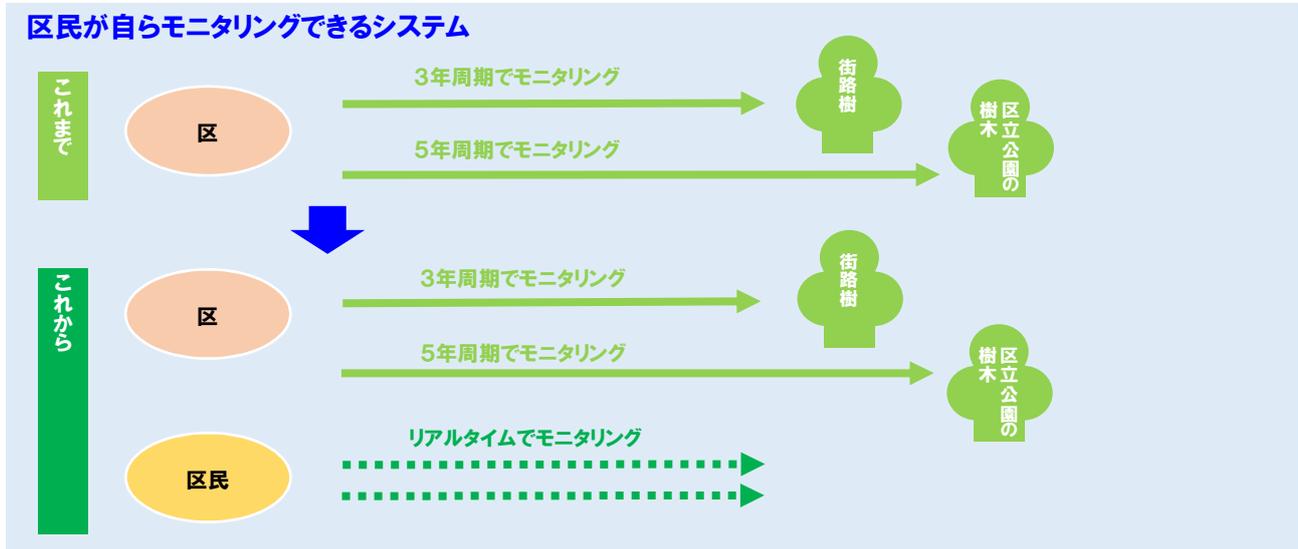


室町時代からあったと言われているクスノキ。地上 1.5メートルにおける幹回りが 8.5メートルあり、樹齢 600 年以上の文京区内で一番大きな樹木です。

## 重点施策 6 樹木のチェック体制の強化

- 樹木の状態を区民が自らモニタリングできるシステムの構築を検討します。

区が毎年、街路樹、区立公園の樹木の診断を行うのは困難



目標とするスケジュール	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
区民によるモニタリングシステムの構築	導入検討	運用開始 運用拡大



## 重点施策 7 公園における生物多様性に配慮した管理・整備

- 公園の維持管理においては、生物の生息環境に配慮した管理を検討します。
- 公園整備、公園再整備の際には、多様な生物の生息を可能にする整備を検討します。

### 公園における生物多様性に配慮した管理・整備

これまで

肥後細川庭園、須藤公園において在来種による植栽を実施

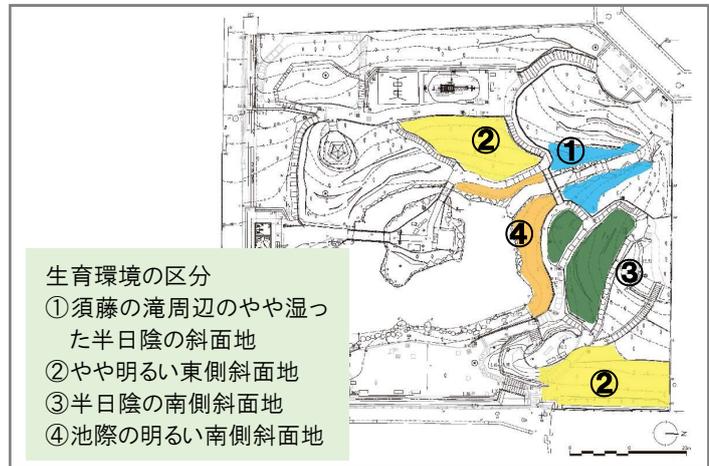


これから

公園再整備事業において、設計時に在来種による植栽計画を検討

### 公園再整備時の在来種植栽計画の例(須藤公園)

須藤公園の公園再整備の際には、現地調査、自然植生調査を踏まえて植栽方針を決定し、東京都在来種ガイドラインを参考として、生物多様性に配慮した植栽計画を作成しました。



- 生育環境の区分
- ① 須藤の滝周辺のやや湿った半日陰の斜面地
  - ② やや明るい東側斜面地
  - ③ 半日陰の南側斜面地
  - ④ 池際の明るい南側斜面地

■ 須藤公園周辺のまとまりのある緑地の位置関係の分析

■ 生育環境の区分

- 亜高木層: モミジ類
- 低木層: ヒサカキ、モチノキ、モッコク
- 草本層: ミズヒキ、ベニシダ、コバノヒノキシダ、ツルデング、クサアジサイ、ヤブミョウガ、ミゾソバ、ツリフネソウ



ミズヒキ



コバノヒノキシダ



ツルデング



ベニシダ



クサアジサイ



ヤブミョウガ

■ 生育環境ごとの候補樹の例(生育環境①「須藤公園内の須藤の滝周辺のやや湿った半日陰の斜面地」)

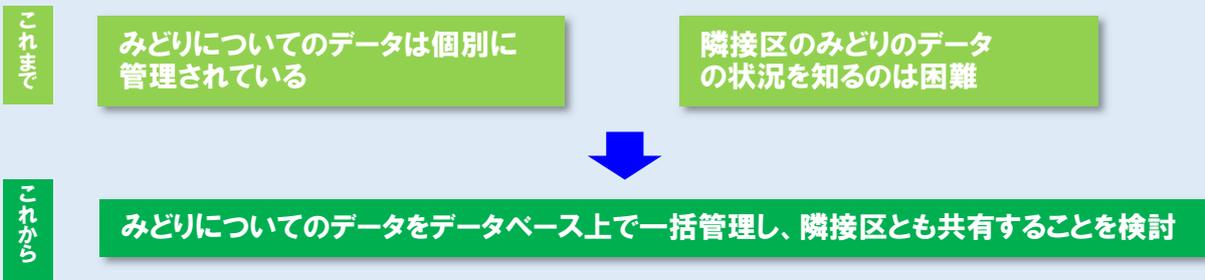
## 重点施策 8 暑熱環境の緩和の視点からみどりのネットワークの形成

- 暑熱環境の緩和効果の観点から街路樹等の樹木をネットワーク化していきます。
- みどりのネットワークのさらなる発展のために、みどりのデータベースの構築を検討します。

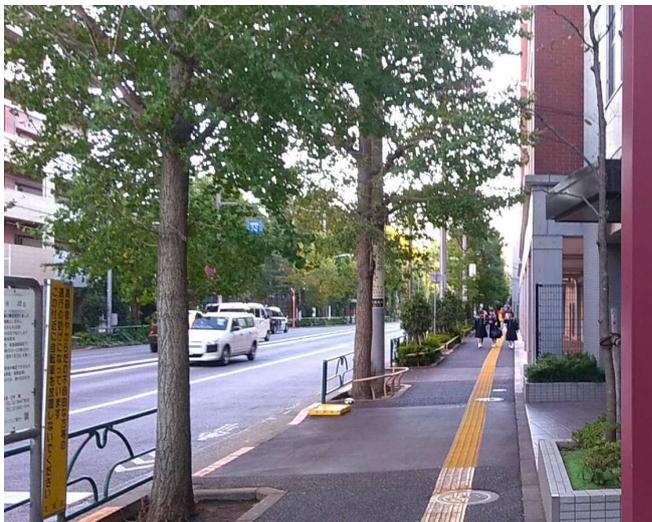
### 暑熱環境の緩和効果がある街路樹等の樹木のネットワーク化



### みどりのデータベース構築の検討



目標とするスケジュール	前期 (2020 年度-2024 年度)	後期 (2025 年度-2029 年度)
街路樹による暑熱環境の緩和	効果の分析	街路樹整備
みどりのデータベースの構築	導入検討	運用開始 他区との共有



#### 「ぶんきょう涼み処」と街路樹

令和元年夏、暑さでの体力消耗を防ぐため、暑さを避けて涼しく過ごせるよう、区内各地に「ぶんきょう涼み処」が開設されました。

写真は、そのうちの向丘地域活動センターの入り口の様子です。沿道には木陰を提供する街路樹が整備されています。このように、様々な暑熱対策をサポートする街路樹等のみどりの整備を検討していきます。

## 重点施策 9 緑化啓発事業の充実化

- 区内の公園等で行っていた自然散策会等の啓発事業を区外でも実施します。
- 親子向けの啓発事業を拡充し、現在の自然散策会(大人向け)の3回のうち1回を親子向けの内容に変更します。
- NPO等の緑化の担い手を育成していきます。

### 自然散策会等の啓発事業を区外でも実施

これまで

小石川後楽園、六義園、小石川植物園や  
東京大学等



これから

小石川後楽園、六義園、小石川植物園や  
東京大学等

新宿御苑、浜離宮等  
区外の公園

民有地のみどり

### 親子向けの啓発事業を拡充

これまで

自然散策会・大人向け

自然散策会・大人向け

自然散策会・大人向け

年3回



これから

自然散策会・大人向け

自然散策会・大人向け

新たな啓発事業・親子向け

年3回

### 自然散策会とは

自然に触れ、樹種の特徴や性質、由来等について、講師の説明を受けながら散策しています。

#### 【過去の実施内容(平成 29 年度以降のもの)】

秋の自然散策会・東大本郷キャンパス 平成 29 年 11 月 12 日(日)

春の自然散策会・六義園 平成 30 年 3 月 11 日(日)

春の自然散策会・小石川植物園 平成 30 年 3 月 25 日(日)

秋の自然散策会・江戸川公園、肥後細川庭園 平成 30 年 11 月 18 日(日)

冬の自然散策会・六義園 平成 31 年 2 月 16 日(土)

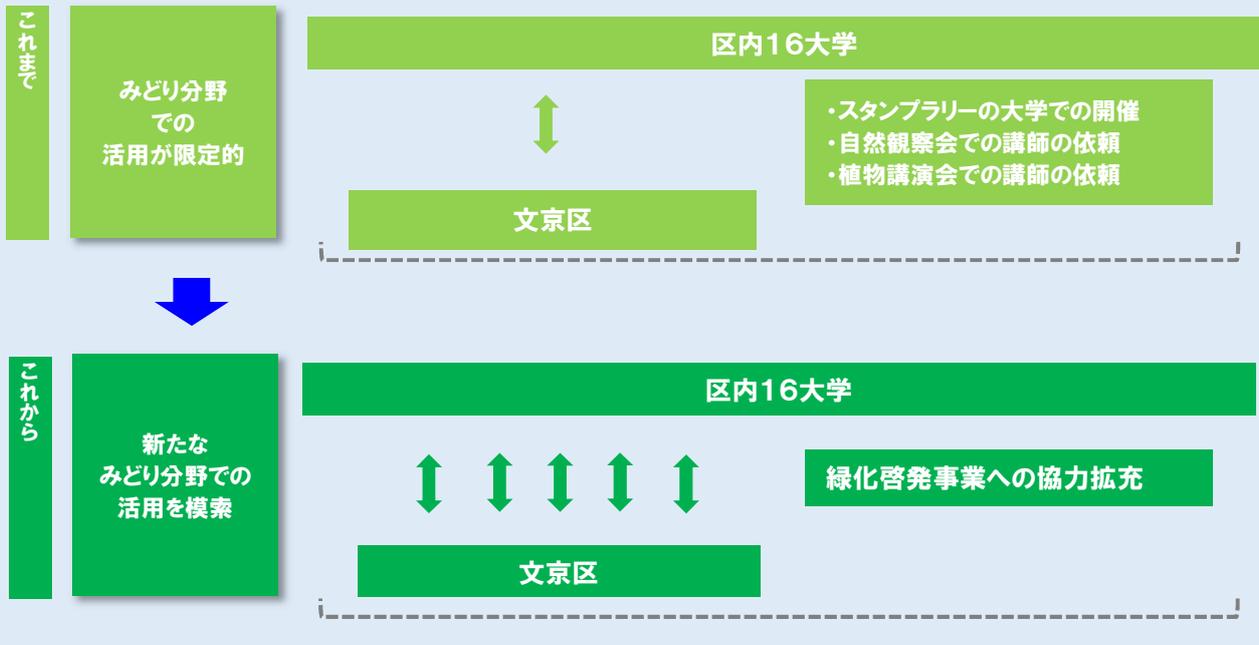
春の自然散策会・小石川植物園 平成 31 年 3 月 16 日(土)



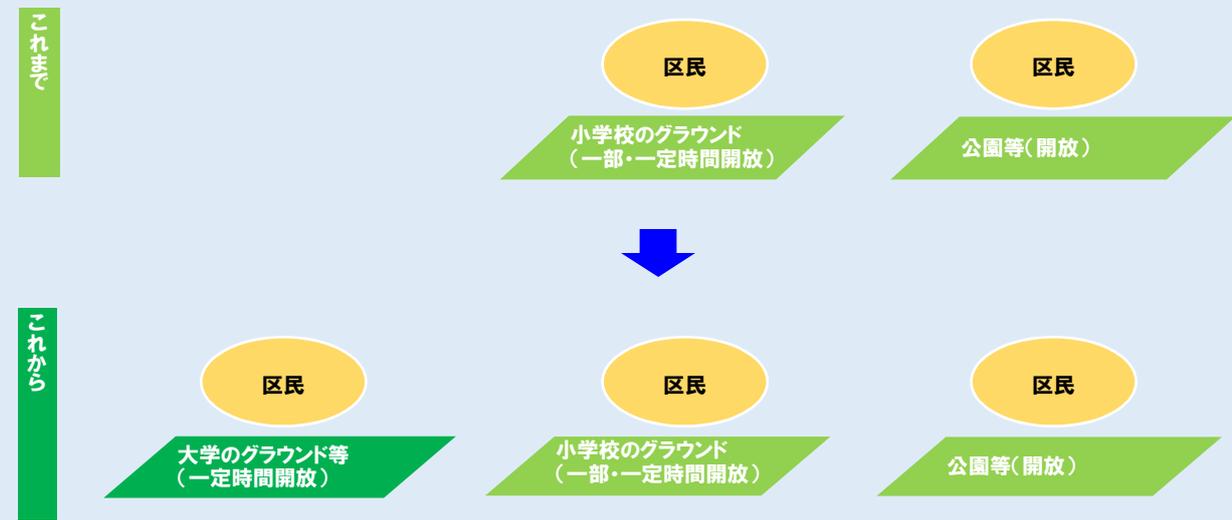
## 重点施策 10 大学・事業者との連携

- 大学と積極的に連携していきます。区は現在 16 の大学と相互協力協定を結んでいます。これらの協定の活用も視野に入れ、みどり分野での大学との連携を構築していきます。
- 具体的には、大学のグラウンド等を、子育て世代が増加している現状をふまえ、一定時間区民に開放していただけるよう働きかけていきます。
- 事業者のオープンスペース等を区民の憩いの場として活用できるよう働きかけます。

### 大学との相互協力協定の活用



### 大学のグラウンド等を一定時間区民に開放していただけるよう働きかけ



### (3) 各施策の詳細

10年間の取組方針	区が実施する具体的施策	施策番号	区が実施する具体的施策の内容											
1) まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。	屋上緑化助成制度の運用	1-1	<p>都市部のヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の防止等、区民の良好な生活環境の向上と改善を図ることを目的として、屋上緑化やベランダ緑化、壁面緑化に対して助成を行います。</p> <p>【補助金交付項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付対象</th> <th>交付額</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上緑化 ベランダ緑化</td> <td>緑化面積が 5 ㎡以上で、樹木の植栽面積が 50%以上あること</td> <td>緑化に要した費用の 1/2 又は 2 万円/㎡の低い方</td> <td rowspan="2">合計限度額 40 万円</td> </tr> <tr> <td>壁面緑化</td> <td>補助資材を使用し、高さ 3m 以上、面積 10 ㎡以上あること</td> <td>緑化に要した費用の 1/2 又は 1 万円/㎡の低い方</td> </tr> </tbody> </table>		交付対象	交付額	限度額	屋上緑化 ベランダ緑化	緑化面積が 5 ㎡以上で、樹木の植栽面積が 50%以上あること	緑化に要した費用の 1/2 又は 2 万円/㎡の低い方	合計限度額 40 万円	壁面緑化	補助資材を使用し、高さ 3m 以上、面積 10 ㎡以上あること	緑化に要した費用の 1/2 又は 1 万円/㎡の低い方
		交付対象	交付額	限度額										
	屋上緑化 ベランダ緑化	緑化面積が 5 ㎡以上で、樹木の植栽面積が 50%以上あること	緑化に要した費用の 1/2 又は 2 万円/㎡の低い方	合計限度額 40 万円										
	壁面緑化	補助資材を使用し、高さ 3m 以上、面積 10 ㎡以上あること	緑化に要した費用の 1/2 又は 1 万円/㎡の低い方											
	生垣助成制度の運用	1-2	<p>一定の基準以上(道路に面して高さ 1m以上、延長 2m以上、相互に葉が触れ合う程度に列植され健全なもの。道路に面していること等)の生垣造成に対し、造成費用等を助成します。</p> <p>【補助金交付の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣 18,000 円/m</li> <li>・ブロック塀撤去 15,000 円/m</li> </ul>											
	苗木配布事業の実施	1-3	区民を対象に苗木の配布を行い、育て方について説明します。											
	建築に伴う緑化の基準、指針の運用	1-4	緑化指導として、民間施設の場合は 200 ㎡以上の敷地に建築物を建てる際に(公共施設は面積要件なし)「文京区みどりの保護条例」に基づき、緑化基準を満たした緑化計画書の提出を求めています。											
	地区計画制度の活用検討	1-5	町丁単位や街区単位等の身近な地区を単位として、住民の皆さんと区が話し合ってまちづくりのルールをつくり、地区計画によるみどりの創出を検討します。											
	文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」及び景観法に基づく「行為の届出」	1-6	一定規模以上の建築行為等を行う場合に、文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」を行います。また、景観法に基づく「行為の届出」を求めます。											
都市開発諸制度の運用	1-7	一定規模以上の開発において、既存の緑地の保全や質の高い緑化空間の創出を促します。その内容に応じて容積率のボーナスを与え、事業者がインセンティブを得られるようにします。												
<b>市民緑地認定制度の運用【重点施策 1】</b>	1-8	<b>P47 参照</b>												
生徒による学校緑化の促進	1-9	総合学習等の一環として、草花育成事業を実施します。												

10年間の 取組方針	区が実施する 具体的施策	施策 番号	区が実施する具体的施策の内容
2) みんなが利 用しやすい 拠点となる みどりづくり を進めてい きます。	<b>公園の再整備 の強化【重点施 策2】</b>	2-1	<b>P49 参照</b>
	公園と一体とな った公園周辺施 設の整備・更新	2-2	道路や隣接公共施設等と公園の一体化を図る整備を検討します。
	指定管理者制 度の運用	2-3	区が指定する法人その他の団体に公園施設の管理を任せます。
	<b>民間活力を活 かした新たな制 度活用の検討 【重点施策3】</b>	2-4	<b>P51 参照</b>
	<b>公園ガーデナー 制度活用推進 【重点施策4】</b>	2-5	<b>P52 参照</b>
	自主管理花壇 制度の運用	2-6	文京区が管理する公園、児童遊園、遊び場、ポケットパークにおいて、区民等による自主的花壇づくりをサポートします。
	区民管理制 度の運用	2-7	地域住民グループと協定を締結し、公園等の清掃・除草や日常点検等を行っていただきます。
	公園等連絡員 制度の運用	2-8	区立の公園、児童遊園等の近隣に住み、町会長の推薦を受けた方を、公園等連絡員として設置し、公園等の利用の適正化を図るため、公園の巡視を行っていただきます。
	公園の維持管 理をサポートす るグループの持 続的な発展を 支援するための 仕組みの検討	2-9	公園の維持管理をサポートするグループにおいて、これまでの参加者から新たな参加者へとノウハウが継承され、サポート体制が持続的な発展が可能となるような仕組みを検討します。
	区民管理等の 意見交換会 の開催	2-10	区民管理制度等を活用しているグループと意見交換する場を設けます。
	公園の維持管 理	2-11	公園・児童遊園としての実体性を備えるため、施設ごとに整備及び維持修繕を行います。
	公園の清掃	2-12	公園等が清潔で、だれもが気持ちよく快適に利用出来るように、清掃及びごみの分別回収、処理を行います。
	倒木等への緊 急対応	2-13	樹木の倒木や施設の破損等の維持修繕及び緊急対応を行います。
	ポケットパーク・ グリーンスポット の整備	2-14	道路敷地内の余剰スペースを利用して、ポケットパークやグリーンスポットを整備します。
公園の新規整 備の検討	2-15	新たな公園整備の可能性のある候補地について整備の必要性を判断します。	

10年間の 取組方針	区が実施する 具体的施策	施策 番号	区が実施する具体的施策の内容
3) 歴史的・文 化的なみど りを適切な 形で継承し ていきます。	保護樹林・樹木 制度の充実【重 点施策5】	3-1	P53 参照
	樹木のチェック 体制の強化【重 点施策6】	3-2	P55 参照
	街路樹と区立公 園の樹木診断	3-3	街路樹を3年、区立公園の樹木を5年ごとに診断します。
	都市公園の区 域の維持	3-4	都市における歴史的・文化的なオープンスペースである都市公園の区域を維持します。
	歴史的庭園の 維持管理	3-5	区立公園である肥後細川庭園や須藤公園等、歴史的背景を持つ庭園を良好な状態に維持管理します。
	都立公園の維 持管理	3-6	都立公園である小石川後楽園や六義園等の歴史的背景を持つ庭園が良好な状態で維持管理されるよう要請します。
	風致地区の維 持	3-7	風致地区を維持します。
	他の緑地保全 制度の活用の 検討	3-8	必要に応じて、市民緑地契約等の制度の活用を検討します。
4) 人や生きもの の暮らしを 支えるみど りのネット ワークの形 成を図りま す。	文の京生きもの 写真館の運用	4-1	「文の京生きもの写真館」をホームページ上に開館し、区内動植物の写真を募集します。投稿いただいた写真画像は、区内動植物の観察記録データとして活用します。
	専門的な動植 物調査の実施 検討	4-2	専門的な動植物調査の実施を検討します。
	手づくりビオト ープの取組事 例や、取組方 法の紹介	4-3	手づくりビオトープの取組事例や、取組方法を紹介していきます。
	緑地認証制度 の周知	4-4	緑地や生物多様性に関する認証制度を周知します。
	公園における生 物多様性に配 慮した管理・整 備【重点施策 7】	4-5	P57 参照
	樹林・湧水の自 然とふれあう場 としての整備	4-6	公園等において、樹林や草地、湧水等の環境がまとまって分布している場合には、これらの環境の連続性を保ちつつ触れ合うことのできる空間を確保できるよう配慮します。
	湧水の保全のた めの雨水浸透 施設誘導	4-7	「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」による雨水浸透施設の設置を誘導します。
	公園工事におけ る緑のリサイク ルの実施	4-8	公園工事における緑のリサイクルの推進を図ります。
	公共施設の緑 化	4-9	文京区みどりの保護条例に基づき、学校等の公共施設の緑化を行っていきます。
	街路樹・植樹帯	4-10	道路の利用形態や地域の実情を踏まえて街路樹・植樹帯の整備を行い

10年間の 取組方針	区が実施する 具体的施策	施策 番号	区が実施する具体的施策の内容
	の整備		ます。
	街路樹等の特 徴的な植栽の 推進	4-11	道路の利用形態や地域の実情を踏まえて街路樹等の特徴的な植栽の推進を行います。
	崖線等の法面 におけるみどりの 確保	4-12	建築に伴う緑化の基準、文京区景観計画への適合を求める際に、崖線部のみどりの確保について協議します。
	神田川の法面 や護岸の維持 管理、神田川の 清掃	4-13	神田川法面緑地の樹木・植栽等の維持管理を行うとともに、塵芥を清掃します。
	<b>暑熱環境の緩和の視点からのみどりのネットワークの形成【重点施策8】</b>	4-14	<b>P58 参照</b>
5) <b>さまざまな主体の連携の活性化を 目指します。</b>	<b>緑化啓発事業の充実化【重点施策9】</b>	5-1	<b>P59 参照</b>
	文京 eco カレッジ親子環境教室の開催	5-2	環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成し、区内の環境保全活動を活性化させることを目的として講座を開催します。
	文京 eco カレッジ環境ライフ講座の開催	5-3	体験型学習の機会を区民に提供し、環境問題に対する意識の高揚を図るため、区内の親子等を対象として教室を開催します。
	植物講演会の開催	5-4	小学校3年生から6年生とその保護者の方を対象として、植物について知ってもらい、関心を持ってもらうことによって、みどりを大切に、守る心を育んでいくことを目的として、講演会を実施します。
	みどりに関する情報発信	5-5	文京区のみどりの資源やみどりのイベントについての情報発信を積極的に行います。
	世論調査におけるアンケート項目の検討	5-6	「文京区政に関する世論調査」のアンケート項目を、施策ごとの課題や満足度がより明確になるようなものへと変更するよう検討します。
	<b>大学・事業者との連携【重点施策10】</b>	5-7	<b>P60 参照</b>
	国・都に対する協力の要請	5-8	情報連絡会等を通じて、国や都に対してみどり施策に関する協力を要請します。

## (4) 都市公園の整備及び管理の方針

重点施策及びその他の取組を踏まえ、都市公園の整備及び管理の方針を定めます。

### ●都市公園の整備の方針

公園の再整備については、地域の声を取り入れながら、迅速に進めていきます。また、社会情勢の変化や法改正等を踏まえ、文京区公園再整備基本計画の改定を行います。

#### (重点施策 2 公園再整備の強化)

なお、本計画の計画期間において、新たな公園整備の可能性がある候補地については、整備の必要性を判断していきます。

### ●都市公園の管理の方針

公園の管理については、官民連携で取り組んでいきます。

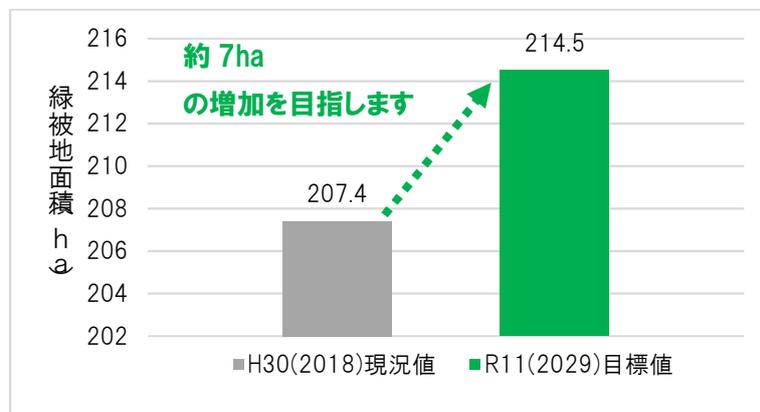
Park-PFI や隣接施設との連携を検討していくとともに、指定管理者制度、公園ガーデナー制度、自主管理花壇制度、区民管理制度等を推進していくことで民間活力の導入の拡充を図ります。

#### (重点施策 3 民間活力を活かした公園利活用の検討)

#### (重点施策 4 公園ガーデナー制度活用推進)

## (5) 緑被地面積の目標値

- これまでの緑被率の推移をふまえ、様々な取組を積極的に展開していくことで緑被地面積の上昇傾向を維持し、2029年に緑被率を現在の18.4%から19%に上昇させます。
- この場合、緑被地面積は約7ha増加することになります。
- 7haという値は、平成11年策定の「文京区緑の基本計画」の計画期間内に区が整備した公園等の面積の約2倍です。



緑被地面積の目標値

# 7 計画の推進

## (1) 推進体制

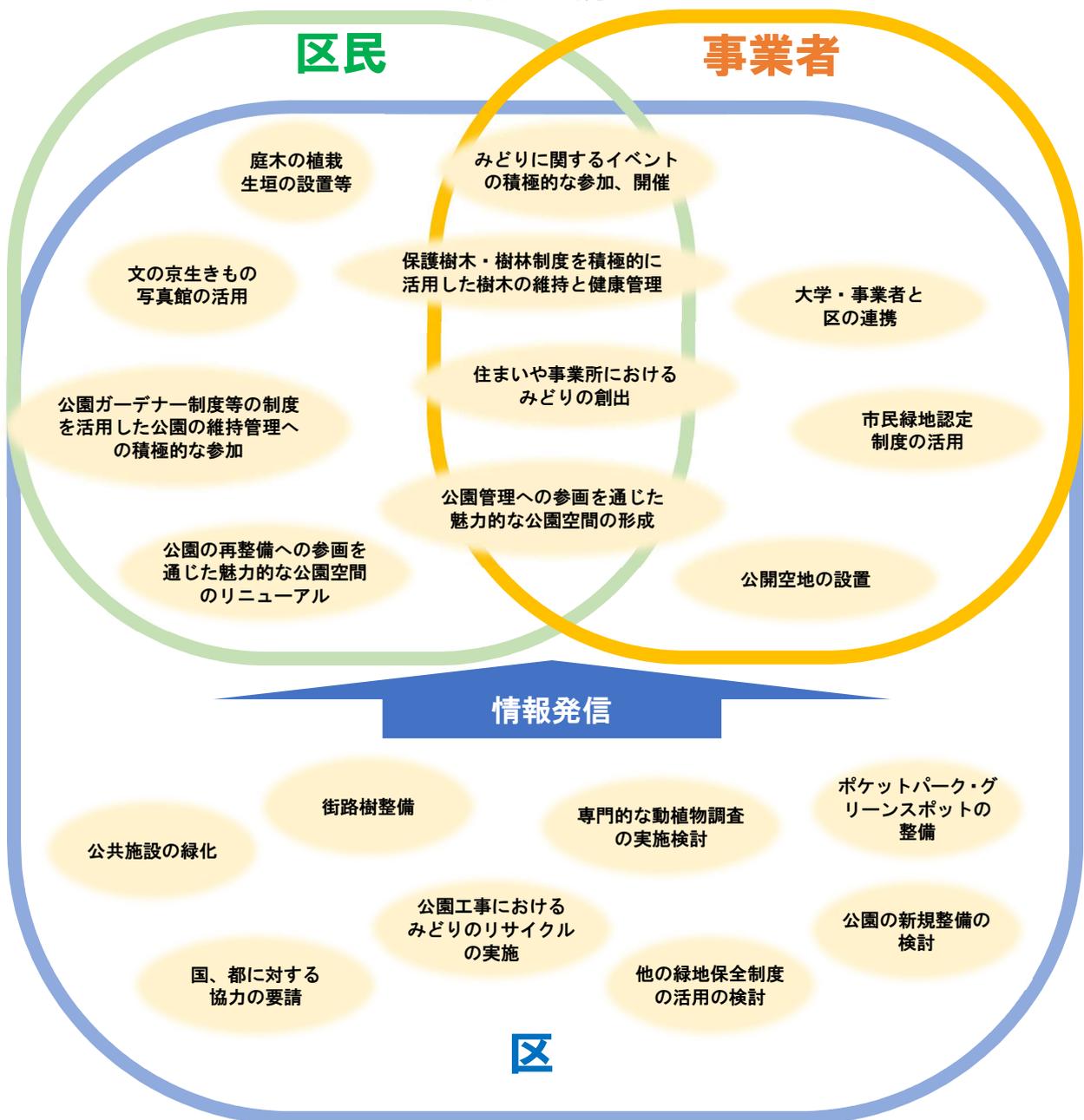
○ 区民、事業者、区が柔軟に様々な役割を担い、取組を展開していきます。

### 計画の基本理念

人々が手を携え、自然の母体である緑を愛し、守り、育みます  
そして、豊かな歴史・文化とともに未来の子どもたちに伝えます

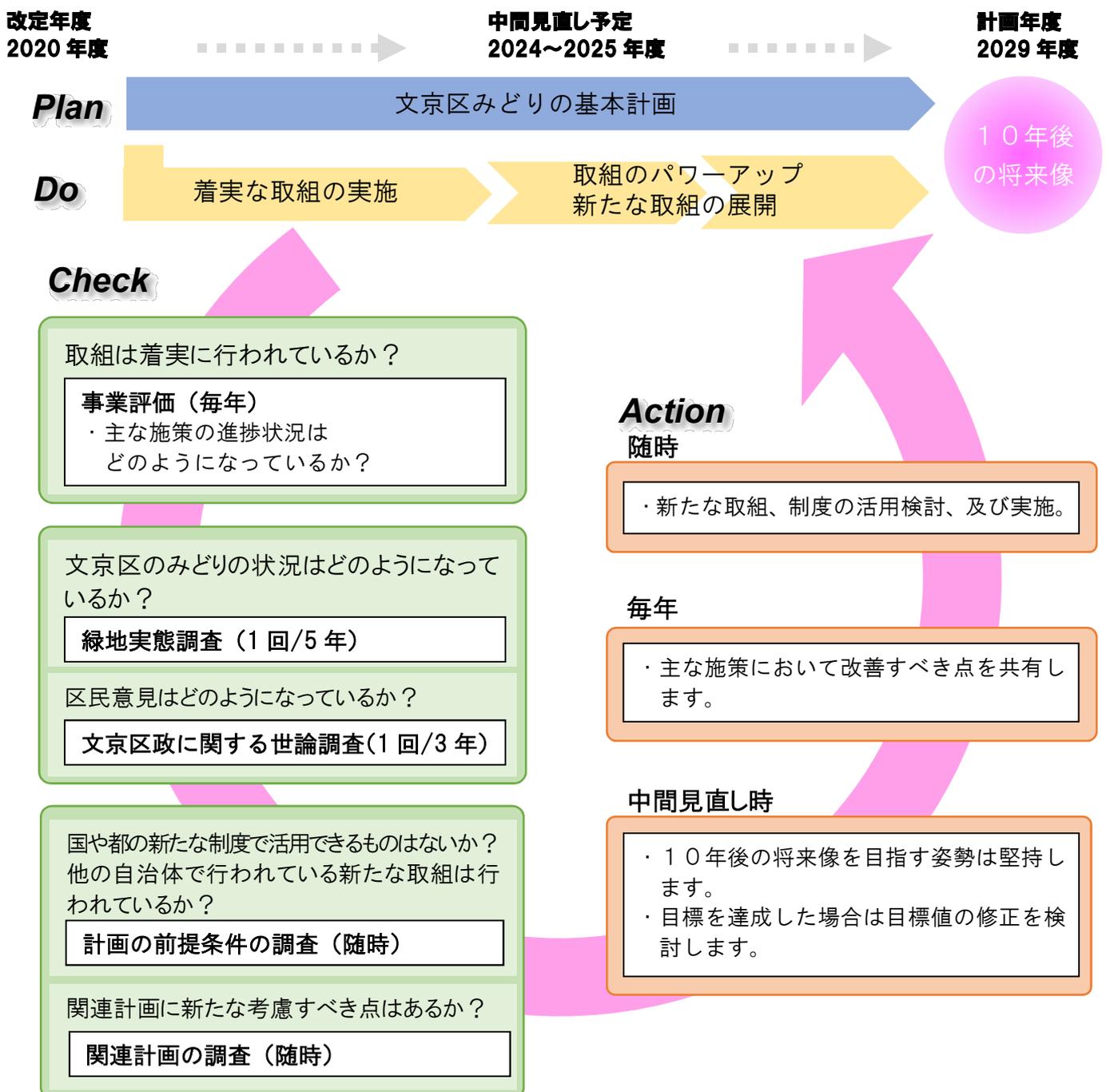
### 積極的な取組の展開

#### —官民連携—



## (2) 進行管理

- 区の上位計画である「文の京」総合戦略では、行政需要の変化を的確に捉えられるよう、毎年の行政評価により、計画期間中であってもより効果的・効率的な手段に組み替え、区政運営を進めていくこととなっています。
- みどりの基本計画は、策定時点での国・都の制度や社会情勢等を前提条件としていますが、計画期間である10年間のうちに変化することも考えられるため、本計画で示されている取組以外に、より効果的な取組が可能となった場合には、柔軟に展開していく必要があります。
- そこで本計画はPDCAサイクルを用いて着実に取組を実施していくこと(Do)を基本としつつ、柔軟な展開を可能とするために状況を評価(Check)し、随時、毎年及び中間見直し時に改善(Action)していきます。



区が展開する具体的施策については、下記の実施時期を基本として、着実な進行管理を行っていきます。

10年間の取組方針	区が実施する具体的施策	施策番号	実施時期	
1) まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。	屋上緑化助成制度の運用	1-1	●	
	生垣助成制度の運用	1-2	●	
	苗木配布事業の実施	1-3	●	
	建築に伴う緑化の基準、指針の運用	1-4	●	
	地区計画制度の活用検討	1-5	◆	
	文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」及び景観法に基づく「行為の届出」	1-6	●	
	都市開発諸制度の運用	1-7	◆	
	<b>市民緑地認定制度の運用【重点施策 1】</b>	1-8	◎	
	生徒による学校緑化の促進	1-9	●	
	2) みんなが利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めていきます。	<b>公園の再整備の強化【重点施策 2】</b>	2-1	◎
公園と一体となった公園周辺施設の整備・更新		2-2	◎	
指定管理者制度の運用		2-3	●	
<b>民間活力を活かした新たな制度活用の検討【重点施策 3】</b>		2-4	◎	
<b>公園ガーデナー制度活用推進【重点施策 4】</b>		2-5	◎	
自主管理花壇制度の運用		2-6	●	
区民管理制度の運用		2-7	●	
公園等連絡員制度の運用		2-8	●	
公園の維持管理をサポートするグループの持続的な発展を支援するための仕組みの検討等		2-9	◎	
区民管理等の意見交換会の開催		2-10	●	
公園の維持管理		2-11	●	
公園の清掃		2-12	●	
倒木等への緊急対応		2-13	●	
ポケットパーク・グリーンスポットの整備		2-14	●	
公園の新規整備の検討		2-15	◆	
3) 歴史的・文化的なみどりを適切な形で継承していきます。		<b>保護樹林・樹木制度の充実【重点施策 5】</b>	3-1	◎
		<b>樹木のチェック体制の強化【重点施策 6】</b>	3-2	◎
	街路樹と区立公園の樹木診断	3-3	●	
	都市公園の区域の維持	3-4	●	
	歴史的庭園の維持管理	3-5	●	
	都立公園の維持管理	3-6	●	
	風致地区の維持	3-7	●	
	他の緑地保全制度の活用を検討	3-8	◆	
4) 人や生きものの暮らしを支えるみどりのネットワークの形成を図ります。	文の京生きもの写真館の運用	4-1	●	
	専門的な動植物調査の実施検討	4-2	●	
	手づくりビオトープの取組事例や、取組方法の紹介	4-3	●	
	緑地認証制度の周知	4-4	◎	
	<b>公園における生物多様性に配慮した管理・整備【重点施策 7】</b>	4-5	◆	
	樹林・湧水の自然とふれあう場としての整備	4-6	◆	
	湧水の保全のための雨水浸透施設誘導	4-7	●	
	公園工事における緑のリサイクルの実施	4-8	●	
	公共施設の緑化	4-9	◆	
	街路樹・植樹帯の整備	4-10	◆	
	街路樹等の特徴的な植栽の推進	4-11	◆	
	崖線等の法面におけるみどりの確保	4-12	●	
	神田川の法面や護岸の維持管理、神田川の清掃	4-13	●	
	<b>暑熱環境の緩和の視点からのみどりのネットワークの形成【重点施策 8】</b>	4-14	◎	
5) さまざまな主体の連携の活性化を目指します。	<b>緑化啓発事業の充実化【重点施策 9】</b>	5-1	◎	
	文京 eco カレッジ親子環境教室の開催	5-2	●	
	文京 eco カレッジ環境ライフ講座の開催	5-3	●	
	植物講演会の開催	5-4	●	
	みどりに関する情報発信	5-5	●	
	世論調査におけるアンケート項目の検討	5-6	◎	
	<b>大学・事業者との連携【重点施策 10】</b>	5-7	◎	
	国・都に対する協力の要請	5-8	●	

【実施時期の凡例】

●実施中 ◎概ね5年以内を目途に実施 ◆随時実施(改定・改修等のタイミングで実施)

## 8 資料編

### (1) 文京区みどりの基本計画改定の経緯

#### 1) 検討経緯

本計画の内容については、文京区緑の基本計画改定協議会にて検討を行いました。また、庁内における検討は、文京区緑の基本計画改定協議会幹事会で行いました。

#### 文京区緑の基本計画改定協議会の検討経緯

回数	開催日	検討内容等
1	2019(令和元)年 5月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行計画に対する取組と文京区のみどりの現状について</li> <li>➤ 現状から見えてきた課題について</li> </ul>
2	2019(令和元)年 9月9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(原案)について</li> </ul>
3	2019(令和元)年 11月11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(素案)について</li> </ul>
4	2020(令和2)年 1月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(案)について</li> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(素案)に対するパブリックコメントの結果について</li> </ul>

#### 文京区緑の基本計画改定協議会幹事会の検討経緯

回数	開催日	検討内容等
1	2019(令和元)年 8月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(原案)について</li> <li>➤ 原案に関する意見について</li> </ul>
2	2019(令和元)年 11月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(素案)について</li> </ul>

#### 2) 委員名簿

文京区緑の基本計画改定協議会の委員は以下のとおりです。

#### 学識経験者・区内関係団体推薦・公募区民

氏名	種別	所属
横張 真	学識経験者	東京大学大学院
坂井 文	学識経験者	東京都市大学
杉田 明治	区内関係団体推薦	文京区町会連合会
川上 延美	区内関係団体推薦	文京区認可保育園父母の会連絡会
田中 ひとみ	区内関係団体推薦	文京区女性団体連絡会
多田 亨	区内関係団体推薦	一般社団法人 日本樹木医会
菊池 正芳	区内関係団体推薦	公益財団法人 東京都公園協会
瀧野 誠	民間事業者	凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部
井戸下 重信	公募区民	
武田 純子	公募区民	
高柳 茂美	公募区民	
小川 敦史	公募区民	

#### 幹事

氏名	種別	所属
久住 智治	幹事	企画政策部長
高橋 征博	幹事	都市計画部長
中村 賢司	幹事	土木部長
八木 茂	幹事	資源環境部長

## (2) 用語解説

### 【あ行】

#### ○ インセンティブ

広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のことを指します。政策目的を実現するための誘導策として、規制緩和や助成金、税制等様々な手法があります。

#### ○ 雨水浸透施設

雨水貯留施設及び雨水浸透施設の総称です。

貯留施設は、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空地进行、本来の土地利用機能を損なうことがないよう、比較的浅い水深の雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設です。建築物の地下を利用し、設置する貯留槽も含まれます。

浸透施設は、地表、あるいは、地下の浅い所から雨水を地中へ分散、浸透させる施設です。浸透ます、浸透トレンチ、道路浸透ます、雨水浸透ます、透水性舗装、透水井等があります。

#### ○ エコロジカル・ネットワーク

生物多様性の拠点となる緑地を、小規模な緑地や街路樹等をつなぎ、生きものが移動できるようにすることで、多種多様な生きものが暮らしやすい状況がつけられた状態のことをいいます。

#### ○ オープンスペース

公園や広場、公共・公益施設の屋外空間、外構に設置された空地等、建築物によって覆われていない土地の総称です。

#### ○ 温室効果ガス

地球を暖める温室効果の性質を持つ気体です。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類の気体が対象となっています。

### 【か行】

#### ○ 崖線

河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのことをいいます。

#### ○ 気候変動

地球の気候が何かしらの形で変化すること全般において用いられています。気温の上昇や低下、それ以外にも降水量や雲量の変化等も気候変動の要素に含まれています。

#### ○ グリーンスポット

道路敷地内等の余剰スペースに修景植栽を中心に整備されたもので、都市の中の緑のオアシスとなっています。

## ○ 景観法

良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び、個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、行為規制や公共施設の特例、支援の方策等を定めた法律です。

## ○ 公開空地

建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に不特定の人々に公開される通路や広場等の空間です。このうち、建築基準法 59 条の 2 に規定された総合設計による建築物の敷地内のうち、歩行者が日常自由に通行または利用することのできる部分を指すこともあります。

## ○ 高度地区

都市計画に基づき、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める制度です。

## 【さ行】

### ○ 市街地再開発事業

市街地開発事業の一つです。都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物と建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業です。

### ○ 指定管理者制度

指定管理者制度とは、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保するしくみを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした制度です。

### ○ 暑熱環境

熱中症を引き起こす条件として環境は重要ですが、我が国の夏のように蒸し暑い状態では気温だけでは暑さは評価できないため、熱中症に関連する、気温、湿度、日射・輻射、風等の要素を考慮した総合的な環境のことを指します。

### ○ 親水空間

水を主題とし、意図的に水と親しむことを主目的にした場所のことを指します。水にふれること、接することに加え、眺めること等も含まれます。

### ○ 水源涵養

土壌が降水を貯留して、河川へ流れ込む水の量を平準化することで洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることをいいます。

### ○ 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことを指します。生物多様性条約では、「すべての生物の

間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。

#### ○ 接道緑化

道路に沿った樹木、植樹帯、生垣(背の低いフェンス、竹組みのもの等を指す)を指します。道路沿いの中を見透かせない塀の内側部分の植栽も接道緑化の対象として算出しています。

#### ○ 総合設計制度

建築基準法第 59 条の2の規定に基づき、一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、その容積及び形態の制限を緩和する統一的な基準を設けることにより、建築敷地の共同化及び大規模化による土地の有効かつ合理的な利用の促進並びに公共的な空地空間の確保による市街地環境の整備改善等を図ることを目的として創設された制度です。

### 【た行】

#### ○ 地球温暖化

大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の温室効果ガスの量が増えることで、地球全体の平均気温が上昇し続けている現象のことを指します。

#### ○ 地区計画

町丁単位や街区単位などの身近な地区を単位として、住民の皆さんと区が話し合っまちづくりのルールをつくり、地区の特性を活かしたきめ細かいまちづくりを進めていく制度です。

地区計画では、その地区に適したふさわしいまちの姿を定めるとともに、その実現のために、建築物の用途・形態などの制限や、道路・公園など施設の配置・規模について総合的・一体的なルールを都市計画として定めます。

#### ○ 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き等に関し必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律です。

#### ○ 都市公園

都市公園法に基づき国及び地方公共団体が設置する公園及び緑地のことをいいます。

#### ○ 都市公園法

都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律です。都市における緑とオープンスペースを整備、保全、活用し、良好な都市環境を形成していくためには、都市公園法に基づく各制度について、その趣旨に則って適確に運用していくことが重要です。

## ○ 都市施設

都市生活に必要不可欠な施設で、良好な都市環境を保持するための施設の総称です。都市計画法では、道路、都市高速鉄道、河川、公園、緑地、水道・電気・ガス等の供給施設、下水道、ごみ焼却場等が列挙されています。

## ○ 都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律です。都市における緑地の保全及び緑化の推進にあたっては、都市計画制度、都市公園制度その他都市における自然的環境の整備又は保全を目的とする制度に加えて、都市緑地法に基づく制度を総合的かつ計画的に活用していくことが重要です。

## ○ 土地区画整理事業

市街地開発事業の一つです。土地区画整理法に基づき、都市計画地域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業のことを指します。

## ○ 特許事業

都市計画法第 59 条の 4 項に基づき、民間事業者が都知事の認可を受けて都市計画事業として実施するものです。区内には都市計画後楽園公園の特許事業として東京ドームシティがあり、公共的空間として解放されています。

## 【は行】

### ○ バリアフリー

障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することです。

### ○ ビオトープ

一般的には、都市や農村、山林等も含むあらゆる場所において生きものの棲み着くことのできる場所をいいます。文京区内においても大規模な公園や庭園等に限らず、街路樹や施設の外構、住宅のみどり等も生きものが棲み着くことのできる場所であるため、文京区ではビオトープと表現しています。

### ○ 風致地区

都市計画法に基づき、自然的景観を維持し、樹林地等の緑の保存を図るべき地域に指定する環境保全のための制度です。建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について規制があります。文京区においては、水道橋より昌平橋にいたる神田川、中央線線路敷を含む一帯(お茶の水)と、江戸川公園、肥後細川庭園、椿山荘を含む神田川沿いの一帯(関口台)の 2 地区で指定されています。

### ○ 文京花の五大まつり

毎年四季折々の花をテーマに、湯島天満宮や根津神社、白山神社、播磨坂を会場として行われる、地域が主体となった大きなイベントです。

○ **ポケットパーク**

道路敷地内の余剰スペースに修景植栽に加えて休憩施設・彫刻等を設置したもので、都市の中の緑のオアシスであるとともに地域のシンボルとなっています。

**【や行】**

○ **容積率**

敷地面積に対する建築物の延床面積の割合です。

○ **用途地域**

都市計画法に基づき、地域ごとの性格に応じて土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物に一定の制限を加える制度です。全部で13種類があり、文京区内ではそのうちの8種類が定められています。

**【ら行】**

○ **緑視率**

人の普通の視野の範囲で撮影された写真を用い、その中に占める樹木等の緑の面積占有から算出される緑の割合のことを指します。

○ **緑被率**

樹木地、植栽地、草地等の植物で覆われた面積(緑被地)が、土地の面積に占める割合のことを指します。